

**第2次那珂市総合計画
後期基本計画
(素案)**

令和4年8月

目 次

第1部	序論	1
1	後期基本計画策定の趣旨	2
2	総合計画の構成と期間	3
3	後期基本計画の進行管理と行政評価	4
4	前期基本計画における取組	5
5	自治体に求められる視点	10
第2部	後期基本計画	11
序章	計画の策定に当たって	12
1	まちづくりの目標	12
2	計画策定の考え方	13
3	将来人口推計	22
4	施策の体系	24
第1章	みんなで進める住みよいまちづくり	25
施策1	地域コミュニティの充実を図る	26
施策2	誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する	28
施策3	市民との協働によるまちづくりを推進する	32
施策4	互いに尊重し合う社会の形成を図る	36
第2章	安全で快適に暮らせるまちづくり	40
施策1	災害に強いまちをつくる	41
施策2	犯罪を防ぐまちをつくる	46
施策3	交通安全を推進する	49
施策4	健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る	52
施策5	地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る	56
施策6	利便性の高い交通基盤を整える	60
施策7	自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する	64
施策8	安定的に水道水を供給する	68
施策9	効率的に生活排水を処理する	71
第3章	やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり	74
施策1	安心して子どもを産み育てられる環境を整える	75
施策2	高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える	80
施策3	障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える	84

施策4	家庭や地域で支え合う福祉環境を整える	88
施策5	適切な医療が受けられる環境の充実を図る	91
施策6	健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る	95
第4章	未来を担う人と文化を育むまちづくり	99
施策1	豊かな心を育む学校教育の充実を図る	100
施策2	未来を担う青少年の健全育成を図る	106
施策3	生涯にわたり学ぶことができる環境を整える	110
施策4	スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える	114
施策5	歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る	118
施策6	多様な文化と交流する機会の充実を図る	121
第5章	活力あふれる交流と賑わいのまちづくり	124
施策1	活力ある農業の振興を図る	125
施策2	地域に活力をもたらす商工業の振興を図る	129
施策3	地域資源を活かした観光の振興を図る	133
第6章	行財政改革の推進による自立したまちづくり	136
施策1	効果的・効率的な行政運営を推進する	137
施策2	健全な財政運営を図る	141
施策3	多様な行政サービスを提供する	144

第1部 序論

1 後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とした第 2 次那珂市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）により、各分野で計画的にまちづくりを進めてきました。

現在本市は、社会経済情勢や人口構造の変化、デジタル化をはじめとする技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の意識と日常生活の変化、激甚化する自然災害への対応など、様々な課題に直面しています。また、社会保障費の増大や社会資本の整備、老朽化した公共施設の修繕などにより財政負担が大きくなる一方で、歳入の根幹である市税については、少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、大幅な伸びは期待できない状況です。

このように、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中でも、本市が今後も持続可能なまちとして発展を続けるためには、現在の計画を的確に評価分析するとともに、既存の慣習や経験にとらわれない新たな手法や考え方を施策に盛り込むなど、将来を見据えた対応が求められています。

これらを踏まえ、令和 4 年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和 5 年度を初年度とする第 2 次那珂市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定し、効果的かつ効率的で戦略的な行政運営を目指していきます。

2 総合計画の構成と期間

第2次那珂市総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

(1) 基本構想

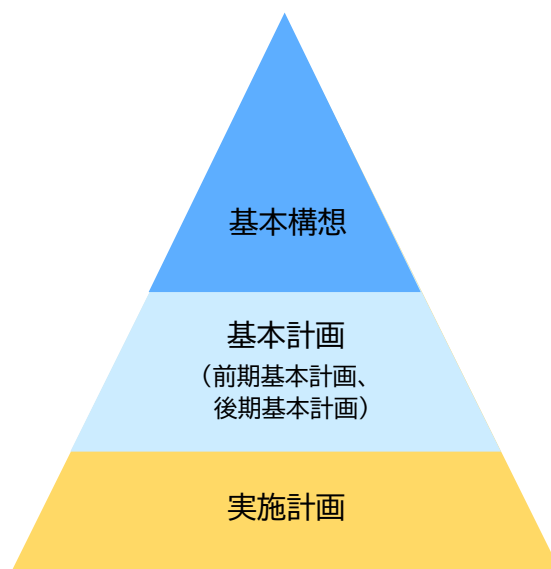
目指すべき市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの基本理念と施策の大綱を明らかにするものです。計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間です。

(2) 基本計画

基本構想で示した施策の大綱に基づき、根幹となる施策を体系的に示し、施策ごとの取組方針を明らかにするものです。社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間は5年としています。後期基本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、3年間の具体的な事業計画を明らかにするものです。実効性の高い計画とするため、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。



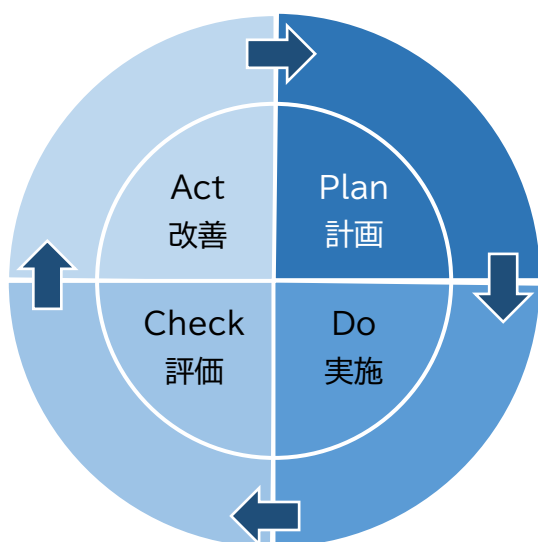
総合計画期間

年 度	和暦	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基本構想		10 年間									
基本計画		前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
実施計画		毎年度ローリング方式で見直し									

3 後期基本計画の進行管理と行政評価

後期基本計画の進行管理は、総合計画の施策体系に沿って行政評価システムを機能させることにより行います。これは、第1次那珂市総合計画策定後から実施してきた取組であり、施策や事務事業の改革・改善に、その効果を発揮してきたことから、後期基本計画においても引き続き実施します。

これにより、行政サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を市民に公表することで、透明性の高い行政運営を進めていきます。



行政評価システムとは、総合計画で定められた施策体系の各段階（施策、基本事業、事務事業）において、それぞれの目的を「対象（働きかける相手）」・「意図（対象にどのような結果をもたらすか）」で整理し、「成果指標（その目的がどのくらい達成されているかを測る指標）」を設定して、それらの指標を毎年度測定することで、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組に反映させていく仕組みです。

4 前期基本計画における取組

前期基本計画においては、基本構想に掲げた将来像「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」を目指し、3つのまちづくりの基本理念「すべての人が安心して住み続けられるまちを目指します」「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」「すべての人が輝く、賑わいのあるまちを目指します」を基に、6つの施策の大綱とその下に位置付けられた31の施策によって計画を推進してきました。

施策の大綱	施策
1 みんなで進める 住みよいまちづくり	1 地域コミュニティの充実を図る
	2 誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する
	3 市民との協働によるまちづくりを推進する
	4 互いに尊重し合う社会の形成を図る
2 安全で快適に 暮らせるまちづくり	1 災害に強いまちをつくる
	2 犯罪を防ぐまちをつくる
	3 交通安全を推進する
	4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る
	5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る
	6 利便性の高い交通基盤を整える
	7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する
	8 安定的に水道水を供給する
	9 効率的に生活排水を処理する
3 やさしさにあふれ 生きがいの持てる まちづくり	1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
	2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える
	3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える
	4 家庭や地域で支え合う福祉環境を整える
	5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る
	6 健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る
4 未来を担う人と 文化を育むまちづくり	1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る
	2 未来を担う青少年の健全育成を図る
	3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える
	4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える
	5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る
	6 多様な文化と交流する機会の充実を図る
5 活力あふれる交流と 賑わいのまちづくり	1 活力ある農業の振興を図る
	2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る
	3 地域資源を活かした観光の振興を図る
6 行財政改革の推進に よる自立したまちづ くり	1 効果的・効率的な行政運営を推進する
	2 健全な財政運営を図る
	3 多様な行政サービスを提供する

前期基本計画期間中の取組の概要は次のとおりです。

1 みんなで進める住みよいまちづくり

地域コミュニティの充実については、市民自治組織などと協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が地域活動に参加するきっかけづくりとして「協まち・カフェ」を開催しました。また、コミュニティ活動に必要な各種支援に努めました。

移住・定住の促進については、移住の総合相談窓口「いい那珂 I J U - L a b o」の開設や、シティプロモーション推進室の設置に取り組み、本市の魅力である「住みよさ」を市内外にアピールしてきました。

市民との協働によるまちづくりの推進については、協働のまちづくり推進フォーラムなどを開催し、市民の協働に対する意識の醸成を図りました。情報の共有については、市政に対する市民の理解を深めてもらうため、市の職員を講師として派遣するまちづくり出前講座を実施しました。市民意見の広聴については、市長と意見交換を行う場を設ける「市長と話そう輪い・和い座談会」を開催しました。

人権尊重の推進については、人権教育を推進するとともに、人権相談会や啓発活動を実施しました。また、第2次市男女共同参画プランの後期実施計画を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組みました。

2 安全で快適に暮らせるまちづくり

防災・減災対策については、自主防災組織が行う防災訓練の充実を図り、地域における防災リーダーを育成しました。また、防災行政無線のデジタル化や、多様な情報伝達媒体の活用を進め、災害情報の確実な提供に努めました。

防犯対策については、防犯カメラの増設や、防犯灯のLED化を推進するとともに、関係機関と連携した防犯活動や、市民への情報提供に努めました。

交通安全対策については、交通安全の意識啓発や、ガードレールなどの交通安全施設の整備を行うとともに、運転免許自主返納等支援事業を実施し、交通安全の向上に努めました。

生活環境の保全の取組として、公害防止に係る啓発活動、不法投棄防止活動、地区まちづくり委員会との協働で常磐自動車道側道クリーン作戦の実施などに取り組みました。

地球環境保全の取組については、市民団体が策定した、持続可能な社会への転換に向けた行動計画であるなかアジェンダ 21 の周知及び普及に努めました。さらに、クールビズやノーマイカーデーの普及に努めました。

交通基盤整備については、生活道路の整備や冠水対策に取り組むとともに、地域住民の交通手段の確保のためデマンドタクシーを増車及び増発しました。

都市基盤整備については、市街地の幹線道路の整備や街づくり事業により、都市基盤整備に取り組み、魅力的で住みよい生活拠点の形成に努めました。

水道水の供給については、災害に強い耐震施設の整備や老朽化した配水管の更新などに取り組み、安定的な水道水の供給に努めました。

生活排水処理については、農業集落排水事業区域の整備は完了しました。また、下水道未計

画区域内の合併処理浄化槽への転換補助を実施しました。

3 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

子育て環境の充実については、保育所入所希望者が入所できるように、保育施設の増設や増床などを行い、利用定員を増やしました。また、学童保育所も定員を増やし、受け入れ強化を図りました。

高齢者福祉については、地域包括支援センターを中心に、総合相談業務に取り組むとともに、生活習慣病やフレイル予防などの保健事業と介護予防の一体的な実施に努めました。

障がい者福祉については、相談及び支援の充実を図り、必要なサービスの提供に努めるとともに、経済的な支援や、障がい者に対する理解促進に取り組みました。

地域福祉環境の充実については、福祉関係団体などへの支援に取り組むとともに、「ふくし相談センター」を設置し、生活困窮者などが困窮状態から脱却できるよう支援を展開し、包括的及び継続的な支援を実施しました。

医療体制の充実については、「茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、構成市町村と連携することにより、広域的に初期救急医療体制の確保を図りました。

健康づくりについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、関係機関と連携しながら予防接種を含め、感染症予防対策を進めました。

4 未来を担う人と文化を育むまちづくり

学校教育については、外国語指導助手（ALT）の増員や、GIGAスクール構想に基づいたタブレット端末の整備に取り組み、国際化及び情報化へ対応した取組を実施しました。

青少年の健全育成については、非行防止のパトロールなどを実施するとともに、ふるさと教室や家庭教育学級を実施し、青少年の健全育成に努めました。

生涯教育については、多様化する学習ニーズに対応しながら、図書館機能の充実や各種講座の提供に努めました。

スポーツに親しむ環境については、グラウンドを兼ねた多目的広場などを「那珂西リバーサイドパーク」として供用開始し、市民のスポーツ環境の充実に努めました。

歴史資産と伝統文化については、市民との協働により保存及び管理に努めるとともに、市指定文化財額田城跡本丸跡を公有化するなど、保存、継承及び活用に取り組みました。

多様な文化交流については、テネシー州オークリッジ市、台湾の台南市、秋田県横手市などとの交流を図るとともに、市内在住外国人が安心して生活できる環境づくりを進めました。

5 活力あふれる交流と賑わいのまちづくり

農業振興については、農業の収益力向上と担い手育成支援を目標に、那珂市アグリビジネス戦略を策定しました。また、認定農業者や後継者、新規就農者に対する支援を行い、経営規模の拡大や市場評価の高い作物の生産拡大及び開発に努めました。

商工業振興については、新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者に対し、市の独自支援を行いました。このほか、市商工会と連携するとともに「いい那珂オフィス」を活用し、創

業者の支援に努めました。

観光振興については、「なかひまわりフェスティバル」や「八重桜まつり」など開催し、交流人口の拡大に努めました。さらに、フィルムコミッション活動の強化、市自転車活用推進計画策定による自転車の活用推進などにも取り組み、新たな魅力づくりに努めました。

6 行財政改革の推進による自立したまちづくり

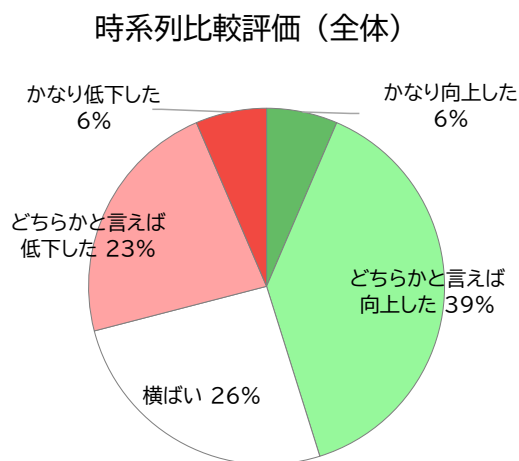
行財政改革については、「第4次那珂市行財政改革大綱」に基づき、37項目からなる行財政改革に着手しました。行政評価システムについては、評価結果を公表し透明性を高めることに努め、さらに行財政改革懇談会による外部評価を開始しました。

財政運営については、経費の節減合理化と財源の効果的及び効率的な配分による予算編成に取り組み、持続可能な財政運営を図りました。また、納税の利便性向上と納税機会の拡充を図るため、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリを用いた納付を可能にしました。

窓口サービスについては、利用者の利便性向上のため、申請書などの押印及び署名の見直しを実施するとともに、キャッシュレス決済を導入しました。

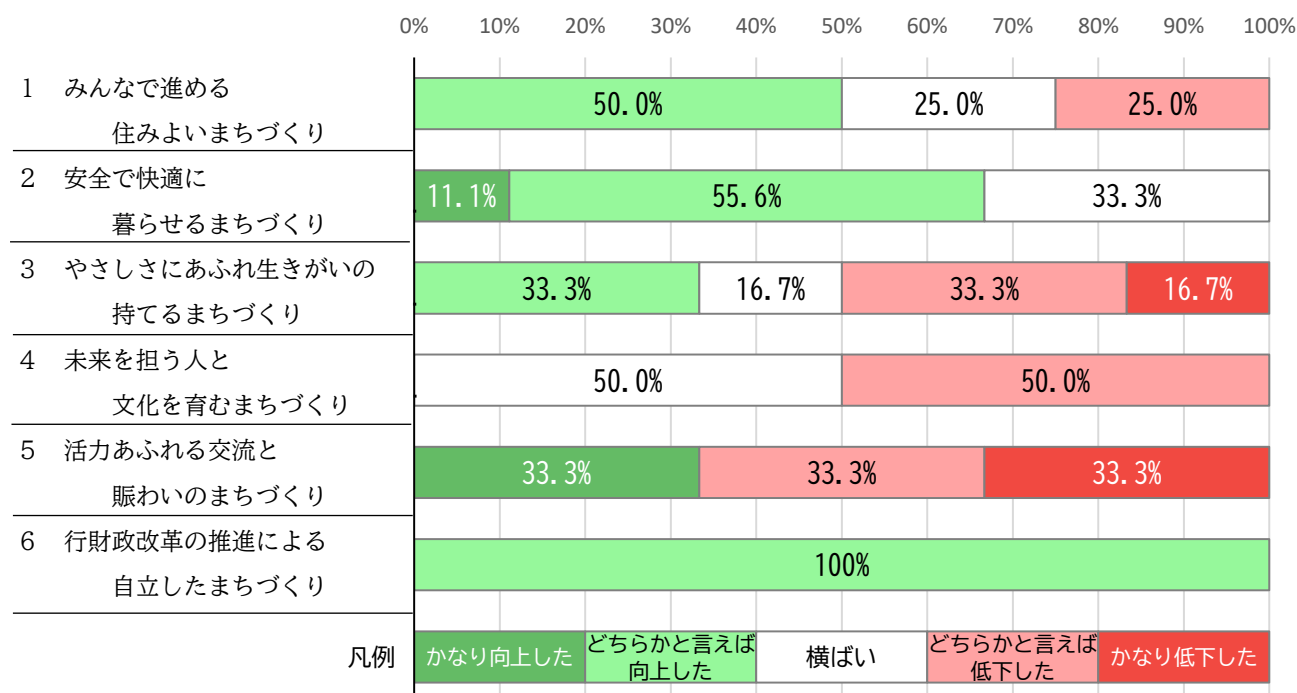
前期基本計画の総括

これらの施策は、行政評価システムにより進捗管理を行い、毎年度、成果指標を基に施策評価を実施しています。ここではその内容のうち、令和2年度時点での時系列比較（平成28年度と比較）の結果をまとめました。



全体を見ると、「かなり向上した」と「どちらかと言えば向上した」の合計が45%、「かなり低下した」と「どちらかと言えば低下した」の合計が29%であり、向上したという評価の方が大きい割合となっています。

時系列比較評価（施策分野別）



施策分野ごとにみると、時系列比較で向上した割合が高いのは、「2 安全で快適に暮らせるまちづくり」と「6 行財政改革の推進による自立したまちづくり」となっています。「2 安全で快適に暮らせるまちづくり」で向上したと評価した施策は防災や防犯、交通安全、環境保全、生活排水処理などの分野です。これらは、普段はあまり意識されないものの、私たちの生活に不可欠な生活環境を提供している施策が集まっています。また「6 行財政改革の推進による自立したまちづくり」については、行財政運営や窓口サービスなどの施策が含まれています。

逆に「かなり低下した」と評価された施策は、基本的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策であり、利用者数などが減少したため、評価が低くなっています。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策を除くと、向上したという評価の施策が多数を占めています。社会環境の変化に伴う施策への影響を適切に評価しながら、引き続き、それぞれの施策に取り組むことが求められています。

5 自治体に求められる視点

私たちの住む社会は、社会経済情勢の変化や自然環境の変化などにより、様々な課題に直面しています。それぞれの自治体において、次のような視点を踏まえた計画策定が求められています。

(1) 少子高齢化に伴う社会経済の変化への対応

全国的に少子高齢化が進む中、国の地方創生の取組によって、各自治体はそれぞれの地域での人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできました。この課題は引き続き最重要課題の一つであり、今後も積極的に取り組むことが求められています。

(2) 新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした行政サービスの在り方の構築

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に多くの混乱をもたらしました。今後は、新型コロナウイルス感染症との共存を前提としながら、感染症対策を徹底した行政サービスの構築に努め、社会経済活動を維持していくことが求められています。

(3) 高度情報化社会の進展に伴い提唱されているSociety 5.0やデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）への取組

高度情報化社会の進展に伴い、少子高齢化や過疎化といった社会課題を解決する手段として、あるいは新しい産業の育成や業務の効率化などを推進するため、国が提唱するSociety 5.0やDXの取組を推進していくことが求められています。

(4) 地球規模での環境の変化に伴い、今後も増加や激甚化が懸念される自然災害への継続的な対策の見直し

世界各地でこれまでにない自然災害が増加し、国内においても自然災害が増加し激甚化する傾向にあります。新しい被害想定に対応した防災や減災の取組に努め、継続的に対策を見直していくことが求められています。

(5) 地球環境問題としてのカーボンニュートラルへの取組

地球温暖化の傾向を踏まえ、温室効果ガスの排出抑制が世界的に求められています。国は2050年カーボンニュートラル宣言において、2050年までの脱炭素社会の実現を目指しており、それぞれの自治体においてもカーボンニュートラルへの取組が求められています。

(6) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsの掲げる目標は、全世界の国や、団体、個人が共に目指すべきものとして掲げられています。各自治体においても、SDGsの理念と目標を共有し、誰一人取り残さない社会の実現に取り組むことが求められています。

第2部 後期基本計画

序章 計画の策定に当たって

1 まちづくりの目標

住みよさプラス活力あふれるまち

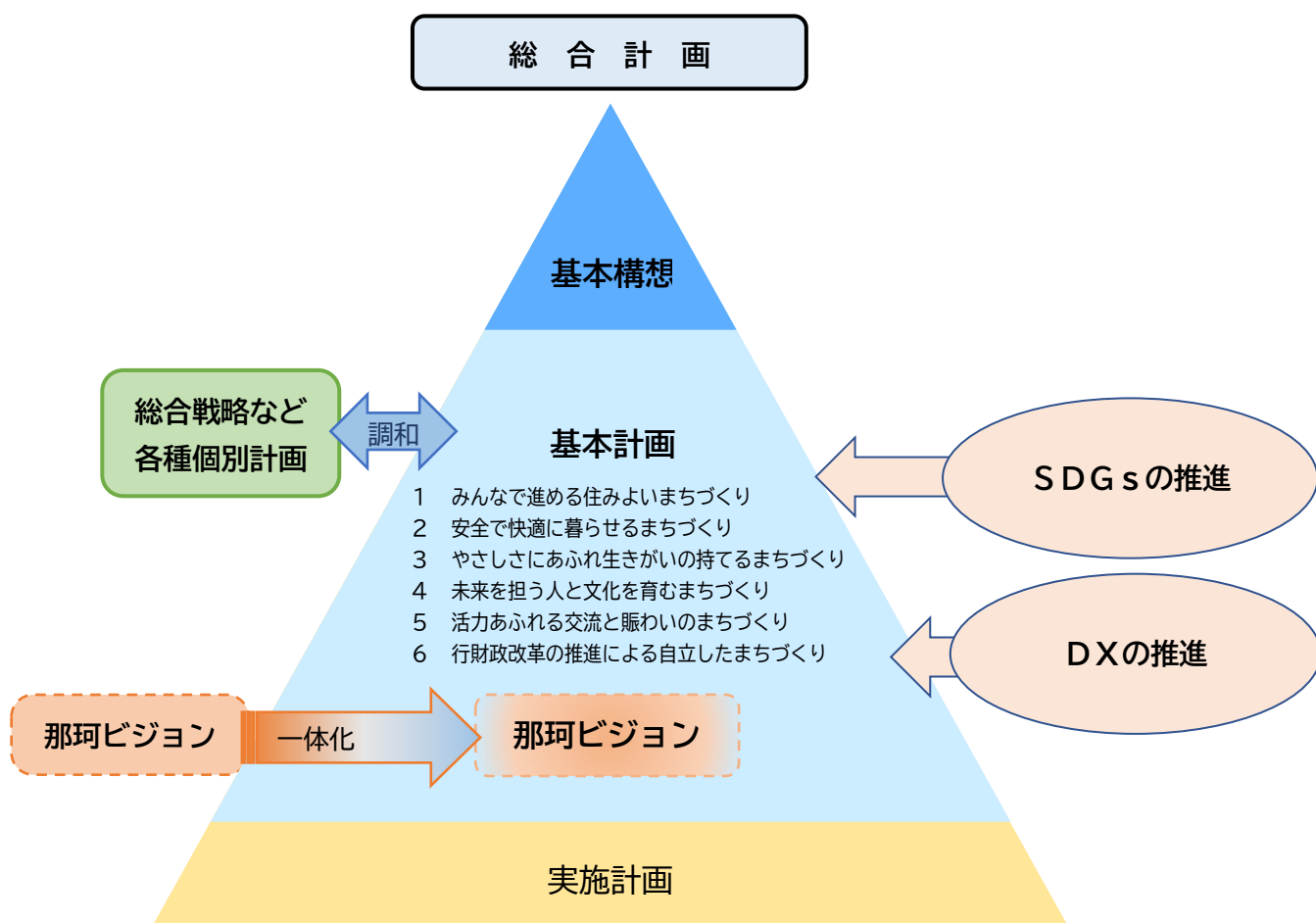
第2次那珂市総合計画で掲げている将来像の中にもある「住みよい」という本市の強みに加え、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、いい具合に田舎なこの場所でのびのびと暮らし、いい時間を過ごしながら一人ひとりがそれぞれの幸せを感じて未来への希望を持てるまちとして発展するため、本市が持つ可能性を活かし、市民がにぎわい、活力であふれる那珂市を目指します。

2 計画策定の考え方

基本構想の理念や、前期基本計画における取組の成果、自治体に求められている視点を踏まえた上で、次の5つの考え方を取り込み、後期基本計画を策定します。

- (1) 那珂ビジョンの後期基本計画への一体化
- (2) 総合戦略など各種個別計画との調和
- (3) SDGsの推進
- (4) DXの推進
- (5) 地域活性化につながる土地利用

後期基本計画のイメージ図



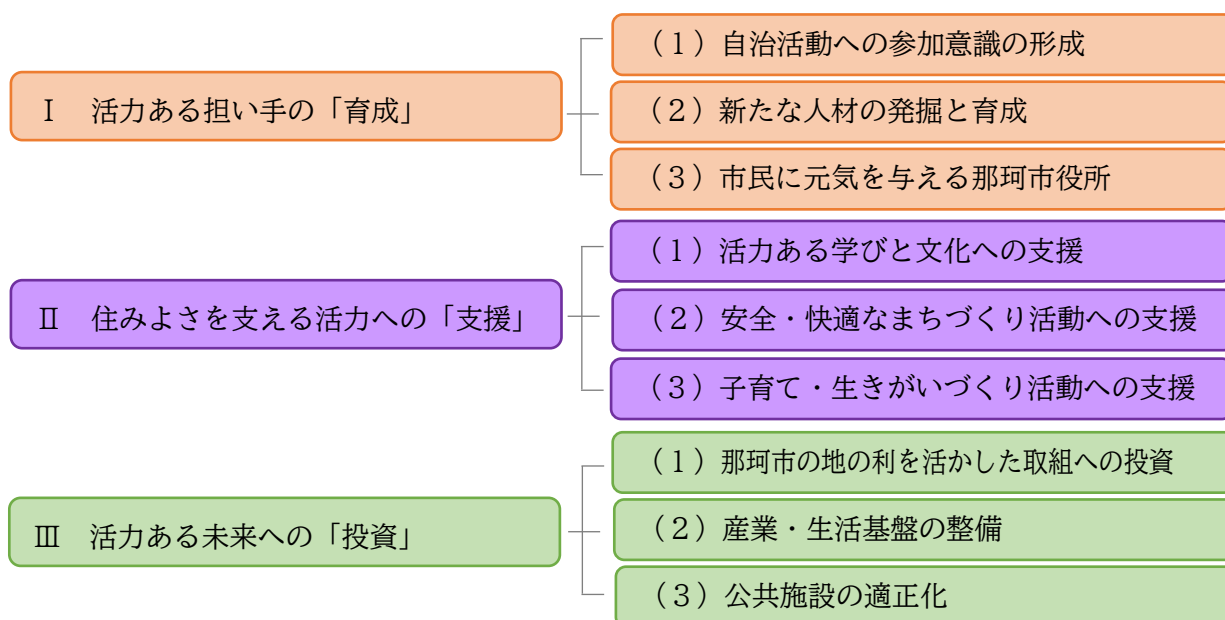
(1) 那珂ビジョンの後期基本計画への一体化

那珂ビジョンでは、「活力ある担い手の『育成』」「住みよさを支える活力への『支援』」「活力ある未来への『投資』」という3つの方針を柱として、人材や団体の育成及び支援、インフラの整備などに取り組んできました。

那珂ビジョンの取組は、事業ベースで見ると令和3年度末において73の事業から構成されます。この73の事業について、「継続」「拡充」「終了」「新規」に分類し、現時点での今後の在り方について評価しました。今後も「継続」していく事業は58、「拡充」していく事業は3、「新規」事業が2となっており、「終了」した事業は10となっています。

後期基本計画では、行政運営の効率化の観点から、この那珂ビジョンの「継続」「拡充」「新規」の合計63事業を基本計画に統合し、一体的に実施していくこととします。

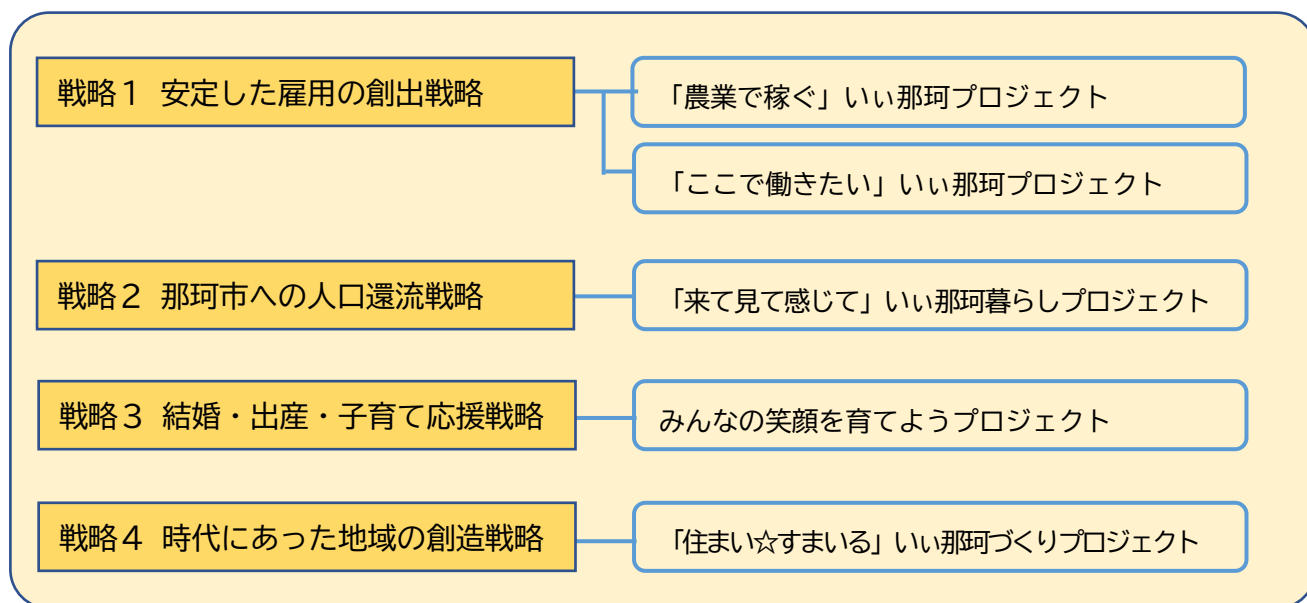
那珂ビジョンの体系図



(2) 総合戦略など各種個別計画との調和

那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、人口減少の抑制と地域の活性化を主な目的とした計画です。また、そのほかにも各分野において個別計画を策定しており、これらの計画との整合を保ちながら、効率的な運用を図ります。

総合戦略の体系図



その他の個別計画

- 那珂市男女共同参画プラン
- 那珂市地域防災計画
- 那珂市環境基本計画
- 那珂市都市計画マスタープラン
- 那珂市子ども・子育て支援事業計画
- 那珂市高齢者保健福祉計画
- 那珂市障がい者プラン
- 那珂市地域福祉計画
- 那珂市国民健康保険データヘルス計画
- 那珂市健康増進計画
- 那珂市公共施設等マネジメント計画

など

(3) SDGsの推進

SDGsとは、「持続可能な開発目標」を意味し、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、令和12年までの国際社会全体の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、関わりのある全ての人が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められています。

本市においても、持続可能なまちづくりに向けて、このSDGsの理念を踏まえた上で各施策に反映させ、一人ひとりの幸せの形が多様化する中、それぞれの感じる幸せ（ウェルビーイング）の実現に向けて、各施策を進めます。

SDGsと関連する本市の取組

 1 貧困をなくそう	1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 【自治体の役割】 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。全ての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められます。	【本市の取組】 生活援護の充実 《該当する事業例》生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立に向けた支援計画を作成するとともに、住居確保給付金の支給や就労支援の実施など、本人の状況に応じた包括的及び継続的支援を行います。
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 【自治体の役割】 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。	【本市の取組】 農業の収益力向上 《該当する事業例》アグリビジネス戦略推進事業 農畜産業者で組織するアグリビジネスネットワーク組織への支援を通して、農業の収益力向上と地域農業の活性化を図ります。
 3 すべての人に健康と福祉を	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【自治体の役割】 市民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も市民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって市民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。	【本市の取組】 地域包括ケアシステムの充実 《該当する事業例》生活支援体制整備事業 地域の実情に応じて、市民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者などの方に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指します。

4 質の高い教育をみんなに 	4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 【自治体の役割】 教育の中でも特に義務教育などの初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。	【本市の取組】 学習指導体制の充実 《該当する事業例》学習指導員等配置事業 確かな学力を培うため、児童生徒一人ひとりの能力、適性に応じたきめ細かく効果的な指導及び援助を行います。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメント（能力強化）を行う 【自治体の役割】 自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員などにおける女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。	【本市の取組】 男女共同参画の推進 《該当する事業例》男女共同参画推進事業 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるように、意識啓発に努めます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 【自治体の役割】 安全で清潔な水へのアクセスは市民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。	【本市の取組】 水道水の安定供給 《該当する事業例》浄水関連施設管理事業 浄水施設や配水管を適正に維持管理し、水質の変化に適応した浄水施設の構築を行い、水質の向上に努めます。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 【自治体の役割】 公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、市民が省／再エネ対策を推進したりする際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。	【本市の取組】 地球温暖化対策と脱炭素社会づくり 《該当する事業例》環境活動啓発事業 市民及び事業者に対し脱炭素と節電・省エネルギー化の関係性についての啓発活動を行い、環境に配慮した持続可能なライフスタイルへの転換を提案し、温室効果ガスの排出抑制を推進します。
8 働きがいも経済成長も 	8 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 【自治体の役割】 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	【本市の取組】 商業の振興 《該当する事業例》いい那珂オフィス創業支援事業 サテライトオフィス誘致に向けた取組を推進し、「雇用促進」「若者移住」「地場産業の活性化」など、「企業」と「ひと」「地域」の様々な結びつきを促進します。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 【自治体の役割】 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	【本市の取組】 生活道路の整備 《該当する事業例》道路改良舗装事業 通学路などを中心に、障がい者を含む全ての歩行者に配慮した道路づくりを推進します。
10 人や国の不平等をなくそう 	10 各国内及び各国間の不平等を是正する 【自治体の役割】 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	【本市の取組】 人権尊重の推進 《該当する事業例》人権啓発事務 人権を尊重し、多様性を認め合う社会をつくるため、様々な機会を捉えて人権教育や啓発活動を実施し、市民の人権尊重の理念の普及や人権意識の向上を図ります。
11 住み続けられるまちづくりを 	11 包括的で強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 【自治体の役割】 包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。	【本市の取組】 公共交通の維持及び確保 《該当する事業例》デマンド交通運行事業 買い物や通院など日常生活の利便性向上につながる移動手段を市内全域で確保するためデマンドタクシーを運行します。
12 つくる責任 つかう責任 	12 持続可能な生産消費形態を確保する 【自治体の役割】 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。	【本市の取組】 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 《該当する事業例》ごみ啓発等推進事業 ごみの減量に関する情報提供や意識啓発などにより、可燃ごみの排出量削減と分別収集の徹底を図ります。
13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 【自治体の役割】 気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。	【本市の取組】 防災・減災対策の強化 《該当する事業例》防災訓練実施事業 市民が災害時に迅速かつ的確な行動が取れるように、市地域防災計画に基づき、災害時の状況を想定した防災訓練を定期的、継続的に実施します。

14 海の豊かさを 守ろう 	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を 保全し、保存可能に利用する 【自治体の役割】 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。	【本市の取組】 公害の防止 《該当する事業例》環境保全対策事業 公害などの発生を抑制するために、市民や事業所に対して公害に対する認識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、関係機関と連携した監視や指導体制の強化を図ります。
15 陸の豊かさも 守ろう 	15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 【自治体の役割】 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。	【本市の取組】 不法投棄の防止 《該当する事業例》不法投棄廃棄物撤去事業 不法投棄されたごみを早期に除去することで、新たな不法投棄を防止するとともに、不法投棄防止看板の設置により未然防止に努めます。
16 平和と公正を すべての人に 	16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 【自治体の役割】 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。	【本市の取組】 市民との協働体制の推進 《該当する事業例》協働のまちづくり推進事業 協働のまちづくりの理念が広く市民に理解され、浸透するように、啓発活動を行うとともに、職員研修の実施などにより、職員に対しても理念の周知徹底を図ります。また、市民の市政への参画を促進し、広く人材を求めるため、各種審議会などの委員を公募します。
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 【自治体の役割】 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。	【本市の取組】 地方分権化への対応 《該当する事業例》いい那珂パートナー連携事業 産学官連携の内容を充実して、まちづくりや地域振興に有効な施策及び事業の企画立案に活用します。

(4) DXの推進

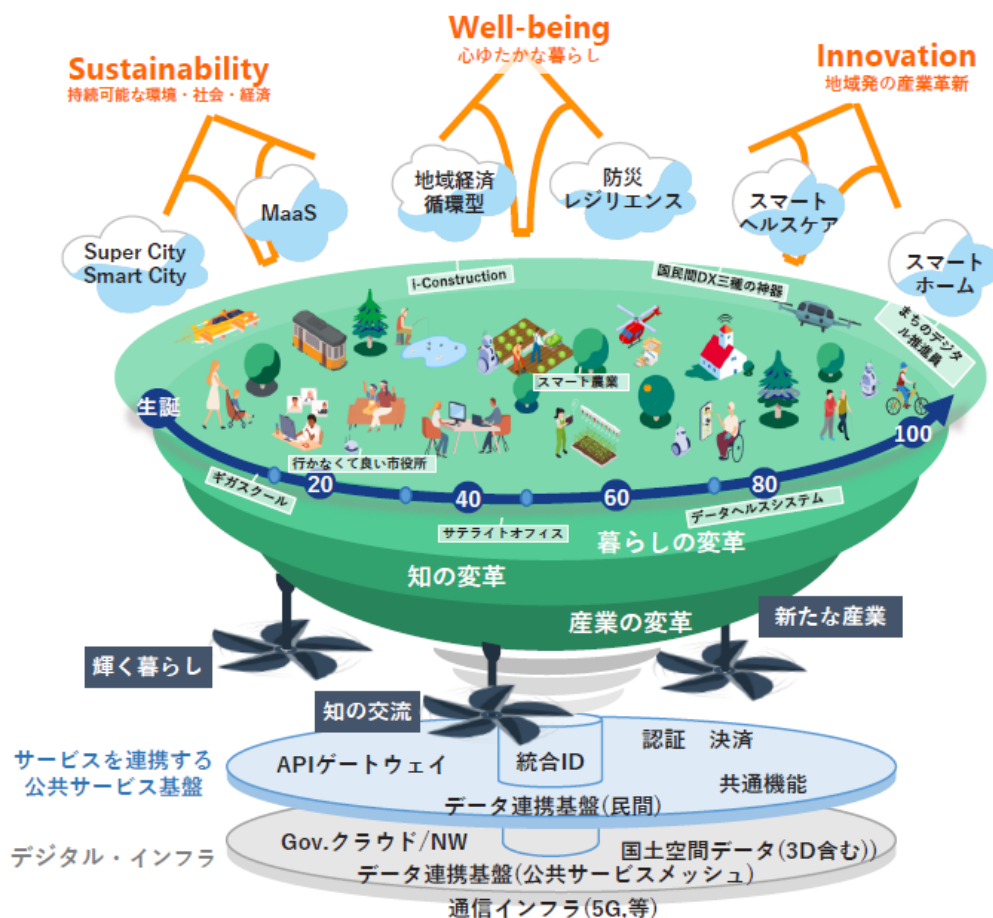
新型コロナウイルス感染症による影響により人々の行動様式が非接触・非対面に変化した中で、改めて、地方行政を含む社会全体のデジタル化が強く求められています。また、国では、様々なデジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるDXを推進し、2021年9月にデジタル庁が創設されました。

さらに、デジタル化によって各地方の様々な社会課題を解決しながら地域の魅力を向上させる取組として、国はデジタル田園都市国家構想を示しており、その実現に向けては、地方自治体のDXの推進が必要となります。

本市においても、様々な社会情勢の変化に応えるため、デジタル技術を活用することで効率的な行政運営を行い、行政サービスにおける市民の利便性を高めるとともに、地域社会のデジタル化を進めます。

その際、ICTに不慣れな市民などが取り残されないようデジタルデバインド対策に取り組み、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう努めます。

DX 及びデジタル田園都市国家構想の目指すイメージ



（５）地域活性化につながる土地利用

国道 118 号の４車線化や茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉えるとともに、『那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」』を踏まえ、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を契機として、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指します。

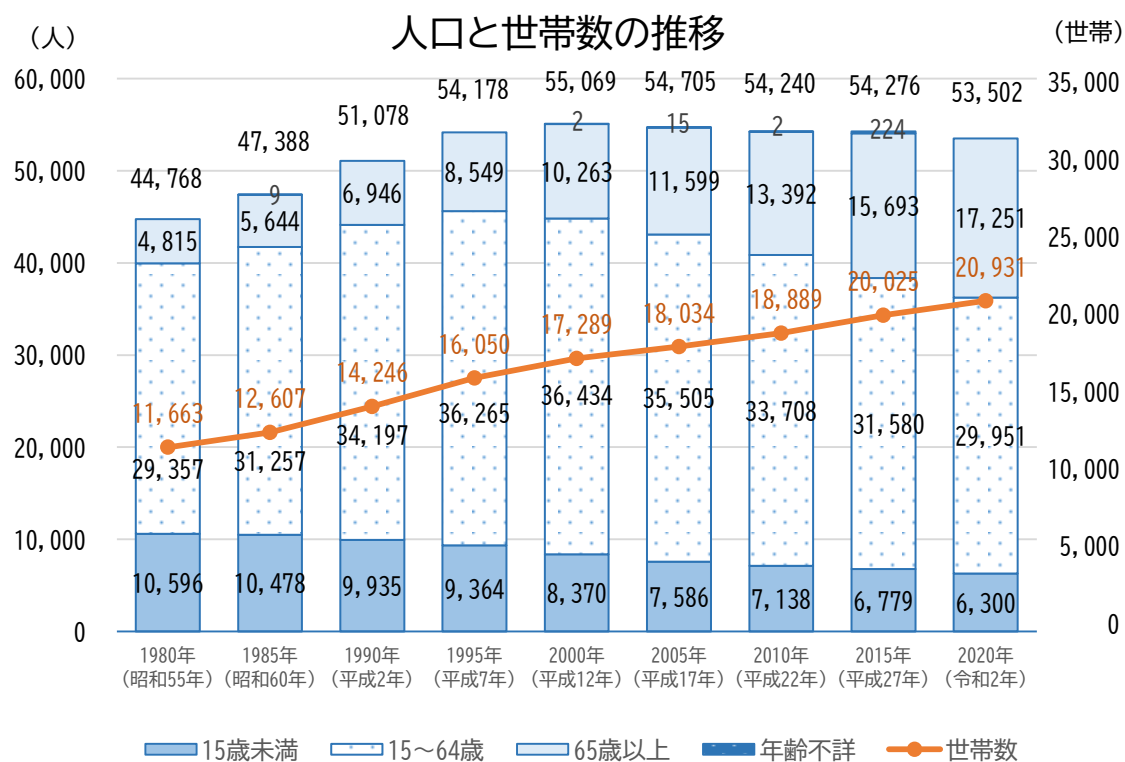


3 将来人口推計

本市の人口は、平成12年の55,069人をピークに減少傾向にあり、令和2年10月1日現在では53,502人となっており、一方で世帯数は増加し続けています。

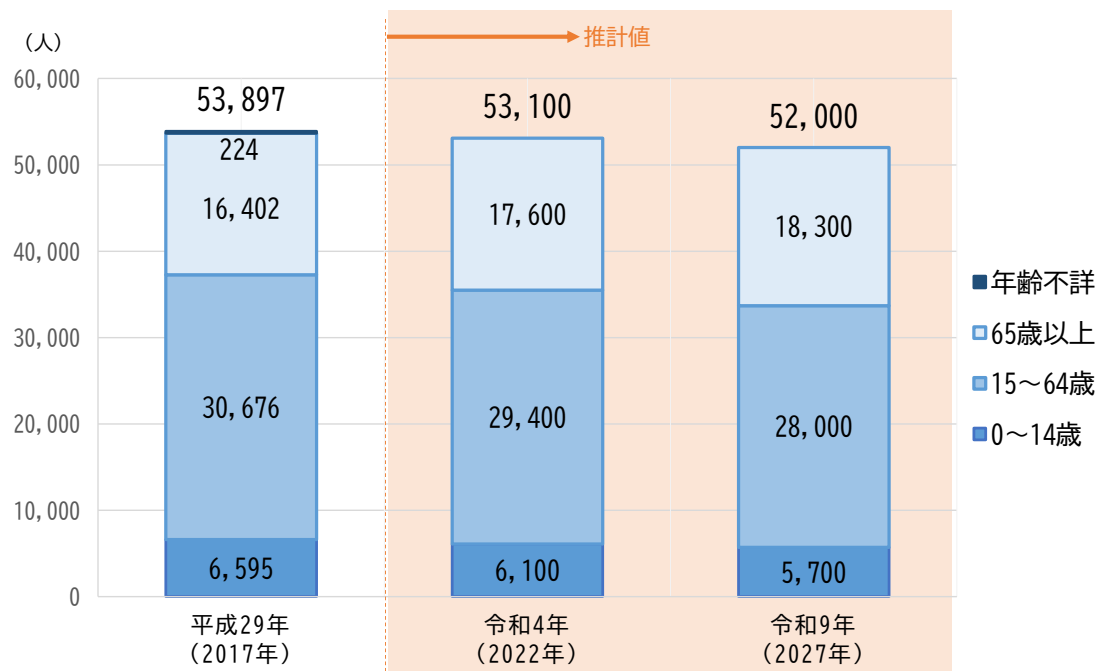
前期基本計画の策定時（平成30年3月）には、目標年度である令和9年の人口を51,100人と推計していましたが、後期基本計画の策定に当たり、改めて令和2年の最新の実績値を反映した将来人口を推計したところ、令和9年には約52,000人になると見込んでおり、人口減少は、想定より緩やかに進んでいます。

一方、年齢を3区分で見ると、少子高齢化が更に進行していくことが予想されます。総合戦略によって、人口減少の抑制に取り組んでいるところではありますが、引き続きこれらの取組について注力していくことが求められています。



資料 国勢調査

将来人口推計



※令和4年の値は、現時点で推計値としていますが、計画策定時には、実績値に差し替えます。

資料 政策企画課

4 施策の体系

後期基本計画は、次の6つの施策の大綱と31の施策で推進します。

1

みんなで進める
住みよいまちづくり

- 1 地域コミュニティの充実を図る
- 2 誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する
- 3 市民との協働によるまちづくりを推進する
- 4 互いに尊重し合う社会の形成を図る

2

安全で快適に
暮らせる
まちづくり

- 1 災害に強いまちをつくる
- 2 犯罪を防ぐまちをつくる
- 3 交通安全を推進する
- 4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る
- 5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る
- 6 利便性の高い交通基盤を整える
- 7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する
- 8 安定的に水道水を供給する
- 9 効率的に生活排水を処理する

3

やさしさにあふれ
生きがいの持てる
まちづくり

- 1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
- 2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える
- 3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える
- 4 家庭や地域で支え合う福祉環境を整える
- 5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る
- 6 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を

4

未来を担う
人と文化を育む
まちづくり

- 1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る
- 2 未来を担う青少年の健全育成を図る
- 3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える
- 4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える
- 5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る
- 6 多様な文化と交流する機会の充実を図る

5

活力あふれる
交流と賑わいの
まちづくり

- 1 活力ある農業の振興を図る
- 2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る
- 3 地域資源を活かした観光の振興を図る

6

行財政改革の
推進による自立した
まちづくり

- 1 効果的・効率的な行政運営を推進する
- 2 健全な財政運営を図る
- 3 多様な行政サービスを提供する

第1章 みんなで進める住みよいまちづくり

施策1 地域コミュニティの充実を図る

前期基本計画の取組

- 地域コミュニティの中心となる自治会や地区まちづくり委員会との協働によるまちづくりを推進しました。
- 市民が地域活動に参加するきっかけをつくるため、各地区において「協まち・カフェ」を開催しました。
- 自治会活動の必要性を理解してもらうため、市民自治組織に関する情報を広く市民に発信しました。
- 市民の地域における連帯意識の高揚と自治活動の振興を図るため、自治会などが自治活動施設の建設、整備、補修などを実施する際に支援しました。
- 地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会の活動を支援しました。
- 自治活動の拠点である地区交流センターなどの管理運営を支援しました。
- 宝くじ社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品などの整備の助成を行い、コミュニティ活動の強化及び充実を図りました。

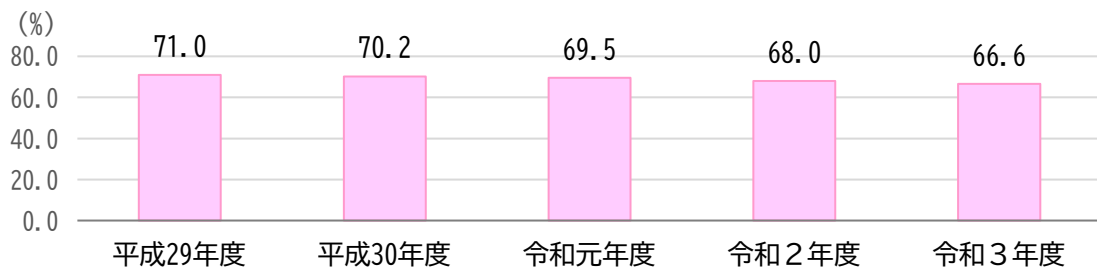
◎ 現状

- 市内には、68の自治会と8つの地区まちづくり委員会があり、それぞれの地域において環境美化活動や防犯・防災活動、親睦交流活動などが行われています。
- 市内8地区は、それぞれ環境や居住人口が異なっているため、各地区の自治会加入率には差異がありますが、全体的な傾向としては年々減少傾向となっており、令和3年度の加入率は66.6%となっています。
- 自治会加入率が減少している要因としては、若者や単身者などの未加入者の増加、退会する高齢者の増加、勧誘が難しいアパートなどの集合住宅の増加などが挙げられます。
- 定年退職年齢の引き上げなどの社会情勢の変化により、自治会役員の担い手となる人材が不足しています。

◎ 課題

- 自治活動の必要性を市民に理解してもらうため、市民自治組織に関する情報を、更に広く市民に発信する必要があります。
- 市民自治組織と連携・協力しながら、転入者などに対する自治会への加入促進と、既存会員の退会抑制に努め、さらには自治会役員の担い手の育成を支援する必要があります。

自治会加入率



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民（市民、市民自治組織）

意図 地域の課題解決に取り組む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
自治会加入率	66.6%	72.0%	75.2%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 自治活動への参加意識の形成	
■方針 ●まちづくり活動に取り組んでいる団体などの活動を広く市民にPRし、市民のまちづくりに対する理解を深め、まちづくり活動への参加意識を醸成します。 ●新たな手法での加入促進策を検討し、自治会への加入促進や退会抑制に努めます。	■主な事務事業 まちづくり活動参加促進事業★
基本事業2 自治活動への支援と連携	
■方針 ●地域コミュニティの充実を図るため、市民自治組織の活動を支援します。 ●自治会におけるICTの活用推進など、時代の変化に対応した自治会活動を支援します。	■主な事務事業 市民自治組織支援事業、自治活動施設建設費等補助事業、コミュニティ助成事業★

関連する
市の計画

市協働のまちづくり指針（平成21年策定）

施策2 誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する

前期基本計画の取組

- 令和2年5月に第2期総合戦略を策定しました。
- 令和3年4月に移住の総合相談窓口「いい那珂 I J U - L a b o」を開設しました。
- 令和2年度から、地域課題の解決のため地域おこし協力隊として三大都市圏などの住民を受け入れ、地域の活性化に資する活動を行いました。
- 市内にある空き家の実態調査、所有者に対する意向調査を実施するとともに、空き家について総合的に相談できる窓口を設置しました。
- 平成31年4月からシティプロモーション推進室を設置し、本市の魅力である「住みよさ」を市内外にアピールするための市シティプロモーション指針を令和2年3月に改定しました。また、指針の改定に合わせ、市内外に対する情報発信を更に強化し、人口還流に確実につなげていくため、市シティプロモーション行動計画を改定しました。

◎ 現状

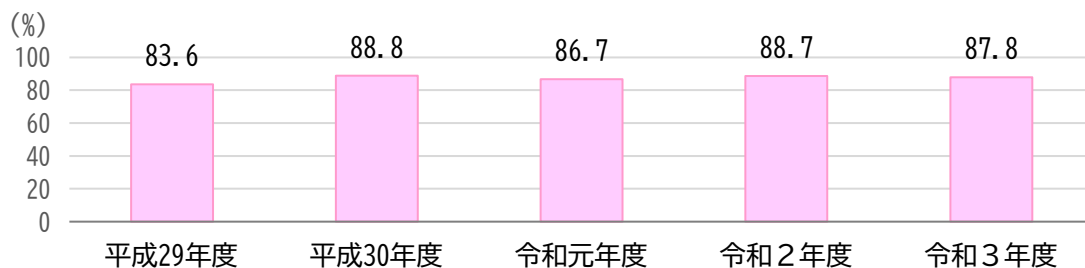
- 平成22年から令和元年までの社会動態は、年平均で約50人の増加となっていますが、令和2年国勢調査人口は53,502人となり、前回の平成27年調査と比べて774人減少しています。
- 総合戦略に基づき、移住交流体験や企業取材インターンシップ、移住セミナーでの出展など移住、定住に向けた支援を行っています。
- いばらき出会いサポートセンターの運営や利用登録を支援し、結婚相談や希望する相手とのマッチングの機会を提供しています。
- 地域おこし協力隊は令和4年4月時点で3人おり、地域課題の解決に向けた活動などを行っています。
- 市シティプロモーション指針に基づき、本市の魅力である「住みよさ」を「いい那珂暮らし」のキャッチコピーと共に市内外にアピールしています。
- これまでの広報紙やホームページのほか、デジタルデバイス利用者増を踏まえフェイスブック、ツイッター、特にLINEや若者に浸透しているインスタグラムなどのSNSを幅広く活用して市の魅力や情報を発信しています。
- 市内外の会員による「いい那珂暮らし応援団」の活動を通して、市の魅力や良いところをウェブマガジンやSNS、メールマガジンを活用して情報発信をしています。
- 空き家実態調査及び意向調査の結果、令和3年度末において、市内に638件の空き家が確認されています。
- 空き家バンクの実績（累計）は、令和3年度末で物件登録4件、成約3件となっています。
- 令和4年4月現在、16人の那珂ふるさと大使が、それぞれの仕事や活動の中で、名刺の配布やリーフレットの備え置き、ノベルティグッズの配布などを行い、市の魅力を全国各地に広

めています。

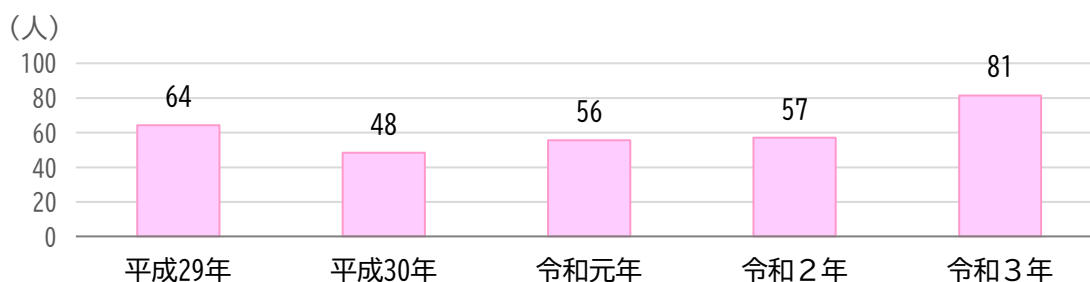
◎ 課題

- 本市の「住みよさ」を市内外に広めて、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図り、さらには移住・定住につなげていくことが必要です。
- 移住の総合相談窓口である「いい那珂 I J U-L a b o」の更なる活用を図るため、ターゲット層に合わせた相談体制の構築や情報発信が必要です。
- 首都圏在住者に対して、イベントや体験プログラムを企画するなど、U I J ターンによる移住者を増やすほか、地元の高校や大学と連携し、インターンシップなどマッチング機会の提供により移住・定住につながる地域の魅力を伝えていくことが必要です。
- 本市の地理的優位性を活かし、首都圏での仕事を地方で続けることができるテレワークの推進やサテライトオフィスの導入を推進することが必要です。
- 地域おこし協力隊の活動に対する効果検証が必要です。
- 空き家意向調査の結果、未相続の問題のほか、所有していても最低限の管理をするだけで利活用や売却などの行動にまで踏み込めない傾向がみられます。
- 那珂ふるさと大使の認知度を向上させるとともに、市の魅力を広める大使の活動を増やす必要があります。

住みやすいと思うと答えた市民の割合



社会動態数（各年1月から12月までの人数で、当該年以前5か年の平均）



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、移住希望者

意図 住みよさを実感し、移住・定住が進む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
住みやすいと思うと答えた市民の割合	87.8%	90.0%	91.0%
社会動態による人口増加数 (当該年以前5か年の平均)	81.4人	106.0人	118.0人
空き家に入居した件数(累計)	3件	11件	15件

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 移住・定住の促進

■方針

- 移住の総合相談窓口である「いい那珂 I J U - L a b o」でのきめ細やかな相談体制により、U I J ターンや二地域居住を推進します。
- 首都圏在住者に対して、イベントや体験プログラムを企画して、U I J ターンによる移住者の増加を図ります。
- 地元の高校や大学と連携し、インターンシップなどマッチング機会を提供し、定住してもらえるよう取り組みます。
- 本市の地理的優位性を活かし、首都圏での仕事を地方で続けることができるテレワークの推進やサテライトオフィスの導入を推進します。
- 結婚や子育てに対する意識の向上を図るためのライフデザイン教育を推進します。
- 「地域おこし協力隊」など国の制度を活用し、首都圏からの人の流れを促進します。
- 空き家バンク制度の運営や相談会の実施などの支援を行

■主な事務事業

いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業、いい那珂暮らし促進事業★、空き家等対策事業★、ライフデザインサポート事業、いい那珂協力隊推進事業★、いい那珂パートナー連携事業★

い、空き家の利活用を促進することにより、交流人口の拡大や移住・定住の促進を図ります。	
基本事業2 シティプロモーションの展開	
■方針 ●交流人口を拡大し、将来の移住・定住へとつなげていくため、ターゲットや発信内容を明確にした上で、「いい那珂暮らし応援団」や「いい那珂宣伝部」、「地域おこし協力隊」を活用した情報発信やフィルムコミッション活動によりシティプロモーションを積極的に推進します。 ●ふるさと大使を支援するため情報・資料提供を充実させ、大使の活動の情報発信と各イベントの出演依頼を積極的に行い認知度向上を図ります。	■主な事務事業 シティプロモーション推進事業★、広報事業、那珂ふるさと大使設置事業
基本事業3 ICTの活用による地域の活性化	
■方針 ●買物支援や子育て支援、教育の充実などにICTを活用し、住みよさの向上と地域の活性化を図ります。 ●GIGAスクール構想によって1人1台端末の整備により、情報活用能力を育成し、次世代を生きる子どもたちが必要な力を身につけられるような教育体制を図ります。	■主な事務事業 いい那珂暮らし促進事業★、学校教育情報化推進事業

**関連する
市の計画**

市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

市シティプロモーション指針及び行動計画（令和2年度～令和6年度）

施策3 市民との協働によるまちづくりを推進する

前期基本計画の取組

- 市民、行政、市民自治組織、市民活動団体及び事業者がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、対等の関係で地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進しました。
- 市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識できるように、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラムなどを開催しました。
- 各種計画を策定する際に市民から委員を募集するなど、行政運営に市民が参画する機会の確保に努めました。
- 市民が安心して市民活動に参加できるように、市民活動中の事故やけがについて補償する市民活動補償制度を実施しました。
- 市民活動団体の設立を支援するとともに、地域の発展や課題解決のために市民活動団体などが自ら提案し、新たに取り組む活動を支援しました。
- 市新採職員研修の際に「市民と協働のまちづくり」についての講義を行い、協働のまちづくりの理念の周知徹底を図りました。
- 「広報なか」については、市民が求める行政情報などの的確な把握とユニバーサルデザインを導入した見やすく分かりやすい紙面づくりに努めました。
- 市政に対する市民の理解を深めてもらうため、市民が希望するテーマについて市の職員を講師として派遣するまちづくり出前講座を実施しました。
- 市民団体などからの開催申込を受け、特定のテーマについて市長と意見交換を行う場を設ける「市長と話そう輪い・和い座談会」を開催しました。
- パブリック・コメントの実施や市民ボックス・市長への手紙・ホームページ問い合わせフォームなどによる市民意見の把握に努めました。

◎ 現状

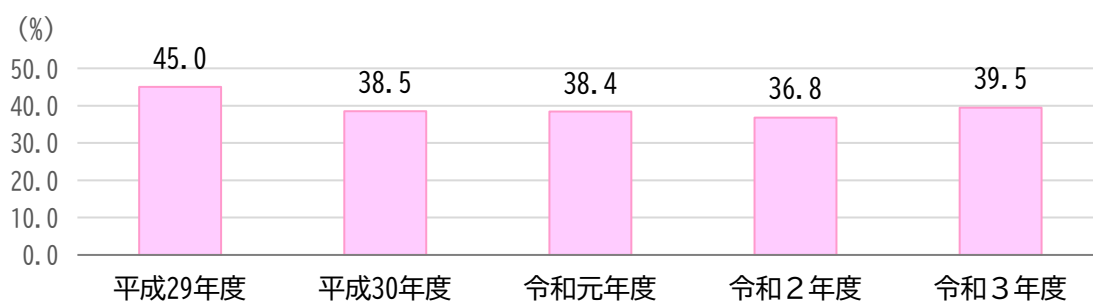
- 市民活動団体数は、少子高齢化による活動休止などが原因で、登録を抹消する市民活動団体も出てきており、減少傾向となっています。
- 菅谷地区の市民のまちづくり活動の拠点となる四中学区コミュニティセンターを整備しています。
- まちづくりに参加している市民の割合は、40%に満たない状況が続いています。
- 協働のまちづくり推進委員会において、各市民活動団体の活動を活性化するための支援策を検討しています。
- 協働のまちづくりの理解促進を図るため、自治会長研修会を実施しています。
- 「広報なか」は月2回全ページフルカラーで発行し、ホームページやフェイスブック、ツイッター、メールマガジン及びラインにおいても随時情報を発信しています。
- 令和3年度の市民からの意見提案数は、市民ボックス 37 件、市長への手紙 14 件、窓口・電

話・メールなど145件、陳情・要望が23件となっています。

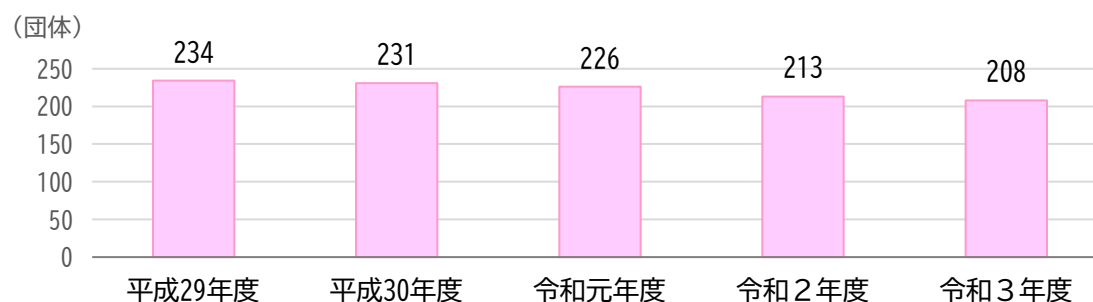
◎ 課題

- まちづくりに参加する市民の割合が減少しており、まちづくりの担い手を育成していく必要があります。
- まちづくりに関する市民の学習機会の充実とその周知方法を検討する必要があります。
- 市民自治組織や市民活動団体の活動について、更に広く市民に周知する方法を検討する必要があります。
- 市民一人ひとりが、市が提案した情報を積極的かつ確実に獲得したり、市の行事への参加や施策への提言をするなど、市民が積極的に市政に関与することが重要であることを周知する必要があります。
- 必要な情報を市民へ適切に伝えるために、広報なかに加えて情報量や即時性を補完するホームページやSNSなどの利活用を促進する必要があります。年齢層などにより、情報が届きやすい媒体が異なるため、媒体を上手く組み合わせをしていく工夫も必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の状況やスマートフォンの普及をはじめとした社会情勢の変化に対応し、より市民が意見を出しやすい手段を検討していく必要があります。

まちづくり活動に参加している市民の割合



市民活動団体数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民（市民、市民自治組織、市民活動団体、事業所）、行政

意図

協働してまちづくりに取り組む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
まちづくり活動に参加している市民の割合	39.5%	48.0%	52.0%
市民活動団体数	208 団体	240 団体	260 団体

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 市民との協働体制の推進	
■ 方針 ●協働のまちづくりの理念が広く市民に理解され、浸透するように、啓発活動を行うとともに、職員研修の実施などにより、職員に対しても理念の周知徹底を図ります。 ●協働のまちづくり推進フォーラムなどを開催し、市民の協働に対する意識を醸成します。 ●人材育成講座を開催し、地域を担う人材を育成します。 ●市民活動団体が市民福祉の向上と地域の活性化のために様々な活動に取り組んでいることを広く市民にPRし、市民のまちづくりへの参加を促します。 ●市民、市民自治組織、市民活動団体など、多様な主体が共に手を携えながら行う協働事業を全庁的に推進します。 ●市民の市政への参画を促進し、広く人材を求めるため、各種審議会などの委員を公募します。	■ 主な事務事業 協働のまちづくり推進事業★
基本事業2 市民活動への支援と連携	
■ 方針 ●コミュニティセンターや市民活動支援センターの利用環境を整えるとともに、市民活動団体が行う自主的・自発的な活動を	■ 主な事務事業 市民活動支援センター運営事業、市民活動支援事業★、

支援します。 ●市民活動団体などを支援するための制度を検討し、充実を図ります。	四中学区コミュニティセンター整備事業★
基本事業3 情報の発信と共有	
■方針 ●広報紙のほか、ホームページやSNSを活用して、行政情報を広く市民に提供するとともに、便利で分かりやすい情報を発信して市政に対する市民の関心を高めます。 ●市政に対する市民の理解を深めるため、まちづくり出前講座の周知と内容の充実を図ります。	■主な事務事業 広報事業、出前講座開催事業
基本事業4 広聴機能の充実	
■方針 ●「市長と話そう輪い・和い座談会」については、市民団体などとの意見交換がより充実した内容となるよう、開催方法の工夫に努めます。 ●ホームページでの意見提出とともに、インターネットを利用しない方でも意見を出しやすい手段（市民ボックス、市長への手紙など）について更なる周知を行うなど、意見提出手段の充実を図ります。 ●市民の意見を市の計画や基本方針などに反映するため、引き続きパブリック・コメントを実施します。	■主な事務事業 輪い・和い座談会開催事務、市民相談事務

関連する
市の計画

市協働のまちづくり指針（平成21年策定）

施策4 互いに尊重し合う社会の形成を図る

前期基本計画の取組

- 人権が尊重される社会をつくるため、人権教育を推進するとともに、人権相談会や啓発活動を実施しました。
- 男女共同参画社会を実現するため、第2次市男女共同参画プランの後期実施計画を策定しました。
- 男女共同参画の意識を高めるため、様々な機会を通じて情報の発信に努めました。
- 性的マイノリティの方の生活上の困難解消と理解増進を目的に茨城県が開始した「いばらきパートナーシップ宣誓制度」の適用に伴い、市の申請書などの性別記載欄の見直しを行いました。
- ダイバーシティ社会の実現に向けた様々な取組を進めるに当たり、その取り組むべき方針を定め、「いばらきダイバーシティ宣言」に登録しました。
- 戦争に関する展示を実施し、平和について考え、平和を守る意識の醸成を図りました。

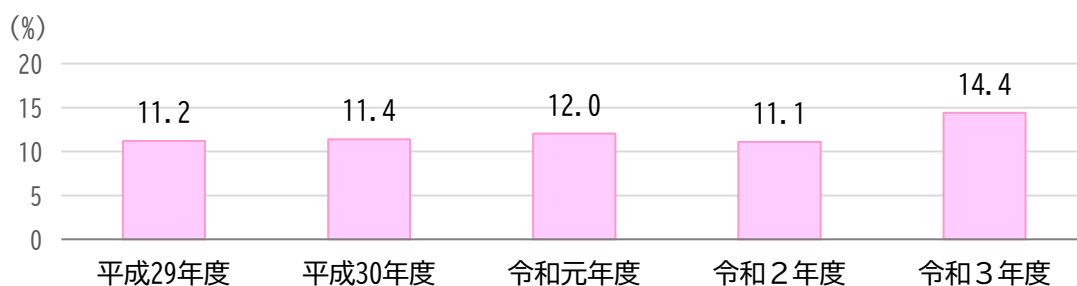
◎ 現状

- 令和3年度の市民アンケートによると、人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合は、14.4%となっています。
- 人権擁護のため法律相談、人権相談及び行政相談を実施しています。
- 人権擁護委員を講師とした人権教室などの啓発活動を小中学校で実施しており、令和2年度からは市立ひまわり幼稚園でも実施しています。
- 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、保護司会・更生保護女性会ほか、民生委員・青少年相談員などの関係機関と連携して、「社会を明るくする運動」を年1回実施しています。
- 男女共同参画に関する講演会を2年に1度開催しています。
- 広報紙やSNSなどによる情報発信やチラシの配布などにより、男女共同参画の啓発を行っています。
- 戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、原爆や沖縄戦に関する写真パネル展を開催しています。
- 女性職員の採用や管理的地位にある職員への女性登用について拡大に取り組むとともに、女性職員の意欲・能力の向上を目的とした「女性のためのキャリア研修」などへの参加を積極的に推進しています。
- 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や「性的マイノリティに関する相談窓口」についての情報発信を行っています。

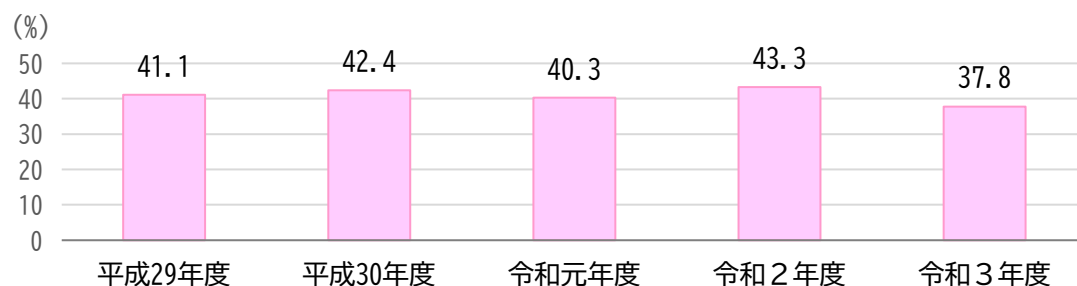
◎ 課題

- 人権を尊重し多様性を認め合う意識や平和を守る意識の醸成には、教育や啓発活動により訴える部分が大きく、継続的に取り組んでいく必要があります。また、市民の関心を喚起するためにも、内容を工夫する必要があります。
- 男女共同参画に対する市民の意識は年々高まっているものの、男性と女性の認識や各個人の認識には開きがあるため、啓発活動や推進事業を継続して実施する必要があります。
- 出産・育児や介護と仕事の両立など働く女性を取り巻く環境については改善の余地があり、働く女性やこれから働こうとする女性を支援する取組を進めていく必要があります。

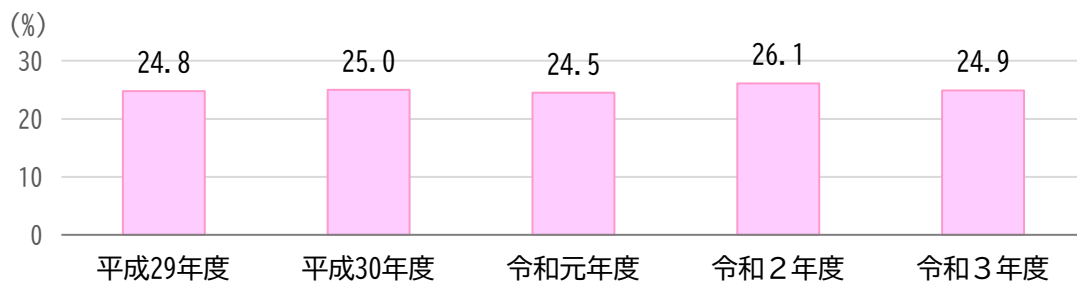
人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合



家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合



職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民（市民、事業所）

意図

人権尊重の意識を持ち、お互いに尊重し合える社会の実現に向けて取り組む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合	14.4%	10.8%	10.0%
家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	37.8%	46.0%	50.0%
職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	24.9%	32.0%	35.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 人権尊重の推進	
■方針 ●人権を尊重し、多様性を認め合う社会をつくるため、様々な機会を捉えて人権教育や啓発活動を実施し、市民の人権尊重の理念の普及や人権意識の向上を図ります。 ●人権侵害や様々な人権問題などに関して相談できる機会の充実を図ります。	■主な事務事業 人権啓発事務、法律相談事業
基本事業2 男女共同参画の推進	
■方針 ●第2次市男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、男女共同参画を推進します。 ●男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるように、意識啓発に努めます。 ●家庭、地域、学校及び職場における男女共同参画を推進する	■主な事務事業 男女共同参画推進事業

ため、広報活動や学習機会の提供を行います。 ●働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、関係機関の紹介や情報提供、助言などを行うとともに、事業主に対しての意識啓発を行います。また、一事業主としての立場から、市が率先して女性職員の活躍推進に向けた取組を実施します。	
基本事業3 平和希求	
■方針 ●戦争に関する写真パネル展や企画展などを開催し、平和を希求する市民意識の醸成を図ります。 ●平和の尊さ、大切さを次世代に伝えるために、小中学校でパネル展示を行うなど、より伝わりやすい方法を検討します。	■主な事務事業 平和事業事務

関連する
市の計画

第2次市男女共同参画プラン（平成30年度～令和9年度）

第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり

施策1 災害に強いまちをつくる

前期基本計画の取組

- 自主防災組織が行う防災訓練の充実を図り、地域における防災リーダーを育成しました。
- 減災の取組として、出前講座の実施や備蓄の充実、自主防災組織の結成促進及び育成などに努めました。
- 防災行政無線のデジタル化を図り、個別受信機の全戸取替えと屋外子局 109 か所のスピーカーの取替えが完了しました。
- 防災行政無線や防災アプリなどの多様な情報伝達媒体を活用し、災害情報の確実な提供に努めました。
- 災害時の災害対策本部と地域防災拠点（避難所など）との連携体制を整えるため、I P 無線機を整備しました。
- 市内における自然災害の予測やその被害範囲を整理し、避難場所などの情報、取るべき行動を示した防災マップを作成しました。
- 災害時に必要な物資や労力の支援が受けられるように、各方面・分野にわたって 10 件の災害協定を締結しました。
- 大規模自然災害に備え、強くてしなやかなまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、令和 2 年 3 月に市国土強靱化地域計画を策定しました。
- 原子力事業者との間で締結している安全協定に基づき、原子力関連施設の安全監視を行いました。
- 建築物の耐震性を確保するため、市耐震改修促進計画を改定しました。
- 宅地の大規模盛土造成地の調査を行い、安全性を確認しました。
- 大規模な災害に対し有効な消防活動ができるよう「指揮隊」を発足させました。

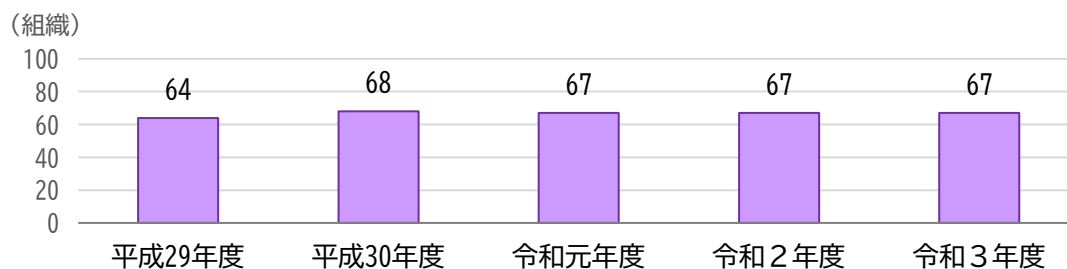
◎ 現状

- 避難行動要支援者名簿を自治会及び民生委員・児童委員などに提供し、平常時の見守り活動を行いながら、有事に備えた体制を整えています。
- 一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人の避難支援を推進するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しています。
- 自主防災組織には組織運営補助や防災資機材購入補助の支援を行っています。また、拠点避難所などに防災倉庫及び防災資機材を整備し非常食の備蓄も行っています。
- 原子力災害については、国の防災基本計画などに基づき義務付けられている広域避難計画の策定を進めています。
- 地震災害対策については、市有公共施設の耐震化は完了しています。民間住宅については、耐震化を促進するため補助金を交付しています。
- 救急件数が年間 50～100 件ペースで増加しており、令和 3 年中の救急出場件数は 2,234 件となっています。

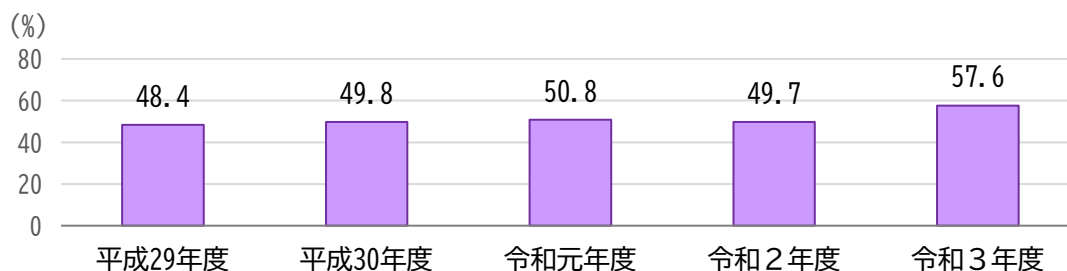
◎ 課題

- 東日本大震災や各地での大雨による災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害はいつ発生するか予測できないため、日頃から市民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- 災害時には、各地域の初動対応が重要であり、今後もその対応を担う自主防災組織を充実させ、地域防災力の向上を図る必要があります。
- 災害時に支援が必要となる避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう、個別支援プランの策定を推進する必要があります。
- 原子力防災については、万一の事故に備え、課題を一つずつ解決しながら、原子力防災訓練の実施とその検証を重ね、対策の実効性を高める必要があります。
- 大量の降雨による浸水被害を無くすため、雨水排水路の整備を進める必要があります。
- 近年の異常気象に伴い各地で発生している災害を踏まえ、市民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの作成について、啓発と作成支援を推進する必要があります。

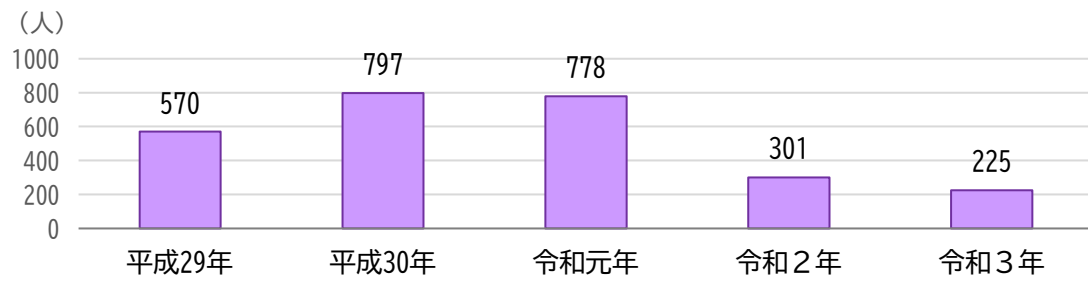
自主防災組織数



災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合



普通救命講習会受講者数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

防災意識が向上し、災害時に連帯感を持って行動する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
自主防災組織数	67 組織	68 組織	68 組織
災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合	57.6%	59.2%	60.0%
普通救命講習会受講者数	225 人	850 人	895 人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 防災・減災対策の強化	
■ 方針 ● 市民が災害時に迅速かつ的確な行動が取れるように、市地域防災計画に基づき、防災訓練を定期的、継続的に実施します。 ● 災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正などを踏まえ、防災会議を開催し、市地域防災計画を適時見直します。 ● 防災用品の常備や避難用品の確認など、日頃の防災対策について呼びかけや広報により啓発することで市民の「自助」の意識を高めます。 ● 自主防災組織での防災訓練などを支援し、地域防災力の向上を図ります。 ● 幼年、少年及び婦人防火クラブの活動の活性化や学校における子どもたちへの防災教育の充実に努めます。 ● 原子力事業者との間で締結している安全協定に基づき、原子力関連施設の監視の徹底を図ります。 ● 原子力災害が発生した際に市民が迅速かつ円滑な避難が行えるよう、災害から身を守るための基本行動及び避難先と避難ルートを示した避難ガイドマップの周知徹底を図ります。 ● 武力攻撃などの事態に備え、関係機関との連携を強化するとともに、国民保護制度の普及啓発に努めます。 ● 民間住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除却を支援します。	■ 主な事務事業 防災事務費、防災訓練実施事業、原子力広報調査対策事業、木造住宅・ブロック塀等耐震化推進事業
基本事業2 災害時対応の体制の確立	
■ 方針 ● 災害時にドローンやスマートフォンのチャット機能などを活用し、情報の収集及び伝達体制の充実に図るとともに、多様な情報伝達媒体を活用し、災害情報などの確実な提供に努めます。 ● 防災井戸や防災資機材の適切な管理を行うとともに、計画的に食料や飲料水の備蓄を進めるなど、災害時対応の体制を整えます。 ● 災害の初期段階において地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の体制が有効に機能するように、自主防災組織の活動を支援し、育成を図ります。 ● 災害時に必要な物資や労力の支援が受けられるように、各方	■ 主な事務事業 防災事務費、防災無線管理事業、自主防災組織育成事業、避難所整備事業

面・分野にわたって更なる災害協定を締結し、市民生活を守る体制を整えます。	
基本事業3 消防体制の強化	
■方針 ●大規模災害に対応できるよう消防団との連携強化を図ります。また、車両整備計画を基に最新の車両資機材の整備に努めるとともに、職員の各種研修参加及び想定訓練などを通してスキルアップを図ります。 ●市民に対し住宅用火災警報器の設置促進を行い、火災による逃げ遅れや被害の軽減を図るとともに、自主防災訓練などを通して消火器の取扱い訓練、避難訓練を行い、火災予防の普及啓発を行います。 ●火災発生時の初期消火や風水害時の警戒出動など、消防署の活動を補完している消防団については、入団促進に努めるとともに、団員一人ひとりの知識と技能の向上により、地域における消防体制の充実を図ります。	■主な事務事業 消防業務、常備消防車両整備事業、消防団車両整備事業
基本事業4 救急体制の強化	
■方針 ●公共施設のAEDを適切に管理するとともに、心肺蘇生や止血法などについての救命講習会を開催し、市民や事業所の救命救急意識の向上を図ります。 ●年々増加傾向の救急出場に対応するため、救急車適正利用について周知徹底を図り緊急時の出場体制を確保します。 ●認定救急救命士の育成を計画的に進め、救急体制の強化を図ります。	■主な事務事業 救急業務、AED整備普及促進事業

関連する
市の計画

市地域防災計画（令和3年3月一部修正。計画期間なし）
市国土強靱化地域計画（令和2年度～令和6年度）
原子力災害に備えた市広域避難計画（策定中）
市耐震改修促進計画[改定版]（令和4年度～令和7年度）

施策2 犯罪を防ぐまちをつくる

前期基本計画の取組

- 夜間の安全対策として、自治会が行う防犯灯の設置や維持管理について支援を行いました。
- 平成30年度から補助灯数を増加し、防犯灯のLED化の促進に努めました。
- 警察との協議により、駅周辺を中心に防犯カメラを10台設置しました。
- 警察からの不審者情報を学校やPTA、自警団などと共有し、登下校時の見守りやパトロールなどを通して児童生徒の安全確保に努めました。
- 市役所内に設置した消費生活センターにおいて、悪質商法や消費生活トラブルに関する市民からの相談に対応するとともに、消費者被害の未然防止のため、広報紙、ホームページ、SNSでの情報提供や出前講座の開催など、啓発活動の強化に努めました。

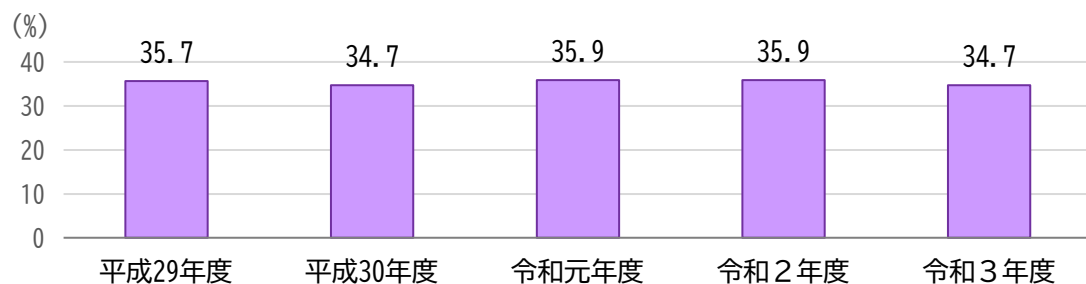
◎ 現状

- 刑法犯認知件数は、令和3年は210件となっており、平成28年との比較で299件の大幅な減少となっています。
- 自警団組織率は令和3年度末で95.6%となっています。
- 警察や防犯協会と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の充実を図っています。
- 学校、家庭及び地域が防犯に関する連携を強化し、安全を確保できるよう努めています。
- 自治会管理の防犯灯に対して、年60件程度の設置補助、年200件程度のLED化補助を実施しています。
- 防犯カメラの整備や防犯灯の設置を促進し、市民同士の見守りや防犯環境の充実を図っています。
- 防犯キャンペーンでチラシなどを配布し、防犯意識の啓発に努めています。
- 警察との連携により、SNS、防犯メールや防災行政無線で防犯に関する情報を発信し、注意喚起を行っています。
- 悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供を実施しています。
- 消費生活センターにおける相談件数は、令和3年度は222件となっており、主な相談内容としては、架空請求、火災保険を使用した修繕、インターネット接続回線、電力小売自由化、定期購入などとなっています。

◎ 課題

- 通学路や夜間危険箇所への防犯灯設置を促進するとともに、防犯灯のLED化を進める必要があります。
- 自治会との連携を強化し、地域の安全を地域で守る意識の向上を図る必要があります。
- 刑法犯認知件数は減少していますが、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪は増えており、世代に応じた対策を行う必要があります。
- 令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う若年層の消費者被害拡大を防止するため、積極的に情報発信を行う必要があります。

犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民

意図 犯罪被害にあわずに安全・安心に暮らせる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合	34.7%	41.1%	44.0%
自警団組織率	95.6%	97.1%	100.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 防犯対策の推進	
■方針 ●警察や学校、自警団、PTAなどと不審者情報を共有し、登下校時の見守りやパトロールなどを行うことにより児童生徒の安全確保を図ります。 ●通学路や住宅地における安全を確保するため、引き続き防犯灯の設置とLED化を促進します。 ●防犯協会や警察と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動のより一層の充実を図ります。 ●警察や地域住民と連携し、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪を防ぐなど犯罪の未然防止に努めます。 ●消費生活センターにある相談窓口について市民への周知を図るとともに、警察や県消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費者からの相談に一体的に対応します。	■主な事務事業 防犯事業★
基本事業2 防犯意識の啓発	
■方針 ●自警団や自治会などが行う地域の防犯活動を通して、地域の安全は地域で守る意識の向上を図ります。 ●消費者被害やトラブルに遭わないように、関係機関と連携し、犯罪から身を守るための情報提供や啓発活動を行います。また、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のため、若年層に向けた情報提供と啓発を強化します。	■主な事務事業 防犯事業★、消費者行政推進事業

施策3 交通安全を推進する

前期基本計画の取組

- 通学時の交通事故を防止するため、交通安全母の会などの市民活動団体とともに、小学校や中学校において交通安全教室を実施しました。
- 交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという意識の向上を図るため、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通ルールや交通マナーについて啓発活動を行いました。
- 交通安全の意識啓発のため、警察署、交通安全関係団体などと協力して交通安全キャンペーンや立哨活動^{りっしょう}を行いました。
- 道路交通の安全性の向上や事故対策として、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を行いました。
- 平成30年1月から実証事業として行っていた運転免許自主返納等支援事業を令和2年4月より本格実施に移行しました。

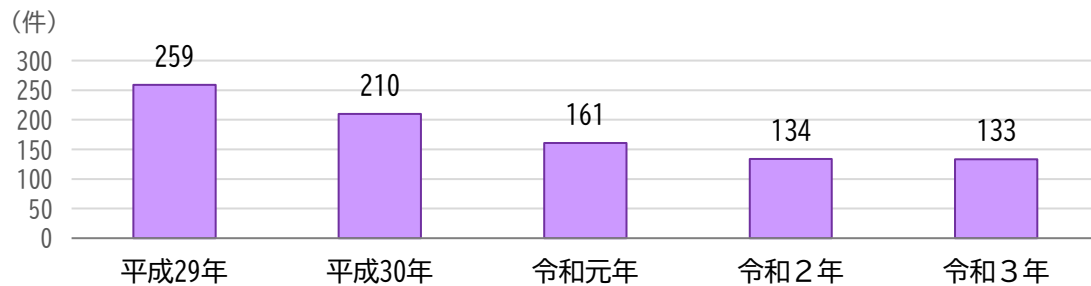
◎ 現状

- 交通事故件数は減少傾向にあります。令和3年は133件であり、平成29年との比較で126件の大幅な減少となっています。また、令和3年の死者数は1人、負傷者数は168人となっており、交通事故件数と同様に、いずれも減少傾向にあります。
- 高齢者が関係した交通事故件数は、令和3年は55件で、平成29年との比較で28件減少していますが、全交通事故件数に占める高齢者の構成率は上昇しています。
- 児童生徒が関係した交通事故件数は、令和3年は4件で、平成29年との比較で9件減少していますが、全交通事故件数に占める児童生徒の構成率は横ばいの状況となっています。
- カーブミラーや通学路のグリーンベルト化などの交通安全施設に対する整備要望が増えていきます。
- 運転免許自主返納者は、令和3年度は205人となっており、増加傾向にあります。

◎ 課題

- 児童生徒や高齢者など、交通弱者への交通事故対策を更に強化する必要があります。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設については、設置を必要とする箇所が増加しており、緊急性や必要性などを考慮し、計画的に整備を進める必要があります。

交通事故件数



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、道路利用者

意図 交通事故に遭わない、交通事故を起こさない

成果指標

	現状値 (令和3年)	中間目標値 (令和7年)	目標値 (令和9年)
交通事故件数	133 件	128 件	126 件

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 交通安全意識の啓発

■ 方針	■ 主な事務事業
● 通学時の交通事故を防止するため、交通安全母の会などの市民活動団体とともに、小学校や中学校において交通安全教室を実施します。 ● 交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという意識の向上を図るため、交通安全協会などの関係機関とともに、交通ルールや交通マナーについて、街頭キャンペーンによる啓発活動を進めます。 ● 高齢者の交通事故被害や高齢ドライバーによる交通事故を防止するため、関係機関と連携し、高齢者向けの講習会への参加促進を図ります。	交通安全推進事業、各種団体補助事業（那珂地区交通安全母の会、那珂地区交通安全協会）

基本事業2 交通安全環境の整備	
■方針 ●通学路にある信号機に横断旗を設置するとともに、見通しの悪い道路などの危険箇所^{リッショウ}に注意喚起の看板やのぼり旗を設置します。 ●道路における交通安全対策と交通の円滑化を推進し、事故が起きにくい環境づくりに努めます。 ●ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設については、緊急性や必要性を考慮しながら、計画的に整備を進めます。 ●子どもや高齢者などを事故から守るために、行政と地域、学校、警察、交通安全母の会が情報を共有し、連携を図りながら地域での見守りや立哨指導^{リッショウ}を行うなど、交通安全体制の充実を図ります。 ●通学路の安全を確保するため「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して合同点検や歩道整備などの対策を実施します。 ●自動車の運転に自信がなくなった高齢者などに運転免許証の自主返納を促し、交通事故の抑制を図ります。	■主な事務事業 交通安全施設整備事業、運転免許自主返納等支援事業

施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る

前期基本計画の取組

- 水質汚濁や土壌汚染、騒音、悪臭などの公害を防止するために、市民や事業所に対して公害防止についての正しい知識の普及活動を行いました。
- 市内一斉清掃を実施したり、不法投棄禁止看板の設置を希望する市民に配布したりするなど、不法投棄防止に対する意識の向上を図りました。
- 地区まちづくり委員会などとの協働により、常磐自動車道側道クリーン作戦を実施し、不法投棄されたごみを回収しました。
- 土砂による土地の埋立て等が適正に処理されるように、事前協議を義務化するなどの見直しを行いました。
- 太陽光発電施設を設置する予定の事業者に対し、全県的・包括的に策定された「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」及び「市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」に沿って、助言及び指導を行いました。
- 環境に配慮した持続可能な生活環境の実現を目指し、第3次那珂市環境基本計画を策定しました。
- 空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進するために「市空き家等対策計画」を策定し、総合窓口を設置しました。
- 市内にある空き家の実態調査及び所有者に対する意向調査を実施しました。

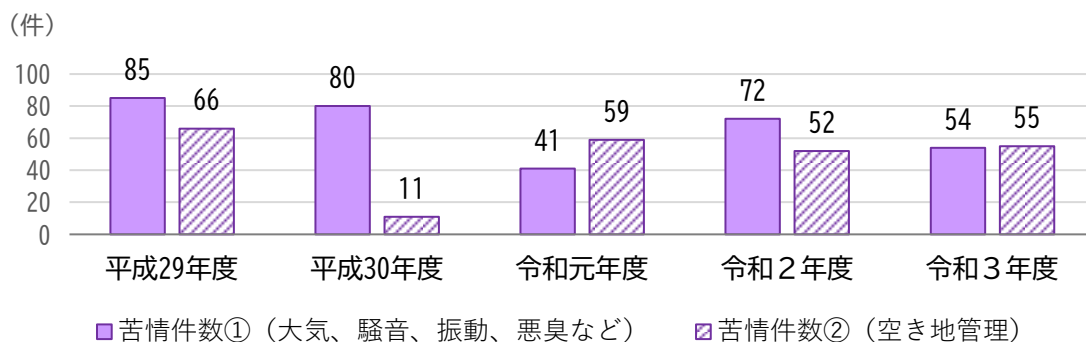
◎ 現状

- 大気、騒音、振動、悪臭などに関する苦情件数は令和3年度は52件となっています。
- 空き地の管理に関する苦情件数は減少傾向にあり、令和3年度は55件となっています。
- 市内一斉清掃を年に2回実施しています。
- 野外焼却に関する苦情件数は令和3年度で42件となっています。
- 空き家実態調査及び意向調査の結果、令和3年度末において、市内に638件の空き家が確認されています。
- 空き家の管理不全に関する適正管理の指導件数は、令和3年度は16件となっています。

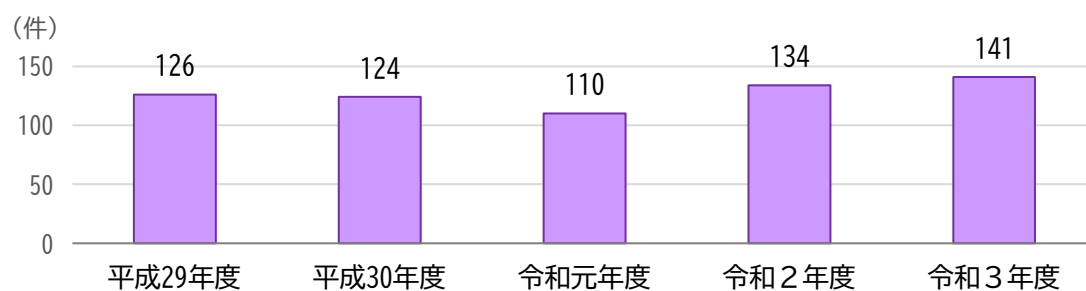
◎ 課題

- 第3次市環境基本計画に基づき、持続可能な環境に配慮した生活環境の実現を目指し、対策を講じる必要があります。
- 公害に関する通報や苦情、要望などには、行政の積極的な関与と市民と協働のまちづくり事業の施策を効果的に活用することにより、市民、事業者及び行政が連携することが求められています。
- 不法投棄を根絶するため、廃棄物の適正な処理方法について周知するほか、市民との協働による監視体制の強化が求められています。
- 増加傾向にある不衛生な空き地の適正管理が求められています。
- 適正に管理されていない空き家を抑制していく必要があります。

苦情件数



不法投棄処理件数



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、事業所

意図 生活環境や自然環境に配慮した生活（事業活動）をする

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
苦情件数①（大気、騒音、振動、悪臭など）	54 件	35 件	33 件
苦情件数②（空き地管理）	55 件	47 件	45 件
不法投棄処理件数	141 件	107 件	105 件

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 公害の防止	
■方針 ●公害の発生を抑制するために、市民や事業所に対して公害に関する認識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、関係各所と連携した監視や指導体制の強化を図ります。 ●身近な生活環境における問題に対応するため、相談体制の強化を図ります。 ●公害に関する市民や事業所からの通報や苦情に対して現地確認を実施し、関係各所と連絡を取り対応することで、苦情の受付から問題の解決まで一貫して取り組みます。	■主な事務事業 環境保全対策事業
基本事業2 不法投棄の防止	
■方針 ●不法投棄されたごみを早期に除去することで、新たな不法投棄を防止するとともに、不法投棄禁止看板の設置により未然防止に努めます。 ●市内一斉清掃などの実施により、不法投棄に対する意識啓発を行います。 ●市民自治組織や市内郵便局などと協働して、地域における不法投棄の監視活動を行います。	■主な事務事業 不法投棄廃棄物撤去事業

基本事業3 自然と生活環境の保全	
■方針 ●太陽光発電施設の設置は、「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」と「市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」を基に助言及び指導を行います。 ●管理不全な状態にある空き家については、所有者に対し適正な管理に必要な措置についての助言、指導及び勧告を行います。 ●空き家の利活用や売却などの支援、発生を抑制するための啓発を行います。 ●自然環境や自然景観の保全に取り組む市民の自主的な活動を支援します。 ●有害鳥獣による事故及び被害防止のため、種類を紹介し、正しい接し方を啓発します。 ●野外焼却や空き地管理に対する認識や正しい理解について普及啓発活動を行うとともに、関係各所との連携体制の維持を図ります。	■主な事務事業 空き家等対策事業

関連する
市の計画

第3次市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）
市空き家等対策計画（令和2年度～令和11年度）

施策5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る

前期基本計画の取組

- ごみの分別や再資源化など、リサイクルについての意識向上を図るため、ごみ分別表を配布するとともに、広報紙やホームページによる普及・啓発活動を行いました。
- 市内のクールビズを推進し、市内事業所にも協力を呼びかけノーマイカーデー普及に努めました。
- なか環境市民会議が、地域に根差した取組として、持続可能な社会への転換に向けた行動計画である「なかアジェンダ21」を策定しており、広報紙やホームページを使い周知・普及に努めました。
- 環境に配慮した持続可能な生活環境の実現を目指し、第3次市環境基本計画を策定しました。
- 各家庭の節電が温室効果ガス排出抑制になることを啓発しました。

◎ 現状

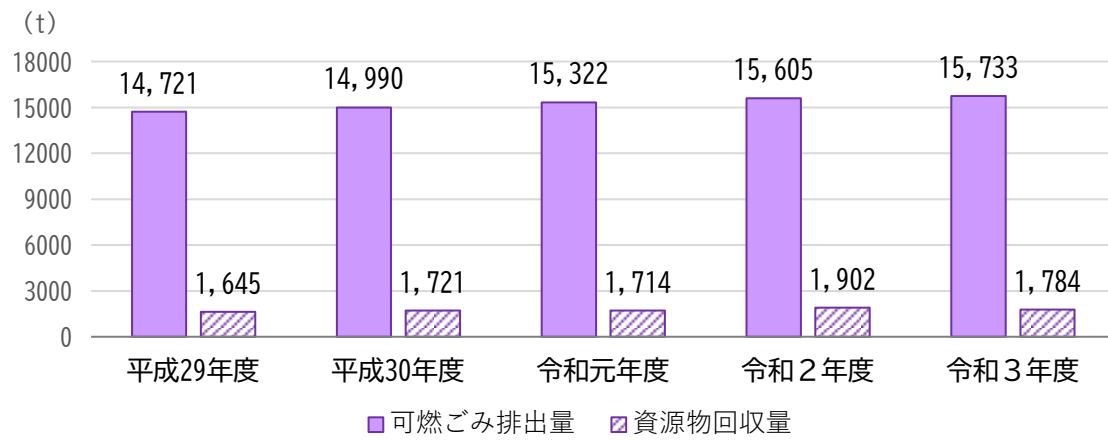
- 可燃ごみ排出量は、平成28年度の14,532tから増加がみられ、令和3年度は15,733tとなっています。
- 資源物収集量は、平成27年度から増加が見られ、令和3年度は1,784tとなっています。
- 粗大ごみの排出量は、令和2年度は986tとなっており増加傾向となっています。
- ビン、カン、ペットボトル、食品容器、紙やプラスチック製容器包装などの容器包装のうち、プラスチック製容器包装が分別されず、可燃ごみとして焼却されています。
- 温室効果ガス排出抑制については、市民、事業所に対して使用エネルギーの節約やLED照明の普及など節電の啓発を行っています。
- 市民や事業所において、再生可能エネルギー導入の際には、茨城県のガイドラインと市要綱の規定により、近隣住民や地域の迷惑施設とならないよう設置前に指導及び啓発を行っています。

◎ 課題

- より一層のごみ減量とリサイクルを推進するため、可燃ごみとして焼却されているプラスチックを分別し、資源物として分別収集する仕組みを構築することが必要です。
- 可燃ごみに分類されているもののうち布類などは、分別収集ができる仕組みを構築することが求められています。
- ごみをゼロにすることを目標に、できる限りごみを減らそうとする活動を推進することが求められています。
- 30年以上経過し老朽化が進む環境センターの改修が必要です。
- カーボンニュートラルの実現に向けて、風力、水力、地熱、太陽熱、太陽光などの再生可能

エネルギーを積極的に生活に取り入れることが、温室効果ガスの排出抑制につながることを啓発する必要があります。

ごみ排出量



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、事業所

意図 ごみを減らし、資源を有効に利活用する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
可燃ごみ排出量	15,733t	14,300t	13,600t
資源物回収量	1,784t	2,150t	2,350t

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	
■ 方針 ●ごみの減量に関する情報提供や意識啓発などにより、可燃ごみの排出量削減と分別収集の徹底を図ります。 ●大宮地方環境整備組合との連携により、ごみの適正な収集と処理に努め、プラスチックを資源物収集します。 ●生ごみの減量のため、家庭における生ごみ処理機の購入を支援します。 ●家庭ごみにおける3R活動を定着させるため、広報紙やSNSなどによる意識啓発を継続して進めます。 ●リサイクル率の向上を図るため、資源物の回収範囲拡大を検討します。	■ 主な事務事業 ごみ啓発等推進事業、家庭系可燃ごみ収集事業
基本事業2 地球温暖化対策と脱炭素社会づくり	
■ 方針 ●市民及び事業者に対し脱炭素と節電・省エネルギー化の関係性についての啓発活動を行い、環境に配慮した持続可能なライフスタイルへの転換を提案し、温室効果ガスの排出抑制を推進します。	■ 主な事務事業 環境活動啓発事業

●クールビズ、ウォームビズ及びノーマイカーデーを推進するとともに、グリーン購入やグリーンカーテンの普及啓発、無公害車への乗り替え推奨を啓発します。 ●家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行います。また、制度の変更や技術の進展に応じた再生可能エネルギーの情報提供を図ります。 ●なか環境市民会議が策定した環境に配慮した那珂市民の行動計画「なかアジェンダ 21」を、市民、事業者及び行政が一体となって推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。	
---	--

関連する
市の計画

第3次市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）

施策6 利便性の高い交通基盤を整える

前期基本計画の取組

- 台風や集中豪雨による道路の冠水被害を減らすため、排水機能の向上につながる取組を始めました。
- 市が管理している道路について、市民や自治会などとの協働による除草や、清掃活動を推進しました。
- 日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段の確保と利便性の向上を図るため、デマンドタクシー（ひまわりタクシー）を増車及び増発するとともに、運行区域と運行日を拡大して運行しました。
- 公共交通の利用環境を向上させ利用促進を図るため、J R 水郡線の下菅谷駅に屋根付駐輪場を整備しました。

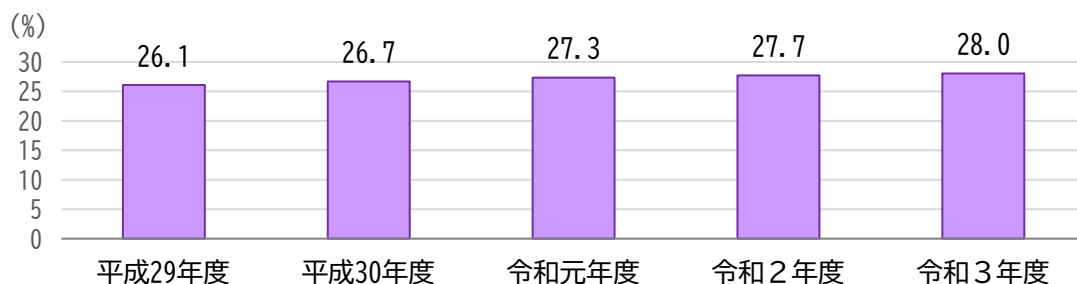
◎ 現状

- 道路については、幹線道路が約 75%、その他の一般道は約 21%が整備済みとなっています。
- 歩道については、設置済みは約 8 %となっています。1 級幹線は歩道設置が必要であり、整備済路線については必要箇所に歩道設置がされています。その他の一般道については、市街地を中心に通学路など要望に応じて設置しています。
- 生活道路の整備や冠水対策、また、道路や水路の維持管理に対する要望が増加しています。
- 都市計画道路菅谷・飯田線的那珂インターチェンジと国道 118 号線を結ぶ区間の整備を進めています。常磐自動車道から後台駒潜交差点までの未整備区間については、県道昇格による整備推進を要望しています。
- 路線バスについては、利用者数の減少などに伴う路線の廃止により、市内では 5 路線の運行となっています。
- J R 水郡線については、瓜連駅の利用者数は減少していますが、上菅谷駅の利用者は横ばい状態となっています。
- コミュニティバス（ひまわりバス）については、費用対効果などの面から令和 2 年 3 月末をもって休止としています。
- デマンドタクシー（ひまわりタクシー）については、令和 4 年 3 月末の利用登録者数は 3,190 人、令和 3 年度の延べ利用者数は 19,387 人となっています。

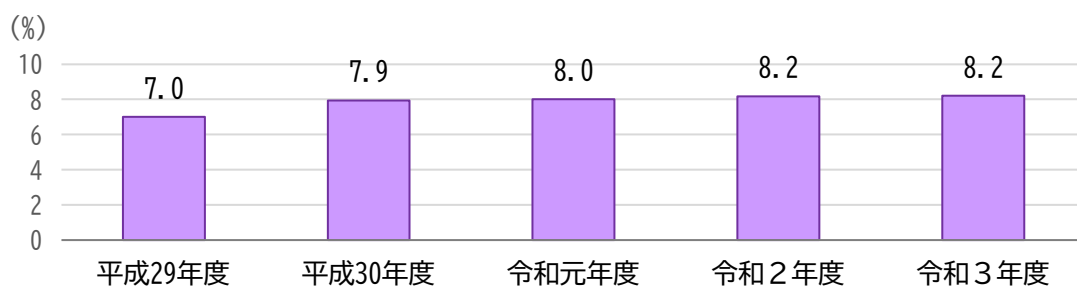
◎ 課題

- 国道や県道は、利便性の向上、交通混雑の解消、安全性の確保など、地域の発展に必要不可欠であることから、国道118号線の4車線化や主要地方道常陸那珂港山方線、主要地方道瓜連馬渡線、県道静大宮線などの整備促進と早期完成に向けて、国や県に対し継続的に要望することが必要です。
- 道路については、改良率が近隣市町村より低い状況を踏まえ、幹線道路については整備の促進を図る必要があります。その他の一般道については地域から出される要望を確認し重要性又は緊急性を踏まえ計画的に整備を進めることが必要です。
- 歩道については、1級幹線は道路整備に応じて歩道を設置する必要があります。
- 生活道路の整備については、費用対効果や地域の要望を踏まえ、国庫補助金などを活用しながら、計画的に整備を進める必要があります。
- 橋りょうについては、点検による損傷の早期発見と市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持管理が必要です。
- J R水郡線については、利用者の利便性向上を図るため、地域と協議しながら計画的に利用環境を整備する必要があります。
- 路線バスについては、必要不可欠な路線を維持していく必要があります。
- 自家用車に頼らざるを得ない地域特性であるため、高齢化が進んでも、買い物や通院など日常生活が不便にならないよう移動手段を確保していく必要があります。
- 交通弱者などの交通手段を確保し、かつ、利用者のニーズに合ったものとしていくため、デマンドタクシー（ひまわりタクシー）の利便性向上や運転免許自主返納者への特別利用券の交付、障がい者を対象としたタクシー利用助成など、公共交通施策について検討を継続していくことが求められています。

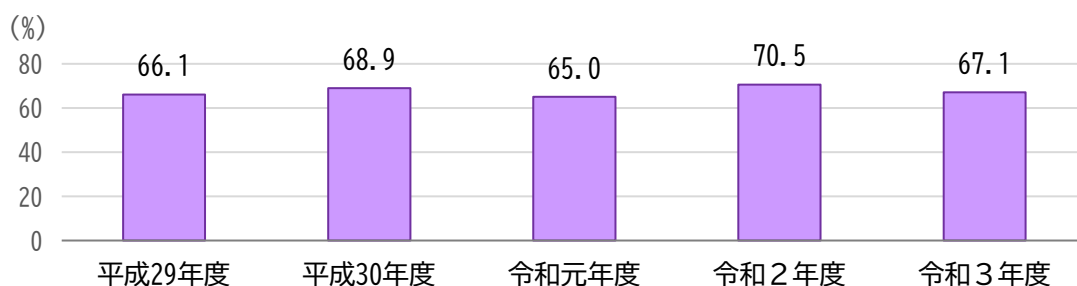
道路改良率



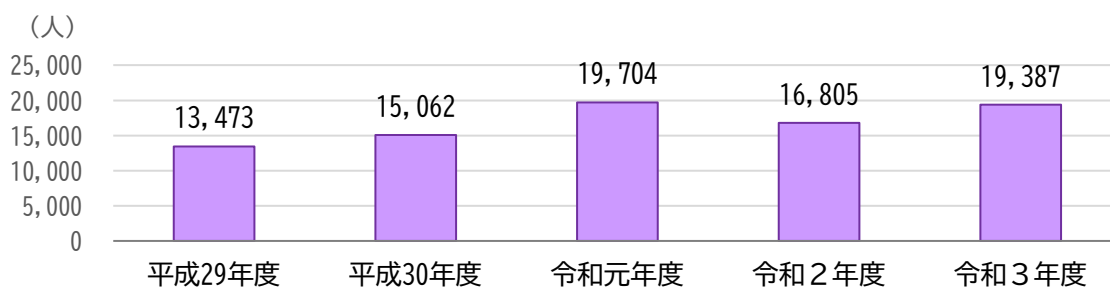
歩道設置率



日常生活において移動に不便を感じていない市民の割合



ひまわりタクシー利用者数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

道路利用者、公共交通機関利用者

意図

安心して道路を通行できる、公共交通機関を便利に利用できる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
道路改良率	28.0%	29.2%	29.8%
歩道設置率	8.2%	8.4%	8.5%
日常生活において移動に不便を感じていない市民の割合	67.1%	69.7%	71.0%
ひまわりタクシー利用者数	19,387人	26,500人	29,300人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 国・県道の幹線道路の整備	
■方針 ●利便性の向上や交通混雑を解消するため、国や県に対し、国道や県道の幹線道路の整備促進を要望します。	■主な事務事業 国・県要望事務
基本事業2 生活道路の整備	
■方針 ●生活道路については、その重要性や緊急性を踏まえ、地域の協力を得ながら計画的に整備を進めます。 ●通学路などを中心に、障がい者を含む全ての歩行者に配慮した道路づくりを推進します。	■主な事務事業 道路改良舗装事業、冠水対策推進事業★、菅谷飯田線道路整備事業★
基本事業3 道路の適正な維持管理	
■方針 ●道路の舗装補修や清掃など適正な維持管理を図ります。 ●橋りょうについては、損傷の早期発見に努めるとともに、市橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持管理を行います。 ●市民と協働して生活道路の維持管理を行うなど、道路愛護の意識啓発を図ります。	■主な事務事業 道路管理事業、道路維持補修事業★
基本事業4 公共交通の維持・確保	
■方針 ●駅利用者の利便性向上を図りJR水郡線の利用を促進します。 ●市民の足として必要な路線バスを支援し維持を図ります。 ●買い物や通院など日常生活の利便性向上につながる移動手段を市内全域で確保するためデマンドタクシー（ひまわりタクシー）を運行します。 ●安心して便利に利用できる持続可能な地域公共交通施策を検討し実施していくため、市地域公共交通計画（法定計画）を策定します。	■主な事務事業 地域公共交通活性化事業、デマンド交通運行事業、公共交通利用促進施設管理事業

関連する
市の計画

市橋りょう長寿命化修繕計画（平成30年改訂）

施策7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する

前期基本計画の取組

- 第2次市総合計画に掲げた土地利用方針を基に、自然環境と調和した都市づくりを進めました。
- 市街地の骨格を形成する幹線街路の整備を進めました。
- 居住環境が充実した魅力的で住みよい生活拠点の形成を図るため、市街地において都市基盤の整備を推進しました。
- 令和2年度に『那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」』を策定しました。
- 地籍調査事業の実施により、土地の境界や面積などが明確となり、目的に合った土地利用が図られました。

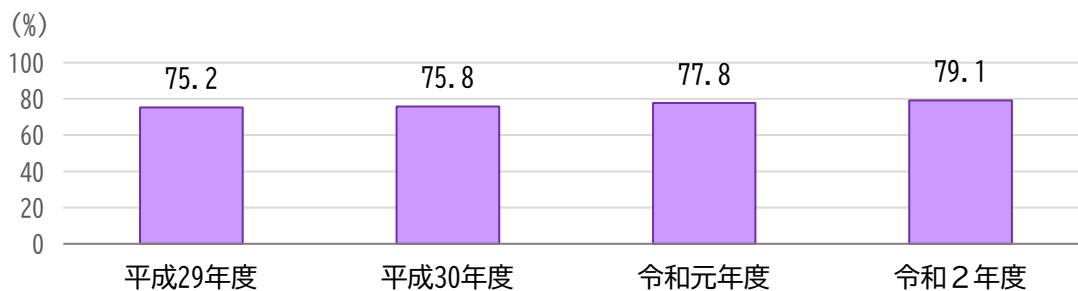
◎ 現状

- 市内全域を都市計画区域とし、区域区分（線引き）により土地利用の誘導を図っています。
- 市街化区域については、土地区画整理事業や街路事業、街づくり事業などの都市基盤整備を進めることにより、区域内における人口増を保っており、市全体における人口減少を抑制し、活力を維持する支えとなっています。
- 幹線街路の整備については、菅谷地区では、令和元年度までに都市計画道路上宿・大木内線の全線及び接続する菅谷・市毛線の一部区間を供用開始し、令和2年度から菅谷・市毛線の北側最終区間、下菅谷地区の上菅谷・下菅谷線及び下菅谷停車場線の整備に着手しています。瓜連地区では、令和2年度に都市計画道路平野・杉本線の全線が開通し、現在、西木倉・下大賀線（国道118号）の工事が進められています。
- 下菅谷地区における街づくり事業の進捗率は、令和3年度末で54.1%となっており、整備に合わせて民間活力による宅地化が進んでいます。
- 市内には都市公園が16か所、開発行為などで整備された公園が76か所あり、都市公園における市民一人当たりの公園面積は県平均とほぼ同じ水準となっています。身近な公園については、市民との協働による維持管理を進めるため、公園の清掃や除草などを行う自治会などを支援しています。
- 市街化調整区域においては、既存集落のコミュニティ維持を目的として、平成29年度から出身要件などを問わず住宅などの建築が可能となる区域指定制度を導入しています。申請は、水戸市とひたちなか市に隣接する南部の地域に集中しています。
- 『那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」』に基づき、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備に向けた検討を進めています。
- 地籍再調査は、木崎地区を実施しており、市全体としては令和3年度末で31.03k㎡が完了しています。

◎ 課題

- 今後の人口減少及び高齢化社会に対応するため、生活に必須である都市機能や居住を緩やかに誘導し、将来にわたって持続可能な集約型の都市形成を推進する必要があります。
- 市街化区域における宅地化率は令和3年度で63.6%となっており、着実な一定の進捗は見られますが、今後も都市機能や居住を誘導し活力を保ち続けるため、まだ整備が進んでいない地域に対しても、継続的に道路や雨水排水施設などの都市基盤整備を推進する必要があります。
- 市街地の骨格を形成する幹線街路として、都市計画道路菅谷・市毛線、上菅谷・下菅谷線及び下菅谷停車場線の早期完成と、上菅谷停車場線の整備が求められています。
- 市街化調整区域においては、人口減少及び高齢化社会の進行に伴い、既存の集落機能の維持が課題となっている地域があります。
- 公園は市民の憩いの場所として重要な施設であることから、それぞれの利用目的に応じた公園の整備と維持管理が求められています。
- 那珂インターチェンジ周辺地域については、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を推進しつつ、民間活力を活用した土地利用を検討する必要があります。
- 地籍調査については、作業規定の改訂などにより作業量が増加傾向にあり、年間の作業工程を調整しながら事業を進める必要があります。

幹線街路整備率（市街化区域内）



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民（土地所有者）、市街化区域

意図 適正に土地を利用する、快適に暮らす、都市基盤を整備する

成果指標

	現状値	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
宅地化率	63.6% (令和3年度)	64.8%	65.4%
幹線街路整備率 (市街化区域内)	79.1% (令和2年度)	84.1%	86.1%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 適正な土地利用の推進

■ 方針

- 市街化区域については、都市基盤の整備を推進し、産業や居住の誘導を促進することにより、拠点地域としての機能を高める土地利用を進めます。
- 市街化調整区域については、自然環境や営農環境の保全及び既存集落の維持を基本としながら、地域の特性に合った土地利用を進めるとともに、民間活力を踏まえた市の活力維持に寄与する土地利用について検討します。
- 秩序ある土地利用を推進するため、法令に基づく適正な許可制度などの運用を行います。
- 租税負担の公平性を確保し、土地行政の合理化を図るため、地籍調査を進めます。
- 那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりについては、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指します。

■ 主な事務事業

開発許可等事務、農地転用許可事務、地籍調査事業

●国道 118 号の 4 車線化、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉え、土地利用の在り方を検討します。	
基本事業2 快適な市街地の整備	
■方針 ●市の活力を支える持続性のある市街地の形成を図るため、市街地の骨格を形成する幹線街路の整備を行うとともに、魅力ある都市空間の整備を推進します。 ●市街地の良好な居住環境を整備するため、地域の防災性や安全性を考慮した街づくり事業を推進します。	■主な事務事業 街づくり事業、都市計画街路整備事業
基本事業3 公園の適正な維持管理	
■方針 ●防災の視点や居住環境に配慮し、地域の特性や利用目的に応じた公園の管理運営を行います。 ●地域の身近な公園については、市民との協働による維持管理を推進します。	■主な事務事業 公園管理事業

関連する
市の計画

市都市計画マスタープラン（平成 27 年度～令和 17 年度）
市立地適正化計画（令和 4 年度～令和 22 年度）

施策8 安定的に水道水を供給する

前期基本計画の取組

- 浄水場施設や配水管を適正に維持管理することで、水道水の安定供給に努めました。
- 老朽化した浄水場を統合し、災害に強い耐震施設の整備を行いました。
- 老朽化した配水管の整備に伴い、災害に強い耐震管の整備や老朽化した消火栓の更新についても努めました。
- 令和4年度に市水道事業経営戦略の見直しを行い、更なる安定した経営基盤の維持強化及び財政マネジメントの向上を図りました。
- 検針時における宅地内漏水のお知らせを通知し、節水意識の啓発を行いました。

◎ 現状

- 各浄水場や配水池の定期的な水質検査を行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の向上に努めています。
- 水源は河川表流水、地下水及び不足分を県中央広域水道事業より受水しており、水量は確保されています。
- 配水管整備については、耐震管による整備を行っています。
- 老朽管の更新については、国道や県道、JR水郡線横断部などの重要箇所には埋設されている老朽化した鋼管などの布設替えにより耐震管の整備を行っています。また同時に老朽化が著しい消火栓の更新も進めています。
- 新木崎浄水場更新事業においては、老朽化が進んでいた木崎及び瓜連浄水場を、新木崎浄水場へ統合更新を進めています。
- 市水道事業経営戦略に基づいた経営を行っており、現状において経営指数である経常収支比率が100%を超えていることから、経営の効率性及び健全性はおおむね確保されています。

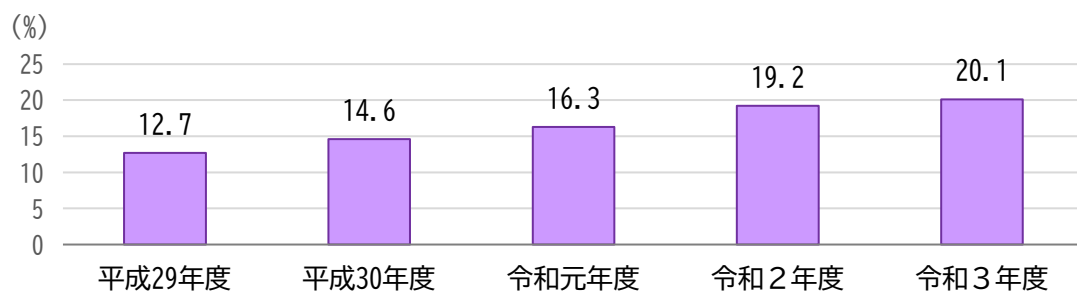
◎ 課題

- 環境の変化による水質管理体制の強化や水質基準への対応に努めていく必要があります。
- 浄水場の老朽化が進行し突発的な事故による断水のリスクが高くなる中で、浄水場内機器類の老朽化状態を注視して、計画的な修繕を行いながら安定した水処理を行う必要があります。
- 40年を超える配水管においては、引き続き重要箇所について計画的に更新を行い、さらに漏水調査を基に優先順位を定め、順次管路や消火栓の更新を進めていく必要があります。
- 令和4年度までの木崎浄水場の更新作業は、おおむね計画的に整備を進めてきました。引き続き、更新作業を計画的に行い、令和7年度の完成に向けて事業を進める必要があります。
- 災害時に対応すべく、危機管理体制の強化や他事業体との連携及び緊急時の給水体制の強化

に努める必要があります。

- 市水道事業経営戦略見直しによる投資・財政計画を基に、コスト削減を意識した施設整備による経営基盤の強化や市民に対するサービスや利便性の向上に努める必要があります。
- 水道事業の安定した経営を維持するため、漏水調査を基に漏水を抑えるなどの対策を行い、有収水量向上による収益の確保に努める必要があります。
- 水道技術職員の不足に対応するため、民間委託業者への技術継承や人材育成を進める必要があります。

配水管網の耐震化率



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民

意図 安全で良質な水を供給する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
配水管網の耐震化率	20.1%	22.6%	23.6%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 水道水の安定供給	
■ 方針 ● 環境の変化に対応すべく水源の監視体制や水質管理体制の強化に努めます。 ● 浄水施設や配水管を適正に維持管理し、水質の変化に適応した浄水施設の構築を行い、水質の向上に努めます。 ● 老朽化した浄水施設、配水管及び消火栓などの計画的な更新を行い、災害に備え、水道施設の耐震化を進めます。 ● 緊急時の危機管理体制の強化や他事業者との連携による給水体制の強化など広域的連携強化を進めます。 ● 水道施設資産の適正管理と経営戦略を基に効率的な事業運営や市民に対するサービスや利便性向上を持続します。 ● 安定した経営を維持するために、必要な収益の確保を目的とした有収水量の向上に努めます。 ● 災害に強い強靱な水道施設を維持しながら、技術継承や人材育成を行います。 ● 適正な浄水施設更新や配管網整備計画を進めるため、市水道事業第3次基本計画(令和9年度～18年度)を策定します。	■ 主な事務事業 配水管網整備事業、浄水関連施設管理事業、浄水場等更新事業

関連する
市の計画

市水道事業第2次基本計画(平成29年度～令和8年度)
市水道事業経営戦略(平成30年度～令和9年度)

施策9 効率的に生活排水を処理する

前期基本計画の取組

- 本市における農業集落排水事業計画区域の整備は、酒出地区が令和2年度に整備が完了し供用開始しました。
- 効率的な污水处理施設の整備及び運営管理を適切な役割の下で計画的に実施していくため、公共下水道全体計画見直し方針を令和3年3月に策定しました。
- 生活排水処理は、これまでも水質保全や生活環境の向上に努めてきましたが、国では令和8年度末の污水处理人口普及率（公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽）の95%概成を示しており、市では公共下水道の整備手法を見直しながら整備スピードを加速させるとともに、下水道未計画区域内の合併処理浄化槽への転換を促進するため令和3年度に転換補助を新設するなど、補助拡充を行いました。
- 公営企業会計に令和2年4月から移行したことを契機に、経営環境の変化に対応し、持続可能な下水道事業を実施していくために、今後の経営指針などを示す中長期的な計画としての市下水道事業経営戦略を令和5年3月に策定しました。

◎ 現状

- 市の污水处理人口普及率は87%となり、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全が確実に図られています。
- 令和3年度末における公共下水道事業計画区域の整備率は87.3%です。

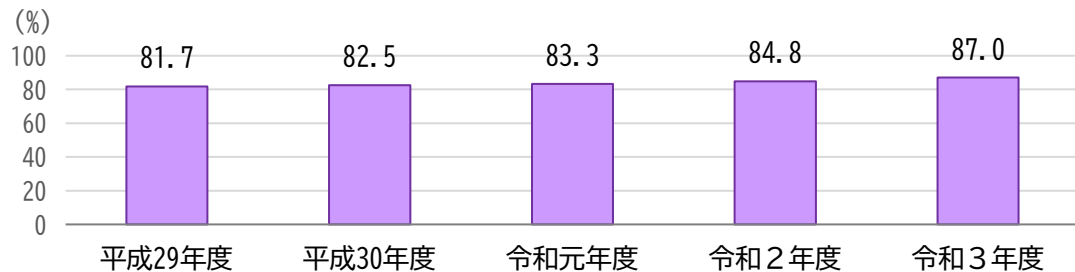
◎ 課題

- 公共下水道の整備には長期に渡り多額の費用が必要であり、また、人口減少や少子高齢化の進行など下水道をめぐる社会情勢の変化に対応し、効率的かつ持続可能な事業運営を行うことが必要です。
- 公共下水道又は農業集落排水の整備が完了した区域内の市民のうち、特に単独処理浄化槽やくみ取槽を使用している住民については、水質保全などの観点から、それぞれの生活排水処理施設への早期の接続が必要です。
- 生活排水処理施設の未整備区域内の住民について、特に単独処理浄化槽やくみ取槽を使用している住民については、水質保全などの観点から、合併処理浄化槽の設置が必要となっています。また、合併処理浄化槽を使用している市民については、設置後の適切な管理が必要となっています。
- 公共下水道は事業開始から40年が経過し、施設の老朽化が見受けられることから、施設の

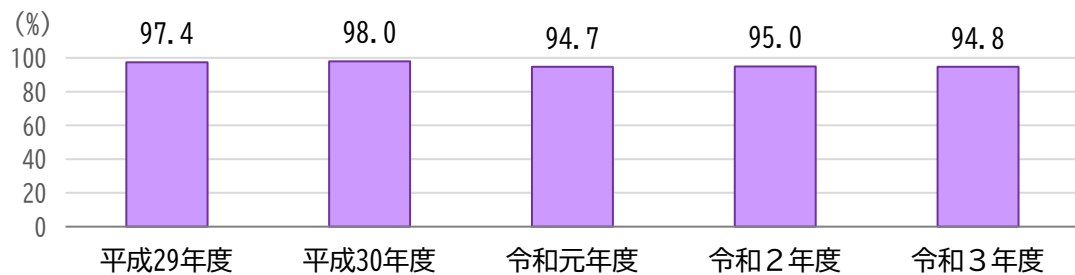
長寿命化や更新を行うなど、適正な維持管理が必要となります。

- 7施設ある農業集落排水においても 30 年が経過している施設があることから、公共下水道同様に適正な維持管理が必要となります。

汚水処理人口普及率



水洗化率



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、市内全域の生活排水

意図 生活排水の浄化を図り、衛生的な生活を守る

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
汚水処理人口普及率	87.0%	94.0%	96.0%
水洗化率	94.8%	97.3%	97.4%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 生活排水処理施設の整備	
■方針 ●公共下水道事業については、事業計画区域の令和8年度末概成を目指します。 ●公共下水道全体計画区域見直し方針や市下水道事業経営戦略を踏まえ、新たな整備区域を令和5年度に拡大します。 ●公共下水道全体計画見直し方針に基づき、公共下水道全体計画区域を縮小します。 ●浄化槽設置補助事業については、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き普及率の向上に努めます。	■主な事務事業 公共下水道整備事業、浄化槽設置補助事業★
基本事業2 生活排水処理施設の維持管理	
■方針 ●公共下水道施設及び農業集落排水施設については、適切な維持管理を行うことにより、処理施設の長寿命化を図りながら機能を確保します。 ●合併処理浄化槽の適切な維持管理について啓発を行います。 ●より健全な経営を目指すため、令和5年3月に策定した市下水道事業経営戦略に基づいた経営に努めます。	■主な事務事業 下水道施設維持管理事業、農業集落排水処理施設維持管理事業
基本事業3 排水浄化意識の普及啓発	
■方針 ●生活排水に対する浄化意識の啓発を進めます。 ●公共下水道施設及び農業集落排水施設への早期接続について啓発を進めます。	■主な事務事業 下水道施設維持管理事業、農業集落排水処理施設維持管理事業、浄化槽設置補助事業★

関連する
市の計画

市公共下水道事業計画（平成31年度～令和5年度）
市下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）

第3章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える

前期基本計画の取組

- 保育所入所希望者が入所できるように、保育施設の増設や増床などを行い、利用定員を増やしました。
- 増加傾向にある学童保育所の利用ニーズに対応するため、平成30年度には、竹ノ内地内及び本米崎地内に、令和4年度には菅谷地内に各1か所の民間学童保育所を開設し、公立保育所においても定員数を増やして、受入強化を図りました。
- 地域子育て支援センターにおいて、子ども同士・親同士が互いに触れ合える遊びの場を提供し、情報交換や仲間づくりの支援、育児相談に努めました。不用になった子ども服などを必要な方に使用してもらい、資源の有効利用にも努めながら子育て支援をしました。
- 児童虐待や家族関係、子どもの養育に関する悩みなどの相談に対応してきた家庭児童相談室の機能を強化し、子どもの権利擁護の最前線として、全ての子どもとその家族及び妊産婦などを対象とし、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「那珂市子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度に開設しました。
- こども発達相談センターにおいて、心身の発達に遅れ又はその疑いのある子どもとその保護者に対し、発達を促し保護者の育児不安を軽減するため、療育指導及び相談による支援を行いました。
- 小児の医療福祉費支給制度（マル福）については、入院及び外来に係る医療費についても高校生世代まで対象を拡大しました。
- 妊娠期から子育て期を一体的に支援するため、令和2年から子育て世代包括支援センターを設置し、子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーターを配置しました。
- 保育所や認定こども園などの保育料については、令和元年10月から3歳児以降国の制度により無料となりました。また、令和3年4月から0～2歳児の保育料を見直しました。

◎ 現状

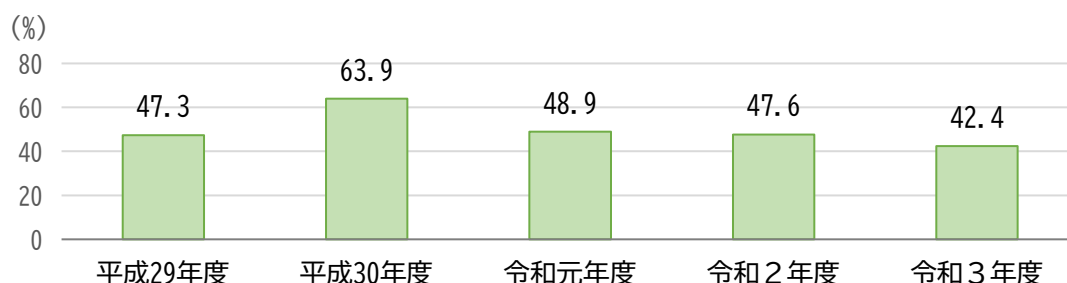
- 0歳から14歳までの人口は、平成29年の6,758人から令和3年には6,315人となり、少子化が進行しています。
- 子どもを産み育てたいと望む夫婦に対し、治療費や検査費の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めています。
- 妊娠届出の際全ての妊婦と面談を行い実情を把握するほか、不安を抱える対象については必要時支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援を行っています。
- 妊産婦の健康管理に必要な健康診査を適切に受診できるよう費用助成を行っています。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じています。
- 平成28年度以降、待機児童が毎年発生していましたが、令和3年度以降は解消されています。

- 全ての公立学童保育所において、小学6年生までの受け入れを行っています。

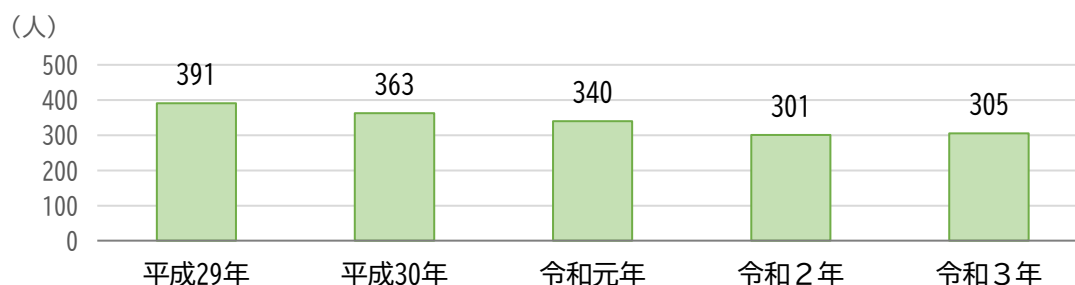
◎ 課題

- 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して子どもを産めるように、支援制度の充実を図ることが必要です。
- 保護者のニーズに対応した利用しやすい保育サービスを提供することが求められています。
- 希望する月に保育所に入所できるよう、保育士の確保、施設や環境の充実を図っていく必要があります。
- 子どもや子育てに関する包括的支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 少子化や核家族化により地域のつながりが希薄になる中、孤立や育児不安の解消など、時代の変化に応じた支援が必要です。
- 学童保育の利用ニーズに対応できるように、支援員の確保や施設の充実を図る必要があります。
- 市立ひまわり幼稚園については、3歳児保育の実施や預かり保育の拡充など、保護者のニーズに対応していく必要があります。また、将来的な認定こども園化については、今後の保育需要の動向を踏まえて検討する必要があります。

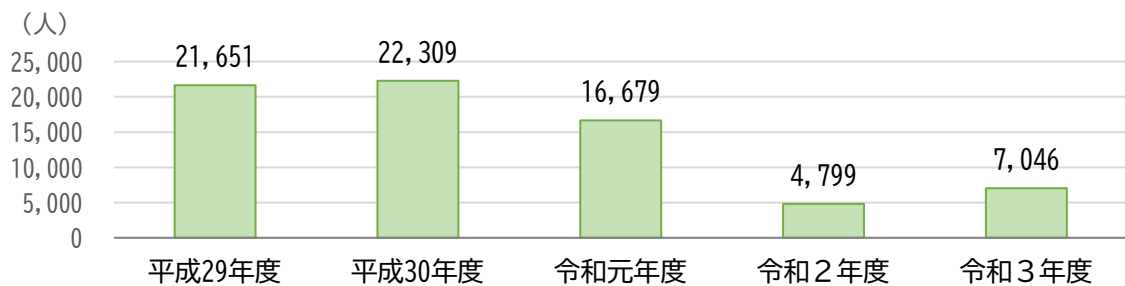
安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合



年間出生数



地域子育て支援センター利用者数（延べ）



◎ 施策の目的と成果指標

対象 子育て世帯

意図 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

成果指標

	現状値	中間目標値	目標値
安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合	42.4% (令和3年度)	54.0% (令和7年度)	60.0% (令和9年度)
年間出生数	305人 (令和3年)	310人 (令和7年)	310人 (令和9年)
地域子育て支援センター利用者数	7,046人 (令和3年度)	14,500人 (令和7年度)	14,500人 (令和9年度)

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 妊産婦支援の充実

■ 方針

- 不育治療費用の一部を助成し、不育治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 妊娠中の健康管理のため、妊婦健診の重要性を周知して受診を促し、安心して出産ができるよう支援します。
- 妊娠届出の際全ての妊婦と面談を行い実情を把握し、関係機関と連携して産前及び産後の支援を実施します。

■ 主な事務事業

妊活医療費助成事業、妊婦健康診査事業、医療福祉扶助事業

基本事業2 子育てと就労の両立支援	
■方針 ●利用者ニーズに合わせた保育施設などの拡充や整備に努めます。 ●就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育士の確保に努め、潜在的待機児童の解消及び質の高い保育を目指します。 ●就労する保護者を支援するため、学童保育所において安心・安全な保育を実施し、児童の健全育成を図ります。 ●保護者のニーズに対応するため、幼稚園で預かり保育を実施します。 ●ひとり親家庭の父親又は母親に対して就労支援を行い、生活の安定と自立を促します。 ●学童保育のニーズに対応するため、民間委託を含め民間学童事業者と連携を強化します。	■主な事務事業 民間保育所等児童入所事業★、民間保育所等支援事業★、民間保育所整備事業★、市立保育所管理運営事業、学童保育事業★、預かり保育事業、母子・父子自立支援事業、子育てのための施設等利用給付事業、病児保育事業、保育士就労支援事業★
基本事業3 子育て支援体制の充実	
■方針 ●親子同士のふれあいや子育てに関する情報交換や、育児不安の相談の場として地域子育て支援センターの事業を充実し、利用促進を図ります。 ●子どもが発熱などの急な病気になった場合に、子どもを預けられる病児・病後児保育を行います。 ●集団での保育が可能な障がい児や医療ケア児の保育を実施します。 ●妊娠期から子育て期に渡り、関係機関が連携して切れ目のない支援を行う包括的支援体制の充実を図ります。 ●こども発達相談センターを効果的に活用し、心身の発達に遅れ又はその疑いのある子どもの相談又は療育体制の充実を図ります。 ●こども発達相談センターの相談支援業務の体制を強化するため、ICT導入を検討します。 ●会員互助制度であるファミリーサポートセンターの活動を通して、変化する環境などに順応し、子育て家庭への様々な支援を行えるよう、関係機関と連携して対応します。 ●児童虐待や家族関係、子どもの養育に関する悩みなどの相談に応じ、関係機関と連携して対応します。 ●市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の導入や預かり保育の拡充について、検討を進めます。	■主な事務事業 地域子育て支援センター事業、病児保育補助事業、民間保育所等支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、こども発達相談センター運営事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、子ども家庭総合支援拠点運営事業、子育て世代包括支援センター事業★

●市立ひまわり幼稚園の認定こども園化については、市内における保育需要の高まりや待機児童の状況などを把握し、検討します。	
基本事業4 子育ての経済的負担の軽減	
■方針 ●中学3年生までの児童及び生徒を対象に児童手当を支給します。 ●高校3年生までの児童及び生徒を対象に医療福祉費の一部又は全部を支給します。 ●病気や事故により父親又は母親を失った遺児などに対して学資金を支給します。 ●要保護又は準要保護世帯に対して学用品や給食費などの一部を支給します。 ●2人以上の子どもを養育する多子世帯に対し、保育料の軽減を図ります。 ●ひとり親家庭に対し、保育料の軽減を図ります。 ●児童扶養手当の支給、各種貸付制度や給付の紹介などを通して、ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう支援します。	■主な事務事業 児童手当支給事業、遺児等学資金支給事業、医療福祉扶助事業、就学奨励事業、児童扶養手当支給事業、未熟児養育医療給付事業、子育てのための施設等利用給付事業

関連する
市の計画

第2期市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

施策2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える

前期基本計画の取組

- 高齢者宅を訪問する機会が多い事業所と「要援護者等の見守り活動協力に関する協定」を締結し、高齢者、要介護者などが安心して暮らせる地域づくりを進めました。
- 地域包括支援センターで介護予防講座を開催するなど、高齢者が要支援又は要介護状態にならないよう取り組みました。
- 高齢者が抱える健康課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、生活習慣病やフレイル予防などの保健事業と介護予防を一体的に実施しました。
- 高齢者ボランティアを育成するとともに、ふれあい・いきいきサロン、高齢者クラブ及び市シルバー人材センターへの活動支援を行い、高齢者の生きがいづくりに取り組みました。
- 地域包括支援センターを中心に、高齢者が気軽に相談しやすい環境を整え、虐待などの困難ケースへの対応や権利擁護などの総合相談業務に取り組みました。

◎ 現状

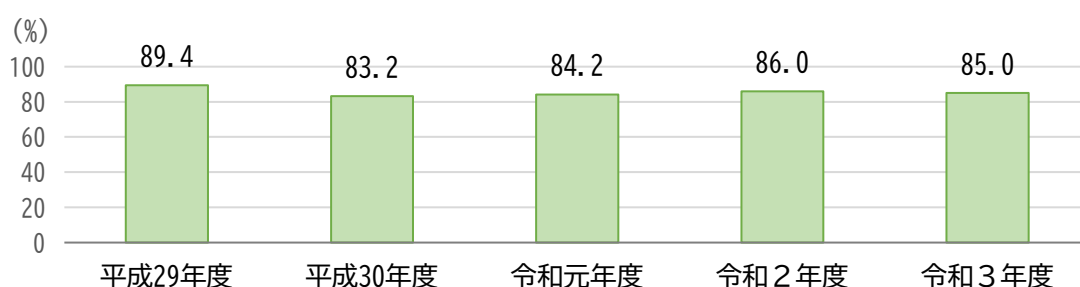
- 令和4年4月現在、本市の高齢化率は32.3%で年々伸びており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。今後、団塊の世代が後期高齢者となる時期となることから、さら高齢化が進むことが見込まれています。
- 要援護者などの見守り活動協力に関する協定を、令和4年3月末時点で30事業所と締結しており、協力事業所を拡大し見守り体制の強化に努めています。
- 要介護認定率(要介護認定者数を第1号被保険者数で除した率)は、全国平均を下回っていますが、介護給付費は増加傾向にあります。
- 関係機関と連携し、要介護状態にならないよう介護予防や生きがいづくりなどに取り組んでいます。
- 介護保険制度の改正により、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、「介護予防・生活支援サービス推進協議会」を設置して、サービス拡充についての協議を行っています。また、令和2年度からは通院などの付き添い支援や移送前後の生活支援を行い、高齢者が外出しやすい環境づくりを支援しています。
- 平成30年4月から「認知症初期集中支援チーム」を設置し、増加している認知症高齢者に対するケア体制の充実を図っています。

◎ 課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりにあった保健、医療、介護、福祉などの各種サービスを一体的に提供する必要があります。

- 介護者の高齢化により、いわゆる老老介護が増える傾向にあるため、介護者に対する精神的又は身体的負担の軽減を図りながら、居宅での介護サービスが提供できるような体制づくりに取り組む必要があります。
- 介護予防施策や生きがいづくりを推進し、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの拡充に向け、介護予防・生活支援サービス推進協議会において体制の整備を図るとともに、在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会から寄せられた意見などを踏まえ、多職種による事業の円滑な推進を図る必要があります。

生きがいを持っていると答えた高齢者の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

高齢者

意図

自立していきいきと地域で暮らせる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
生きがいを持っていると答えた高齢者の割合	85.0%	90.0%	92.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられている事業です。

基本事業1 地域包括ケアシステムの充実	
■方針 ●地域包括支援センターの機能拡充を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じた地域包括ケアシステムの充実に努めます。 ●地域の実情に応じて、地域住民やボランティア団体などの様々な主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することにより、地域で支え合う体制の整備に取り組みます。 ●高齢者自身が自立した日常生活を送れるよう健康増進や介護予防の意識を持ち、要支援又は要介護状態にならないために、引き続き保健事業と介護予防の一体的な実施を図り、介護予防講話などの学習機会の充実に努めます。 ●高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。 ●地域においてそれぞれのニーズに合った住まいを確保するため、加齢対応構造を備えた市営住宅及びサービス付き高齢者住宅などの整備について、県と連携します。また、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、関係機関と連携し、入所希望者の把握や円滑な入所が図れるように努めます。	■主な事務事業 包括的支援事業★（生活支援体制整備事業★、在宅医療・介護連携推進事業）、一般介護予防事業、配食サービス事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、介護予防・生活支援サービス事業★
基本事業2 介護保険制度の円滑な運営	
■方針 ●介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、適正な要支援又は要介護認定を行うことに加え、介護サービス事業所などとの連携により、利用者が真に必要なサービスの確保や、介護サービス量と質の確保に努めます。 ●介護保険制度や、介護保険料についての理解を深めるための取組を進めることで、制度の円滑な運営を図ります。	■主な事務事業 介護サービス給付事業、趣旨普及事業
基本事業3 認知症対策の充実	
■方針 ●認知症の人と地域での関わりが多いとされる職域や児童又は学生の認知症に関する理解促進のため、地域包括支援センターと連携しながら、認知症サポーターを養成し認知症にやさしいまちづくりに取り組みます。 ●認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、	■主な事務事業 包括的支援事業（認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業）、徘徊高齢者家族支援サービス事業

その家族が安心できるよう、「認知症ケアパス」の普及啓発に努めます。 ●認知症の人やその家族の支援を行うチームオレンジ立ち上げに向けた準備を進めます。	
基本事業4 生きがいづくりの支援	
■方針 ●健康でいきいきと地域生活が送れるように、市社会福祉協議会と連携し高齢者のニーズに合わせた活動機会の提供を図ります。 ●社会参加や仲間づくりなどを通して、生きがいを持って生活できるように、高齢者クラブや市シルバー人材センターの活動を支援します。また、サロンにおいてシルバーリハビリ体操指導士会と連携し、介護予防及びリハビリの知識や体操の普及促進を図ります。	■主な事務事業 高齢者の生きがいと健康づくり事業、各種団体補助事業（高齢者クラブ、市シルバー人材センター）
基本事業5 権利擁護の推進	
■方針 ●成年後見制度については、地域包括支援センターと連携して相談業務を行い、制度の活用を支援します。また、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村と連携し、ネットワークの構築、制度の普及啓発及び必要な人材の育成などに努めます。 ●消費者被害や高齢者虐待などの防止に向け、地域包括支援センターや関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。	■主な事務事業 成年後見制度利用支援事業、高齢者の権利擁護に係る相談支援対応事業

関連する
市の計画

市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える

前期基本計画の取組

- 障がい者に対する相談及び支援の充実を図り、必要なサービスの提供に努めました。
- 障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援などの事業を実施し、住み慣れた地域で生活できるよう努めました。
- 障がい者の生活を地域で支援する意識を高めるため、障がいに対する理解を深めるとともに、NPO法人やボランティア団体などの活動をサポートし、地域全体で支援する体制づくりに取り組みました。
- 障がい者及び養護者の経済的及び精神的負担軽減に努めました。
- 障がい者の権利擁護のため、他市町村と連携し、成年後見制度の周知や利用促進、市民後見人の養成や活動支援に取り組みました。
- 虐待の早期発見、虐待を受けた方への迅速及び適切な保護や支援を障害者虐待防止センターを中心に実施するとともに、虐待防止に関する普及啓発に努めました。
- 障がいによる差別のない社会を実現するため、障がい者差別解消相談室を中心として、市はもとより、広く地域にも働きかけ普及啓発に努めました。
- 障がい者の社会参加を促進するため、市役所内で障がい者が作製した物品の販売会を定期的開催するなど、障がい者の活動を支援しました。
- 障がい者の重度化又は高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点を開始しました。
- 那珂市障がい者プランを見直し、障がい者支援施策を改善しつつ推進しました。

◎ 現状

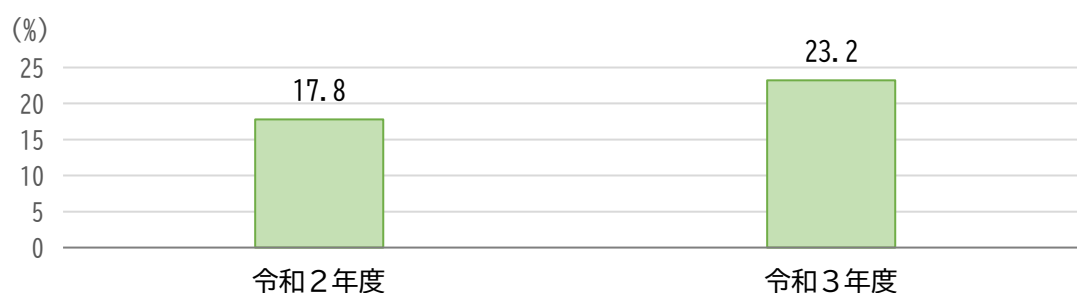
- 本市の人口は年々減少しているにもかかわらず、令和3年度末で、身体障がい者が1,607人、知的障がい者が510人、精神障がい者が417人となっており、知的障がい者と精神障がい者が増加傾向にあります。また、障がい者全体として高齢化に加え重度化が進んでいます。
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの受給者数は、令和3年度末で、在宅のサービスである介護給付費が226人、入所又は通所により自立を促すための訓練など給付費が230人となっています。
- 特別障害者手当などの受給者数は、令和3年度末で91人に増加しましたが、在宅心身障害者（児）福祉手当の受給者数は197人、重度心身障害者医療福祉費（マル福）の受給者証は1,061人に交付されており、いずれも減少しています。
- 障がい者の権利や尊厳を守るための成年後見制度の周知や利用促進、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が努力義務となったことを受け、障がい者を理解する研修会の開催や広報啓発などの実施、障がい者差別解消の推進を図っています。
- 障がい者の工賃向上、社会参加の拡充などを図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先

調達に取り組んでいます。

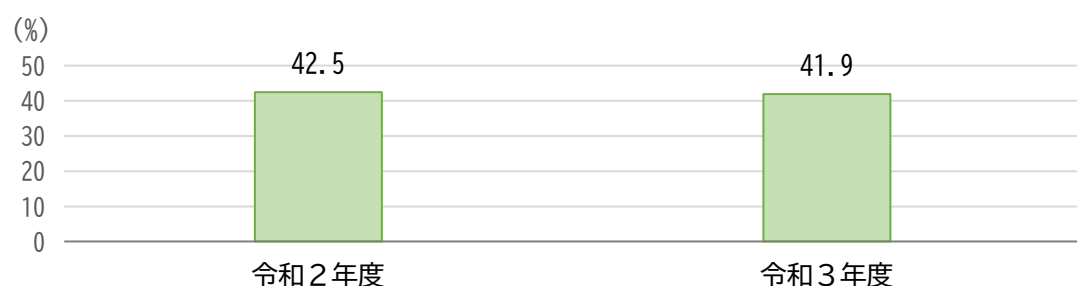
◎ 課題

- 障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるように、関係機関による支援体制の充実を図り、一人ひとりに応じた適切な障害福祉サービスの提供と支援を行う必要があります。
- 障がい者及び家族の精神的な負担の軽減や家庭福祉の増進を図ることを目的として、医療費など障がい者の経済的な負担の軽減を図る必要があります。
- 障がい者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、障がいや障がい者への理解などを深める必要があります。
- 差別解消や合理的配慮など、障がい者の精神的な負担軽減や物理的障害の軽減を図る必要があります。
- 市民、社会福祉法人、NPO法人及びボランティア団体への活動支援や連携が必要となっています。

障がい者理解が深まっていると思う市民の割合



障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

障がい者、市民

意図

市民が障がいについて理解を深め、障がい者が安心して地域で暮らせる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
障がい者理解が深まっている と思う市民の割合	23.2%	27.0%	29.0%
障がいのある方が住みやすい と思う市民の割合	41.9%	46.0%	48.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 地域生活における支援の充実

■ 方針

- 障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるように、地域自立支援協議会を中心とする関係機関の横断的な支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切な障害福祉サービスの提供と支援を行います。
- 障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス給付や地域生活支援などの事業を実施し、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう関係機関が連携し、柔軟なサービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい者の生活を地域で支援する意識を高めるため、障がいに対する市民の理解を深めるとともに、NPOやボランティア団体などの活動を支援し、地域全体で障がい者を支える体制づくりを進めます。
- 各種福祉手当や医療費などの助成を行い、障がい者及び介護者の経済的負担の軽減に努めます。

■ 主な事務事業

障害福祉サービス給付事業（介護給付費など）、地域生活支援事業（相談支援事業など）、医療福祉扶助事業（重度障心身がい者）、在宅心身障害者（児）福祉手当支給事業、特別障害者手当支給事業

基本事業2 権利擁護の推進

■ 方針

- 障がい者の権利擁護のため、いばらき県央地域連携中枢都市圏

■ 主な事務事業

地域生活支援事業（成年後

の取組の中で、成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成や活動支援に取り組みます。 ●障がい者への虐待を早期に発見し、障害者虐待防止センターが中心となり迅速及び適切な保護や支援などを行うとともに、虐待防止に関する普及啓発に努めます。 ●障がいを理由とした差別のない社会を実現するため、相談室の業務を周知することに加え、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮の提供について、市はもとより、広く地域にも働きかけを行います。	見制度支援)、障害者虐待防止対策事業、障害者差別解消推進事業★
基本事業3 社会参加への支援の充実	
■方針 ●市で行われる文化活動、スポーツ教室及びレクリエーション活動のバリアフリー化と障がい者への周知を促進し、障がい者が各種活動に参加できるような機会の充実に努めます。 ●就労を通して社会参加を促すため、ハローワークなどの関係機関と情報の共有を図り、支援体制の充実に努めます。 ●障害者優先調達推進法に基づき、物品などの調達を更に進めるとともに、市役所における定期物品販売会の開催、仕事のマッチング機会の提供など、障がい者の工賃向上や経済的自立につながる取組を進めます。	■主な事務事業 障害福祉サービス給付事業（訓練等給付費等）、団体補助事業（市身体障害者の会、市障がい児者親の会、市手をつなぐ育成会）

関連する
市の計画

市障がい者プラン（平成30年度～令和5年度）

施策4 家庭や地域で支え合う福祉環境を整える

前期基本計画の取組

- 地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会や市連合民生委員・児童委員協議会などの各種団体の活動を支援しました。
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進するため、障がい者から見た公共施設の不便さなどを調査するとともに、障がい者への合理的配慮を提供する民間企業などへの補助を実施しました。
- 福祉総合相談を実施するため「ふくし相談センター」を設置し、生活困窮者などが困窮状態から脱却できるよう支援及び施策を展開するとともに、包括的及び継続的な支援を実施しました。
- 一人暮らし高齢者の台帳を作成し、見守りのため定期的な訪問を実施しました。

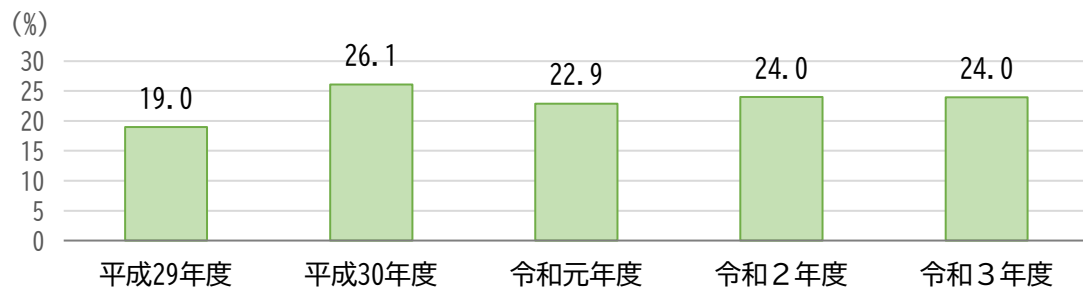
◎ 現状

- 少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化など社会情勢の変化により、地域や家庭における支え合いの基盤が弱まっています。
- 民生委員・児童委員については、活動内容の多様化や煩雑化により、委員の負担が増加しています。
- ふくし相談センターでは、関係機関と連携し多種多様化した福祉課題に対する支援の実施に努めています。
- 一人暮らし高齢者、育児などの課題を抱えた方を、地域や関係機関のネットワークで見守る施策を推進しています。
- 生活困窮者に対する支援を強化し、早期脱却の支援に努めています。
- 公共施設における障がい者への合理的配慮の推進を図っています。

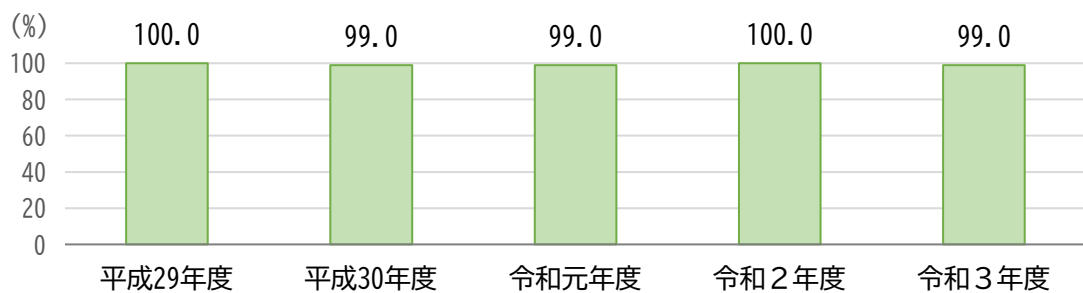
◎ 課題

- 福祉課題を抱える方の把握そのものが困難であり、支援を必要としている人と支援者をつなげる仕組み作りが必要となっています。
- 遺族会など各団体の構成員が高齢化しており、今後団体活動に支障がでる可能性があります。
- 地域共生社会の実現を目指ためにも、人と人とのつながりの再構築が必要です。
- 地域福祉を推進するに当たり、支援を必要とする人の抱える問題は多岐に渡ることから、関係機関や各種団体との連携強化や協働の体制作りが必要となっています。
- 法令や部署にとらわれず、包括的及び継続的支援を行うことが必要です。
- 民生委員・児童委員のなり手不足が、顕著に表れてきているため、引き続き必要性をPRしていく必要があります。

福祉環境に不安を感じない市民の割合



民生委員・児童委員の充足率



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民（市民、市民活動団体）

意図 安心して暮らしていける地域社会をつくる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
福祉環境に不安を感じない市民の割合	24.0%	28.0%	30.0%
民生委員・児童委員の充足率	99%	100%	100%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 地域で支えあう環境の充実	
■ 方針 ● 地域福祉推進の中核的役割を担う市社会福祉協議会や市連合民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体などの活動を支援します。 ● 身近な地域で交流や助け合いができるように、市民の地域福祉に関する意識の高揚を図ります。 ● 関係機関との連携を強化し、地域における見守り体制作りに努めます。 ● 福祉やボランティアに関する啓発活動を行います。 ● 福祉課題を抱える方を把握し、複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、重層的支援体制を整備します。 ● 公共施設や道路などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。 ● 民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けて取り組みます。	■ 主な事務事業 重層的支援体制整備★、地域福祉計画推進委員会設置事業、団体補助事業（市連合民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、市ボランティア連絡協議会）
基本事業2 生活援護の充実	
■ 方針 ● ふくし相談センターの機能充実を図るとともに、相談者の利便性を高めるため、福祉系相談窓口の一本化などについて関係機関と協議を進めます。 ● 様々な福祉課題に対応するため、生活困窮、子育て、介護などについて、多機関が協働して支援の充実に努めます。 ● 生活保護法に基づき、生活保護費の適正な認定と支給に努めます。 ● 市営住宅を適正に管理運営し、安心して生活できる居住の場を提供します。	■ 主な事務事業 重層的支援体制整備★、生活困窮者自立支援事業★、生活保護扶助事業、市営住宅管理事業

関連する
市の計画

第3次市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）
市営住宅長寿命化計画（平成29年度～令和8年度）

施策5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る

前期基本計画の取組

- 休日診療及び小児科休日診療を実施している医療機関に対して、医師などの充実により継続して実施する協力を求めました。
- 「茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、構成市町村と連携することにより、広域的に初期救急医療体制の確保を図りました。
- 水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏の救急医療二次病院に運営費の一部補助を行い、休日夜間の重症救急患者の受入医療機関を確保しました。
- 自らの健康管理における「かかりつけ医」の重要性について、啓発に努めました。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の周知に努めました。
- 国民健康保険税の賦課方法の見直しを実施するとともに、財政の健全化を図るため、国民健康保険税などの収納率の向上、保険給付の適正化に努めました。
- 医療費に対する認識を深める取組を行い、医療費の適正化に努めました。

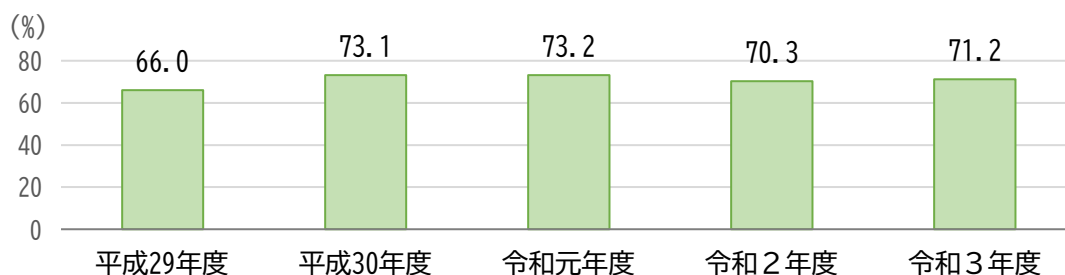
◎ 現状

- 休日診療については、市内の医療機関が当番制で日曜日、祝日及び年末年始の午前中に診療などを実施しています。
- 乳幼児の休日夜間診療については、市内に対応できる医療機関が少ないため、専門の医療機関を受診するか、隣接市町村の医療機関を利用しています。
- 休日夜間の初期救急医療体制については、「いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約」に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所及びいばらき県央地域連携中枢都市圏内の診療所の利用が可能になっています。また、重症救急患者については、水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏における救急医療二次病院において受入体制ができています。
- 市民アンケートによると、市民のうち 67.6%はかかりつけ医を持っており、そのうちの 25.0%が市内医療機関がかかりつけ医です。市外にかかりつけ医を持つ人が 19.7%、また、市内市外の両方にかかりつけ医を持つ人が 22.9%となっています。
- 国民健康保険は平成 30 年度から県との共同運営となり、市は県へ事業費納付金を支払うことで安定した給付が行えるようになっています。
- 国民健康保険税の現年度の収納率は、年々少しずつ上昇しています。

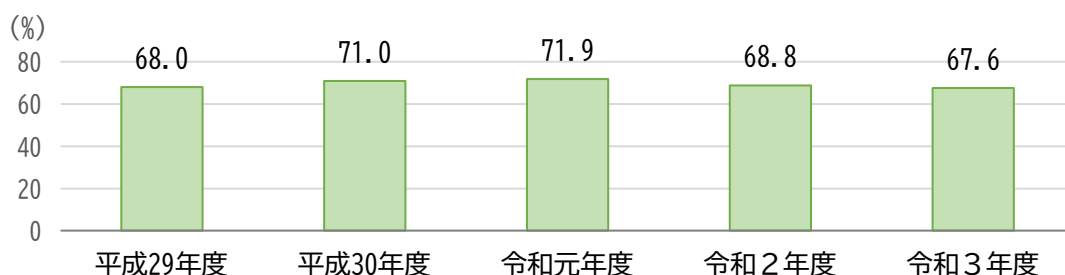
◎ 課題

- 市民の不安を払しょくするために、休日夜間の医療提供体制を引き続き確保していく必要があります。
- 気軽に相談や受診ができるかかりつけ医やかかりつけ薬局の重要性及び必要性について普及啓発を行う必要があります。
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険を安定的に運営できるように、効率的な事業運営を図るとともに、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど医療費の適正化を図る必要があります。
- 市において休日夜間救急医療体制を整備することは困難であるので、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村の休日夜間緊急診療所や、水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏における救急医療協力機関と連携を強化していくことにより、医療環境の充実を図っていく必要があります。
- 適正な保険税率の設定などを行い、収納率向上に努め国民健康保険財政の健全化に取り組む必要があります。また、将来的な県内の保険料水準の統一に向けた検討を行う必要があります。

必要なときに適正な医療が受けられると思っている市民の割合



かかりつけ医を持っている市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

必要なときに適切な医療が受けられる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
必要なときに適切な医療が受けられると思っている市民の割合	71.2%	70.0%	75.0%
かかりつけ医を持っている市民の割合	67.6%	70.0%	75.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 地域医療と救急医療体制の充実

■ 方針

- 休日診療を実施している医療機関に対して、医師の充実などにより、診療を継続実施するよう要請します。
- いばらき県央地域連携中枢都市圏において、構成市町村と連携しながら、休日夜間の初期救急医療体制の充実、医師や看護師などの確保に向けた取組を進めます。
- 「水戸保健医療圏」「常陸太田・ひたちなか保健医療圏」の救急医療二次病院に運営費の一部補助を行い、重症救急患者の受け入れ医療機関を確保します。
- 自らの健康管理として、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことの必要性を働きかけます。

■ 主な事務事業

休日診療委託事業、救急医療二次病院制運営事業

基本事業2 健康保険制度の安定運営	
■方針 ●国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、保険税及び保険料の収納率向上に努めます。 ●県及び県内の他市町村と共同で国民健康保険を運営し、財政基盤の安定化や事務の効率化を図ります。 ●ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検の強化などにより、医療費の抑制及び適正化を図ります。	■主な事務事業 国民健康保険趣旨普及事業、国民健康保険事務

施策6 健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る

前期基本計画の取組

- 感染症のまん延や重症化を防ぐため、予防接種の接種率の向上を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、関係機関と連携しながら予防接種を含め、感染症予防対策を進めました。
- 疾病の早期発見のため、各種健康診査の必要性について周知するとともに、受診しやすい体制づくりや健康診査後の保健指導の充実に努めました。特に糖尿病の重症化予防については、医師会などとの連携を強化しました。
- がんを早期発見するため、国や県のがん対策推進事業に沿って、がん検診の受診啓発を図りました。
- 各年代に応じた多くの市民が、健康づくりに関する相談体制、体力づくり又は健康づくりに関する各種教室に参加できるよう充実に努めました。
- 健康づくりのために食生活改善などの普及啓発を図る市民活動団体と連携し、家庭や地域における健康意識の向上を図りました。
- 精神疾患について、正しい知識を持ち理解を促すための啓発活動を行い、家庭や地域、職場などにおいて、心の健康を守る意識を広めました。
- こころの問題についての相談を早期にできるよう相談窓口の周知を図るとともに、精神科の医療機関と連携して適切な医療につながるよう支援しました。
- 自殺予防対策として、講演会や講習会を開催して普及啓発を行うとともに、専門の相談機関につながることができるゲートキーパーを養成しました。

◎ 現状

- 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、各種取組の参加者数が5年前よりも低下したり、取組自体が制限されるものもありました。
- 特定健診受診率は26%台で推移しています。受診率の向上を図るため、特定健診を受けずに人間ドックなどを受けた人に助成金を交付しています。
- 令和2年度の特定保健指導実施率は、40.6%となっています。
- 効果的及び効率的な保健事業の展開のために、受診率向上のための未受診者対策や、健診結果に応じて優先順位を明らかにし保健指導を実施しています。
- 令和3年度からは、高齢者が地域で自立した生活が長く送れるように「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいます。
- 健康寿命の延伸のため、生涯を通じて生活習慣病予防体制の強化に取り組んでいますが、食生活などの生活スタイルにも変化が出ていることで今後に影響が出る可能性があります。
- 各種教室やスポーツイベントなどを活用し、体力づくりや健康づくりにつなげていますが、各種教室、イベントなどの開催も制限され、体力づくりや健康づくりのための取組が制限さ

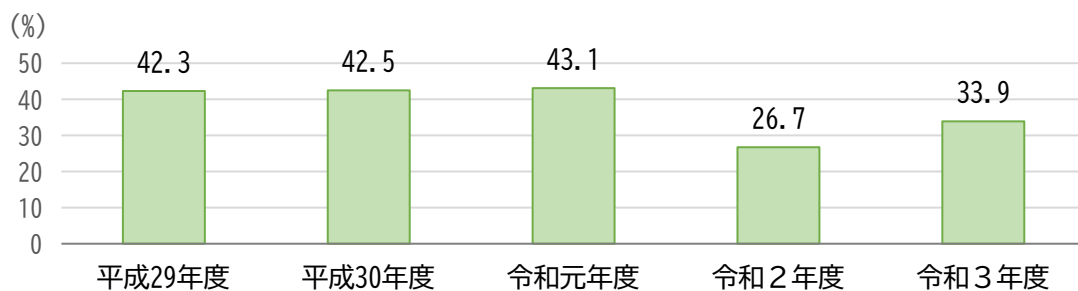
れる状況となっています。

- 令和2年度以降は、経済的不安からくるストレスと考えられる精神的な相談が、関係機関との連携の中で多く寄せられています。

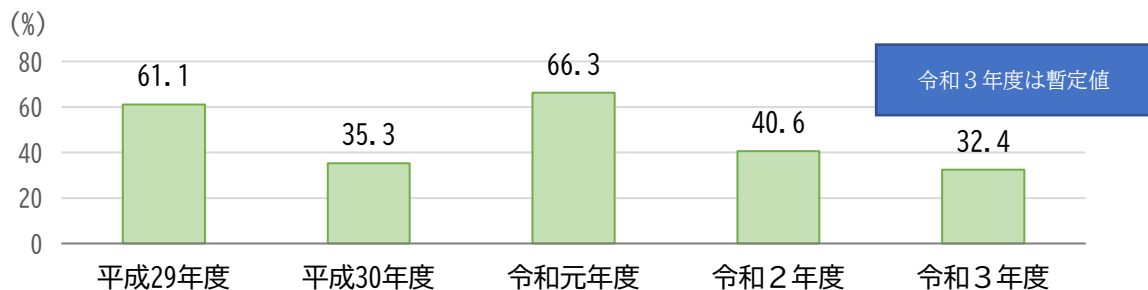
◎ 課題

- 特定健康診査受診率は新型コロナウイルス感染症の影響により低下しましたが、そのまま健診離れにならないよう健康診査の必要性について、広く周知啓発などを図る必要があります。
- 健康診査の結果により対象者にあった必要な保健指導に努めています。保健指導につながらない事例の対応策を検討する必要があります。さらに、かかりつけ医との連携を図るとともに、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、糖尿病に伴う腎臓病、心筋梗塞、脳梗塞などの重症化予防に取り組む必要があります。
- 健康寿命の延伸のため、高齢者の特性を踏まえ効果的な取組を実施する必要があります。
- 健康の維持やロコモティブシンドローム対策に、適度な運動は有効性が高いため、各種スポーツ教室などの活用に加え、日常生活の中で体を動かすことなどを啓発していく必要があります。
- 定期予防接種の更なる接種率向上のため、未接種者の把握と接種勧奨を強化する必要があります。
- こころの問題については、地域全体で問題意識を持つ必要があるため、相談窓口の周知と正しい知識の啓発に努める必要があります。

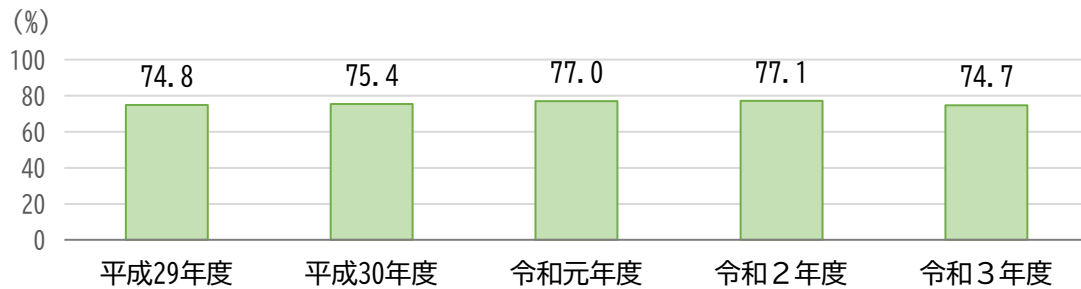
特定健康診査受診率



特定保健指導実施率



健康であると感じている市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

自らの健康に留意し、健康な状態を維持する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
特定健診受診率	33.9%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	32.4% (暫定値)	75.0%	75.0%
健康であると感じている市民の割合	74.7%	82.0%	82.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 各種健康診査と予防事業の推進

■ 方針

- 疾病の早期発見のため、各種健康診査の必要性について周知を図るとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。生活習慣病の重症化予防については、医師会などとの連携を強化します。
- 健康診査後の保健指導を着実に実施するために、同日に保健指導を行うなど体制の充実を図ります。

■ 主な事務事業

各種健康診査事業、特定健康診査等事業、予防接種事業

●がんを早期に発見するため、国や県のがん対策推進事業に沿って、がん検診の受診啓発を図ります。 ●新型コロナウイルス感染症対策については、まん延を防止するため、予防接種や感染予防策の周知に務めるとともに、関係機関と連携して、具体的な対応策を検討します。	
基本事業2 健康づくりの推進	
■方針 ●市健康増進計画に基づき、生涯を通した生活習慣病予防の取組を進めます。 ●より多くの市民が健康づくりに関する各種教室に参加するよう努めるとともに、各年代に応じた健康に関する相談体制の充実に努めます。 ●健康づくり食生活改善などに取り組む市民活動団体と連携して、家庭や地域における健康意識の向上を図ります。 ●健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食生活環境の変化に応じた食育の施策を推進します。 ●健康寿命の延伸のため、高齢者を対象に生活習慣病重症化予防を含めたフレイル予防を目的として保健指導や健康教育、健康相談を実施します。	■主な事務事業 各種健康相談事業、団体補助事業（市食生活改善推進員協議会）、高齢者健康づくり推進事業
基本事業3 心の健康の啓発	
■方針 ●精神疾患について、正しい知識を持ち理解を促すための啓発活動を行い、家庭や地域、職場などにおいて、心の健康を守る意識を広めます。 ●心の問題についての相談に早期に対応できるように、市社会福祉協議会、保健所、精神保健福祉センターなどの相談窓口について周知を図るとともに、精神科の医療機関と連携して適切な医療につながるよう支援します。 ●自殺を未然に防止するため、家庭や地域、職場でできる取組について、普及啓発を図ります。	■主な事務事業 各種健康相談事業、地域自殺対策緊急強化事業

関連する
市の計画

市健康増進計画（平成30年度～令和5年度）
第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）
いのちを支える自殺対策計画（令和2年度～令和5年度）

第4章 未来を担う人と文化を育むまちづくり

施策1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る

前期基本計画の取組

- これまでの学習指導の在り方を見直し、より一層の指導体制の充実に取り組みました。
- 義務教育9年間の学びの連続性及び系統性を明確にした「学びのデザイン」に基づき、教科担任制による学習指導や、指導に当たる教職員の意識改革と指導力向上、「学習の手引き」を活用した教職員、保護者及び児童生徒の意識の共有などを推進しました。
- 「市道徳郷土資料集」を活用し、人間の強さやすばらしさ、地域の伝統の奥深さや自然の豊かさを児童生徒に伝えました。
- 英語教育を早期に開始するため、また幼小中と連続して取り組むため、外国語指導助手(A L T)を増員しました。
- G I G Aスクール構想に基づき、令和3年に各小中学校に校内L A N及び1人1台タブレット端末を整備しました。
- 令和2年3月に旧戸多小学校跡地に教育支援センターを移転し、支援体制の充実を図るとともに、センター的機能を強化し、悩みを持つ児童及び生徒を支援しました。
- 平成31年に5つの市立幼稚園を統合し、「市立ひまわり幼稚園」を開園し、A L Tの配置や専門講師による運動指導を取り入れました。

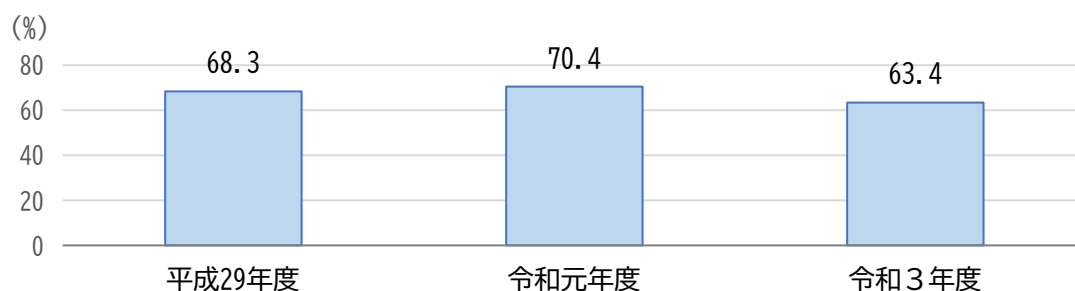
◎ 現状

- 令和3年度において、市内には市立幼稚園が1園、私立幼稚園が4園（うち2園は認定こども園）あります。市立小学校は9校、市立中学校は5校あります。
- 不登校などによる長期欠席児童及び生徒数は、県全体で微増傾向が続いていますが、本市においてはほぼ横ばい状態となっています。
- 市では教育相談事業として、教育支援センターの相談員による電話及び来所による相談と、適応指導教室のカウンセラー2人による、通室する児童生徒のカウンセリングを行っています。また、事例を基にした研修会の開催や、教職員、心の教室相談員など、各機関や専門員と連携を図った教育的支援を展開しています。
- 幼児、家族、教職員など、それぞれの状況等に適したきめ細やかな対応ができるよう、令和元年度から相談員を1人増員するとともに、スクールソーシャルワーカーを1人新規配置し、相談体制を強化しています。
- 市学校教育の目標に掲げる「個性と創造性に富み、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒を育成する」を推進するため、指導主事4人の派遣を受けて市内幼・小・中学校の教育課程の編成や学校課題の解決に向けた専門的事項の指導助言を行っており、計画訪問時には、全クラスで公開授業を実施し、教師の指導力向上に努めています。

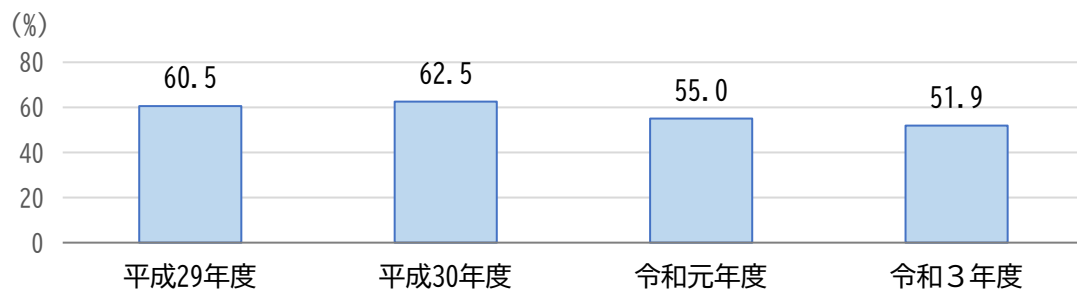
◎ 課題

- 小中一貫非常勤講師、学習指導員、生活指導員、学校図書館司書、外国語指導助手などを配置していますが、児童及び生徒一人ひとりの適性に応じた指導や、配慮の必要な児童及び生徒へのきめ細やかな対応をするためには、人的配置を充実させる必要があります。
- 児童及び生徒の健全な育成を図るには、学校、家庭及び地域の連携協力が不可欠であり、不登校児童及び生徒への指導は、学校、教育支援センター及び保護者が一体となって進めていく必要があります。特に生徒指導上の問題に早期対応するには、小学校からの継続的な指導が大切であるため、情報の共有など連携した体制整備が必要です。また、家庭の抱える課題が深刻化及び多様化しており、県児童相談所など関係機関との連携を図り、チームでの支援を進めていく必要が生じています。
- いじめについては、学校、地域、家庭など「いじめは絶対許さない」との意識を共有し、早期に兆候を把握し迅速に対応する必要があります。
- 就学指導に関しては市教育支援委員会の開催や保護者の就学相談を行っていますが、特別支援教育に関する専門的知識を有する職員の配置が必要です。
- 小中一貫教育については、学園の子は学園で育てる意識を共有し、教職員・保護者・地域が協働して取り組むことで、子どもたちの健やかな成長とたくましく生き抜く力を育てます。
- 中学校部活動については、地域移行に向けた取組を進めていくためには、生徒や保護者の意見を聴くと共に、地域や各種団体等と協力・連携して取り組む必要があります。
- 一定規模の集団の中で能力を伸ばし社会性を育むため、小中学校の適正規模化及び適正配置について検討する必要があります。
- 少子化や共働き家庭の増加に伴い、保育所（園）を選択する保護者が増えていることから幼稚園の園児数が減少傾向にあるため、今後の幼稚園の在り方を検討する必要があります。また、小学校への接続を円滑に行うため、保幼小中連携を推進する必要があります。

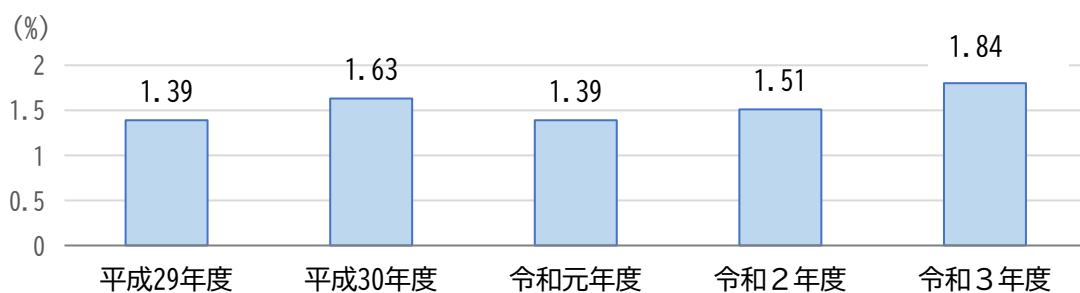
難しいことでも失敗を恐れず挑戦する生徒の割合



体力テストの県平均を上回った児童生徒の割合



不登校の長期欠席児童生徒の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象 幼児、児童、生徒

意図 心身ともに健康で人間性豊かに育つ

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
難しいことでも失敗を恐れず挑戦する生徒の割合	63.4%	75.0%	75.0%
体力テストの県平均を上回った児童生徒の割合	51.9%	62.0%	62.0%
不登校の長期欠席児童生徒の割合	1.84%	1.6%	1.5%
「子どもが幼稚園に行くことを楽しみにしている」と回答した保護者の割合	73.3%	81.0%	85.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられている事業です。

基本事業1 学習指導体制の充実	
■方針 ●確かな学力を培うため、児童生徒一人ひとりの能力、適性に応じたきめ細かく効果的な指導及び援助を行います。また、家庭学習について保護者との共通理解を深めるとともに、多様な学習指導方法の活用などにより教育指導体制の充実を図ります。 ●児童生徒が生きた英語に触れ、英語力を身に付けられるように、小中学校に英語指導助手を配置し、コミュニケーション能力の基礎を養います。また、市立ひまわり幼稚園には英語指導助手が常駐するなど、幼児期から外国文化や外国語に触れる機会を確保します。 ●教職員の指導力向上のため、自主的な研修活動や各種研修・研究の充実を図ります。 ●学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、自分らしい生き方や自立を目指すため、小中学校9年間を通した小中一貫教育を推進します。 ●GIGAスクール構想に基づき、小中学校におけるICT機器を活用した日常的及び自立的な指導を進めるとともに、児童生徒の学力の向上及び情報活用能力の育成を図ります。	■主な事務事業 外国語指導助手設置事業 ★、学習指導員等配置事業、学校教育情報化推進事業、小中一貫教育推進事業、教職員研修事業
基本事業2 心を育む教育の充実	
■方針 ●お互いの人格を尊重し、自己肯定感と思いやる心が醸成するように、また、命の尊さを自覚し理解する心が育つように、道徳教育や環境教育に取り組みます。 ●心身ともに健全でたくましく生きる力を育み、社会的規範を身に付けられるよう各種教育や体験学習による指導の充実を図ります。 ●読書を通して豊かな心と人間性を育み、確かな学力を培うため、市立図書館と連携しながら学校図書室機能の充実を図るとともに、学校図書館司書の適正な配置を目指します。 ●地域と協働した小中一貫教育を進めることで、ふるさとへの愛着や他人を思いやる心を育てます。	■主な事務事業 道徳教育ほか各種教育、体験学習指導、小中一貫教育推進事業
基本事業3 相談支援体制の充実	
■方針 ●児童生徒の悩みや保護者などからの相談に対し、教育相談員や	■主な事務事業 教育支援センター設置事

カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる適切な指導及び助言を行うため、教育支援センターの機能を強化し、身近な相談支援体制の充実を図ります。 ●何でも気軽に相談できる第三者的相談員を学校に配置し、心にとりを持って学校生活を送れるような環境づくりを進めます。 ●いじめや不登校などの問題に早期に対応し、重大化を防止するため、学校、家庭及び地域をはじめとする関係機関と情報を共有するなど、連携及び協力体制の充実を図ります。	業、心の教室相談員配置事業
基本事業4 教育環境の整備と運営体制の充実	
■方針 ●児童生徒一人ひとりが能力や適性に応じ、いきいきと学び成長できる教育環境を整備するため、人的配置の充実を図ります。 ●幼児、児童及び生徒の安全を確保し、教育環境の向上を図るため、校舎などの長寿命化を目的とした修繕を計画的に進めるとともに、学校施設及び設備の点検整備を行います。 ●一定規模の教育環境の中で社会性を育むため、小中学校の適正規模化を推進します。 ●「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を進めるため、学校評議員制度やコミュニティ・スクールを活用し、市民自治組織や市民活動団体などとの協働による特色ある教育活動を推進するとともに、市オリジナルの学校運営協議会方式の充実を図ります。 ●「市幼稚園教育スマイルプラン」を基に、市内の幼児教育施設のセンター的機能として、幼児教育の充実に取り組みます。 ●市内唯一の公立幼稚園として、保護者ニーズに応えるためにも、3歳児保育の実施や預かり保育の拡充、配慮が必要な子どもの受入れなど、今後の幼稚園運営の在り方について検討を進めます。 ●幼児が小学校の雰囲気や学習の様子を知り、小学校への憧れや期待感が高められるように、幼児と児童の定期的な交流を進めます。 ●「保幼小中連携協議会」を中心とした小学校、幼稚園、保育所などの教職員の連携や、就学前後における幼児の育ちの課程や課題についての情報交換により、幼児が小学校生活へ円滑に移行できるよう支援します。 ●地産地消を基本とする安全で安心な食材により、バランスのとれた学校給食を安定的に提供します。	■主な事務事業 小中学校施設管理事業、小中学校整備事業、学校評議員設置事業、給食センター運営事業★、ひまわり幼稚園運営事業★、コミュニティ・スクール推進事業★

●食育を通して食の重要性を学び、自然の恵みに対する感謝の気持ちを高めるとともに、望ましい食習慣の定着と心身ともに健やかな発育を図ります。	
--	--

関連する
市の計画

市教育プラン（令和5年度～令和9年度）

市幼稚園教育スマイルプラン（令和4年度～令和13年度）

施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る

前期基本計画の取組

- 青少年育成那珂市民会議や青少年相談員が中心となり、非行防止のパトロールやあいさつ・声かけ運動を行うとともに、環境浄化活動として有害ビラや捨て看板の確認を行うなど、地域における青少年の健全育成活動を実施しました。
- 青少年相談員を中心に、市内の携帯電話販売店を訪問し、フィルタリングに関する説明状況を確認し、市内全店舗で説明が行われていることを確認しました。
- 子どもたちが郷土の歴史や自然に触れる中でふるさとの良さを認識し、学校や学年の違う友だちとの交流を通して社会性を養うことができるよう、市内小学5年生及び6年生を対象にしたふるさと教室を開設しました。
- 保護者自らが親としての在り方、家庭の在り方を学ぶ場として家庭教育学級を開設し、正しい理解を持つための学習機会を計画的に設けました。
- 地域の実情に合わせた手法で、郷土学習や体験活動など、学校、保護者及び地域が連携を図る取組を進めました。
- 絵本を介して本に慣れ親しむ習慣づくりと親子がふれ合うきっかけづくりのため、生後4～5か月児とその保護者を対象にブックスタート事業を実施しました。
- 高校生ボランティアである高校生会については、会員募集を市広報紙や公式SNSなどへ掲載するとともに、市内各施設や市内中学校及び高校にポスター掲示をしました。また、加入者を通じて加入促進を図りました。

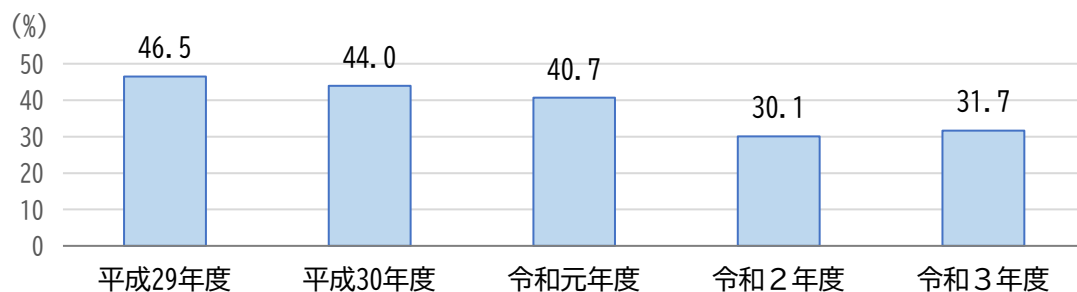
◎ 現状

- 青少年健全育成のための懇談会や中・高生と語る会を毎年開催するなど、青少年の現状を把握するとともに、健全育成のための方策についての意見交換を行っています。
- 子ども会における令和3年度の加入率は31.7%（児童数2,589人に対し、会員数は821人）で、加入率は減少の傾向が続いています。最近では、単位子ども会同士の統合や地区での統合など、存続のための工夫を提案し、子ども会存続及び加入促進を図っています。
- 共働き世帯の増加により、役員活動を負担と捉える傾向からPTA活動や子ども会活動に参加できない保護者が増えています。
- 高校生ボランティアである高校生会について、令和3年度は19人の加入者で活動しています。
- 4～5か月児の健康相談時に合わせ図書館ボランティアによる読み聞かせ、絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の実施及び継続的なイベントの開催により、読書習慣づくりと子育て支援に努めています。

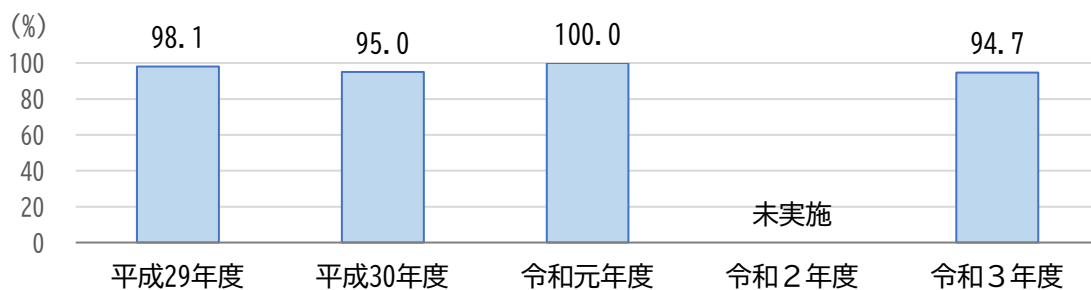
◎ 課題

- 青少年の健全育成を図るためには、多種多様な要望を整理し、心豊かにたくましく育つような様々な体験や活動の機会を提供し、更なる内容などの充実及び拡充に努める必要があります。
- 市版コミュニティ・スクールの拡充のため、運用に至っていない学校においては、各地域又は学校の実情に合った取組を更に調査していく必要があります。
- 青少年相談員や市民自治組織などを中心とした青少年の健全育成の推進を継続していく必要があります。
- 市子ども会育成連合会では、競技大会や親子の集い、体験活動などの事業を展開していますが、保護者や役員の負担軽減も求められています。
- 市子ども会への加入を促進し、子ども会活動の活性化を図る必要があります。
- 家庭教育学級において、保護者が学習したいと思う内容、危惧している内容などを精査し学習会の内容の見直しを行う必要性があります。
- 高校生ボランティアの加入促進を引き続き図る必要があります。
- ブックスタート事業実施後のフォローアップ体制を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが読書に親しむことができる取組が必要となっています。

子ども会加入率



ふるさと教室で友だちと協力して学習できた割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

青少年

意図

心豊かにたくましく育つ

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
子ども会加入率	31.7%	46.0%	46.0%
ふるさと教室で友だちと協力して学習できた割合	94.7%	100.0%	100.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 地域で育てる体制の充実

■方針

- 学校、家庭及び地域が一体となって地域の青少年を育てる体制を強化します。
- 放課後や休日における青少年の健全育成や非行防止のため、青少年相談員による街頭での声かけや相談活動、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動など、社会環境づくり相談体制の充実を図ります。
- 青少年がインターネット上の有害情報にアクセスし、健全な成長が阻害されることがないように、保護者に対してフィルタリング利用の普及促進を図るなど、関係機関と情報を共有しながら、青少年にとって適切な環境づくり推進します。
- PTAや子ども会などによる親と子の交流活動を通して、地域における教育の充実を図ります。
- 市版コミュニティ・スクールを充実させ、目標やビジョンを共有した各地域又は学校の実情に合った取組を更に調査し、拡充を図ります。

■主な事務事業

青少年相談員設置事業、団体補助事業（青少年育成那珂市民会議、市子ども会育成連合会）、コミュニティ・スクール推進事業

基本事業2 健全育成の推進

■方針

- 社会性を身に付けながらたくましく生きる力を養うため、ふるさと教室の開催などを通して仲間づくり郷土の歴史を学び、自

■主な事務事業

ふるさと教室開設事業、団体補助事業（青少年育成那

然に触れながら様々な体験をする機会を提供します。 ●子ども会活動など、地域との交流を通して社会性を身に付ける活動を支援します。 ●子ども会育成会事務マニュアルの見直しによる保護者の負担軽減や、子ども会の活動内容の周知により、子ども会へ入会しやすい環境を整えます。 ●中高生が子ども会活動に携わることができるように、ジュニアリーダー研修会への参加を勧奨するとともに、高校生ボランティアである高校生会への関心及び加入促進へのきっかけづくりにつなげます。	珂市民会議、市子ども会育成連合会)
基本事業3 地域や家庭の教育力の向上	
■方針 ●学校やP T A、市民自治組織などとの連携を強化し、地域や家庭の教育力を高めます。 ●家庭教育学級では、専門的な指導者を講師に迎えるなど、より充実した内容のプログラムを設定し、開催します。 ●市立図書館では、関係機関と連携及び協力しながら、ブックスタートの意義や重要性の周知を行うとともに、効果をより高めるために、子どもと保護者向けのおはなし会を開催するなど、本に慣れ親しむ習慣づくりを進めます。	■主な事務事業 家庭教育学級開設事業、団体補助事業（市P T A連絡協議会）、ブックスタート事業

関連する
市の計画

市読書活動推進計画（平成31年度～令和5年度）

施策3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

前期基本計画の取組

- 市立図書館では、市民ニーズの把握に努めながら、計画的に資料を収集及び保存しました。また、未所蔵の資料については、リクエストに応じて購入したり、他の公立図書館から借受けするなどして市民に提供しました。
- 市民が求める情報を適切に提供し、多様な学習要求に応えられるように、レファレンスサービス（調べもの相談）の充実に努めました。
- 地域に開かれた図書館として、市民がボランティア活動を通して図書館運営に参加してできる体制を整えました。
- 多様化及び高度化する生涯学習ニーズに対応しながら、市民の主体的な学習活動を支援するため、効果的かつ効率的な図書館運営に努めました。
- 市読書活動推進計画に基づき、市民が読書に親しむ機会の提供や充実に努めました。
- 市立図書館では、読書週間に合わせ「こども図書館まつり」「図書館まつり」を開催したほか、おはなし会や映画会、体験教室などの各種イベントを開催しました。
- 市文化協会の活動を支援し、芸術文化に対する認識と創造性の啓発活動を推進するとともに、各種講座を開講し、芸術文化の振興に寄与しました。
- 市中央公民館では、様々な市民ニーズに対応した魅力ある講座の提供に努めるとともに、自主的な生涯学習活動の成果を発表する機会として「公民館まつり」を開催しました。また、令和3年度は、オンライン配信も加えて実施しました。

◎ 現状

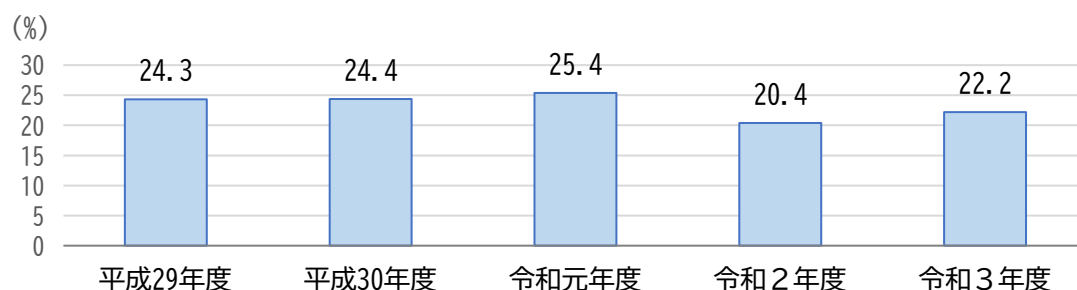
- 生涯学習施設の利用者数は、令和3年度で217,939人となっています。
- ライフスタイルなどの変化により生涯学習ニーズは多様化及び高度化しており、市民のニーズに応じた学習機会の提供を図っています。また、市民の自主的な学習活動が継続して行われるよう、生涯学習情報の提供や指導者の発掘及び育成に努めています。
- 日頃から学習活動をしている市民の割合は、横ばいの状況が続いています。
- 市立図書館では、市民が求める図書館資料の収集及び提供に努めるとともに、読書環境を整え、市民が快適に利用できるよう努めています。
- 市立図書館では、当初の蔵書目標数であった150,000点を達成し、令和3年度末には235,418点の蔵書数となっています。
- 市民からの要望が多い郷土資料の充実に引き続き努めています。
- 市中央公民館では、市民ニーズに応じた各種講座の開設に努めるとともに、自主的な学習活動に繋げるための支援に努めています。また、自主学習団体の成果発表の場として、展示コーナーの設置や、公民館まつりなどを企画しています。
- 各施設とも、市民がいつでも安全に学べる場を確保するため、計画的な維持管理及び修繕を

行い、施設の長寿命化に取り組んでいます。

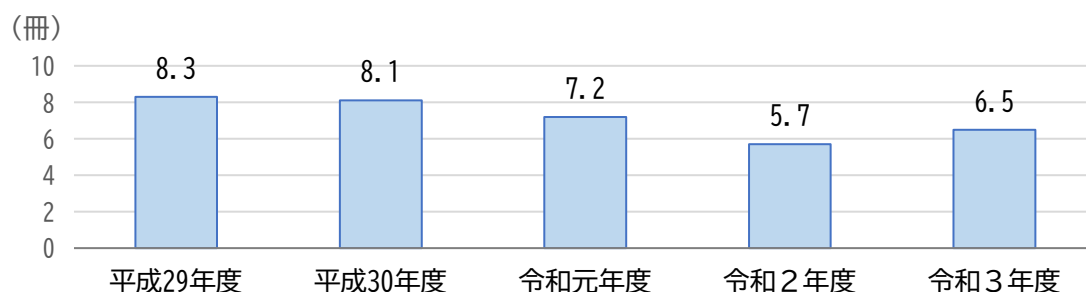
◎ 課題

- 利用者ニーズの高度化及び多様化や小中学校のGIGAスクール構想の導入により、新たなサービスを検討する必要があります。
- 図書館資料収集方針などを基に、市民が真に求める資料の収集、不足している郷土資料の収集に努める必要があります。
- 図書館運営について、市民が積極的に関われる機会を提供することが求められています。
- 多くの市民の活動の手助けのため、レファレンスサービスなどの図書館機能の更なる充実に努める必要があります。
- 読書活動の意義や重要性について、更なる普及啓発に努める必要があります。
- 日頃から学習活動をしている市民を増やすため、学習参加の機会や場を増やすとともに、イベント情報などを広く発信していく必要があります。
- 多様なニーズに応じた各種講座の開設や学習への参加機会を増やすため、幅広い情報提供及び発信に努めるとともに、他の関係機関との連携強化が必要です。
- 生涯学習活動に取り組む団体などの会員の高齢化が進み会員数も減少していることから、更なる啓発活動や活動情報の発信強化、指導者の育成及び確保が必要となっています。
- 引き続き、計画的な工事や修繕を実施し、施設の長寿命化など適正な対応が必要です。

学習活動をしている市民の割合



市民一人当たりの図書館資料貸出数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

自らテーマを持って生涯学習に取り組む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
学習活動をしている市民の割合	22.2%	29.0%	30.0%
市民一人当たりの図書館資料貸出数	6.5冊	8.8冊	10.0冊

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 生涯学習環境の充実

■ 方針

- 生涯学習活動の拠点である市立図書館や市中央公民館の適切な維持管理を行います。
- 高度化する市民ニーズに応じ、DXの導入推進を図ります。
- 多様化する市民ニーズに応じ、図書館資料の効果的な収集に努めます。
- 有識者や利用者といった多くの視点から、図書館の運営などについて協議及び検討するため、図書館協議会を定期的に開催します。
- 自主的な学習活動の場の提供や、各種イベントを開催するなど、図書館施設及び公民館施設の有効活用を図ります。
- 中央公民館においては、茨城県生涯学習推進指針のテーマである「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりにチャレンジする生涯学習」を礎に、様々な市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の生涯学習活動の推進を図ります。
- 幅広い年代が興味関心を持つ講座の開設に努め、生涯学習に取り組む市民の増加を図ります。

■ 主な事務事業

図書館管理事業、図書館運営事業、公民館施設管理事業

基本事業2 生涯学習活動の支援	
■方針 ●読書の意義や重要性について市民の理解を深めるため、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、読書推進活動に関する情報を周知及び提供します。 ●子どもの年齢に応じた推奨図書コーナーを整備し、本に親しむ機会の提供や読書が好きになる働きかけを行います。また、子どもの読書週間の趣旨に沿ったイベントを開催します。 ●市民一人ひとりが生涯に渡りテーマを持って学習できるように、生涯学習に関する情報の提供や、相談体制の充実を図ります。また、生涯学習の指導者となる人材の発掘及び育成を図ります。 ●学習の成果を発表できる機会を提供し、学習意欲の向上を図ります。 ●多様なニーズに対応する魅力ある講座開設のため、講師、大学、NPOなど関係機関との連携強化に努めます。	■主な事務事業 図書館運営事業、学級講座開設事業
基本事業3 芸術文化の振興	
■方針 ●創意工夫に富む各種文化事業の開催により、幅広い世代が芸術文化に触れる機会を提供するとともに、芸術文化の分野における人材の育成を図ります。 ●市文化協会の活動を支援し、芸術文化の振興を図ります。	■主な事務事業 団体補助事業（市文化協会）、学級講座開設事業

関連する
市の計画

市読書活動推進計画（平成31年度～令和5年度）

施策4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える

前期基本計画の取組

- 総合センターらぼーる内のトレーニングルームを令和2年度にリニューアルオープンしました。
- 那珂西大橋下流の河川敷に屋外スポーツの場としてのグラウンドを兼ねた多目的広場などを、国交省のかわまちづくり支援制度活用事業を利用し整備した「那珂西リバーサイドパーク」として令和4年4月に供用を開始しました。
- 令和4年度から令和6年度までの3年間、株式会社茨城放送とネーミングライツ契約を締結し、那珂総合公園の愛称が「なかL u c k y FM公園」となりました。
- 那珂総合公園において各種スポーツ教室を開催し、年代を問わずスポーツに親しむ機会を提供することで、市民の健康増進を図りました。
- 歩く会や駅伝大会の開催など、各種体育事業を展開している市スポーツ協会の活動を支援することで、市民の体力向上と健康増進を図りました。
- 市内の各種スポーツ団体を支援することで、様々なスポーツの発展につなげました。

◎ 現状

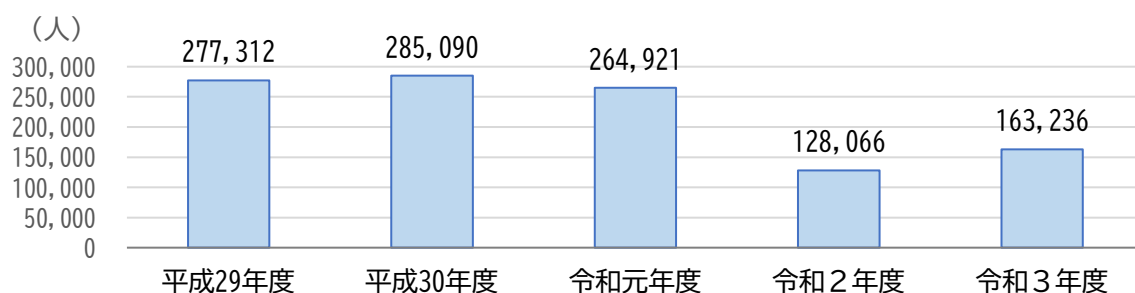
- 市内体育施設の利用者は、令和3年度で163,236人となっています。
- 市内には、那珂総合公園をはじめ、ふれあいの杜公園、神崎運動公園、地区体育館、笠松運動公園などがあり、スポーツ施設には恵まれています。どの施設においても老朽化が進み、屋内外を問わず修繕又は整備の要望があります。
- 那珂総合公園では各種スポーツ教室、市スポーツ協会では歩く会や駅伝競走大会、各種スポーツ大会など、市民のニーズに応じた教室や大会などを開催しています。また総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」の活動が活発化し、市民がそれぞれの地域でスポーツに親しむ機会は多くなっています。
- スポーツ協会に加盟している団体は18団体、スポーツ少年団も17団あり、多種多様な団体がスポーツに取り組んでいます。

◎ 課題

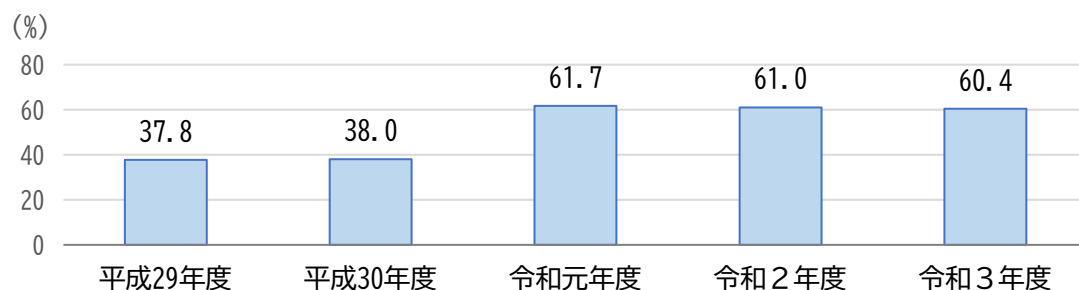
- 那珂西リバーサイドパークについては、地元住民やスポーツ団体との協働により、地域の憩いの場としての利用に加え、多目的スポーツ広場として、市内外住民が気軽に利用できるよう、維持管理方法について検討する必要があります。
- 健康の維持及び増進のため、また地域コミュニティの連帯感を深めるため、日頃からスポーツ活動に取り組む人の割合を増やしていく必要があります。

- 各施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕を実施していく必要があります。
- 各種スポーツの振興を図るため、指導者の育成及び運営スタッフの確保が必要となっています。
- 参加者からの意見を踏まえ、今まで以上に気軽に参加できる仕組みに加え、ニーズに応じた魅力ある教室や参加人数枠を確保する必要があります。
- 市民がスポーツを継続していけるよう、引き続き支援が求められています。

体育施設利用者数



日頃からスポーツに取り組んでいる市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

スポーツに親しむ

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
体育施設利用者数	163,236 人	263,000 人	269,000 人
日頃からスポーツに取り組んでいる市民の割合	60.4%	74.0%	78.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

基本事業1 スポーツ環境の充実

■ 方針

- 令和3年度に策定した「体育施設等個別施設計画」に基づき計画的に修繕を行い、スポーツ施設の適正管理と有効活用を図り、市民が安全に、また快適にスポーツに親しめる環境を整えます。
- 那珂西リバーサイドパークについては、屋外スポーツや自然との触れ合いの場として活用を図ります。
- 中学校部活動の地域移行については、学校や地域、関係団体と協議を行い、今後の方針について検討します。

■ 主な事務事業

総合公園管理事業、総合公園施設改修事業、体育施設管理事業、体育施設整備事業、那珂西リバーサイドパーク管理事業

基本事業2 生涯スポーツ活動の支援

■ 方針

- 市民ニーズに応じたスポーツ大会や教室、講習会などを開催することで、スポーツに親しむきっかけを提供し、健康づくりや共に楽しむ仲間づくりを支援します。
- 地域スポーツの中心的な役割を担うスポーツ推進委員については、実技研修会への参加や指導者育成などを支援することで、自主活動の普及やスポーツ指導などの活動の充実を図ります。

■ 主な事務事業

スポーツ教室開設事業、スポーツ推進委員設置事業、学校体育施設夜間開放事業、団体補助事業（市スポーツ協会）、保健体育事務

●ニュースポーツの体験機会の充実や普及啓発を図ります。 ●身近な地域でスポーツに親しむ機会を提供する総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 ●地区対抗大会の開催など、スポーツを通して地域コミュニティの連帯感を深める取組を展開する市スポーツ協会の活動を支援します。 ●各種スポーツ団体の指導者を対象に研修講座などを開催し、人材の育成及び確保を図ります。 ●プロスポーツチームを支援し連携することで、市民がスポーツに関わる機会の充実を図ります。	
---	--

関連する
市の計画

市スポーツ推進計画（令和３年度～令和１２年度）

施策5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る

前期基本計画の取組

- 歴史資産の適切な保護及び保存に努めるとともに、市の歴史や先人たちの偉業を広め、市民一人ひとりにふるさとを愛し、誇る心を育みました。
- 地域の歴史資産は、市民との協働により保存及び管理に努め、地域資源としての活用を推進してきました。
- 市史編さんにおいて、「中世那珂台地の川と道」「中世那珂台地の領主」「那珂市中世城館跡調査報告書」などを刊行しました。
- 市指定文化財額田城跡本丸跡を公有化しました。

◎ 現状

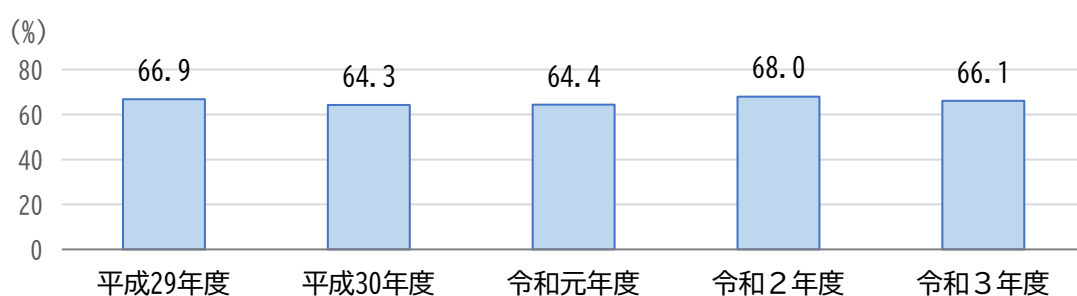
- 「額田城跡保存管理計画（第2期）」の期間を5年延長し、令和8年度までとしました。この計画に沿って、適切な保存及び管理、利活用に取り組んでいます。
- 額田城跡保存会による積極的な史跡保護活動が展開されるなど、市民の文化財への関心は高まっています。
- 歴史民俗資料館では、歴史資産や伝統文化を様々な角度から紹介したり、特別展を企画し、文化財などについて広く啓発を行っています。
- 郷土芸能保存会の自主活動を支援しています。
- 減少傾向にある民俗伝統行事については、映像保存事業で作成したDVDを市民や団体に貸し出しています。
- 埋蔵文化財包蔵地内の住宅造成、住宅建築に伴う試掘は9件、本調査件数は1件で横ばいです。
- 現在、指定文化財は88件あります。それらの文化財の所有者及び管理者の高齢化が顕著であり、将来に向けた保護保存が難しくなっています。
- 奈良時代が起源の倭文織は、市民グループが創作活動していますが少人数で高齢化も進み、伝統文化の継承が危惧されています。

◎ 課題

- 市歴史民俗資料館の常設展示は、開館以来ほぼ変更されていないため、リニューアルするとともに、さらに展示内容を充実させる必要があります。
- 歴史資産や伝統文化に興味及び関心をもってもらうため、魅力ある企画展や季節展、展示講演会を開催し来館者を増やす必要があります。

- 歴史資産や伝統文化を保存、有効活用し後世に伝承していくことが求められています。
- 郷土芸能などに触れる機会及び発表する場を増やし、市民が身近に親しめる環境づくりが必要です。
- 民俗伝統行事の理解と継承を図ることを目的に作成したDVDが、更に活用されるよう広く周知を行う必要があります。
- 郷土への愛着心や誇りを醸成するため、引き続き、歴史資産や伝統文化の保護、保存及び活用に努めるとともに、認知度を向上させる必要があります。
- 額田城跡本丸の計画的な調査を実施し将来の保存計画を検討する必要があります。

指定文化財を知っている市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、歴史資産・伝統文化

意図 歴史資産と伝統文化を守る

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
歴史資産・伝統文化が適切に保存・継承され、活用が図られていると感じる市民の割合	45.9%	60.0%	75.0%
指定文化財を知っている市民の割合	66.1%	74.0%	77.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 歴史資産の保護・保存と活用	
■方針 ●歴史資産を次世代に継承するために、発掘調査や研究を計画的に推進し、適正な保護及び保存に努めます。また、指定文化財を管理する個人や団体を支援します。 ●地域の歴史資産は地域で守るという意識を育むため、市内には文化財や史跡などが数多く残ることを周知するとともに、市民との協働による保存及び管理を推進します。 ●額田城跡については、計画的な整備と適切な保存及び管理に努めるとともに、広報紙などによる情報発信を通して、市民と歴史的価値の共有を図ります。 ●市の歴史や文化に対する市民の関心を高めるため、市歴史民俗資料館の展示内容の充実を図ります。 ●歴史資料の収集、保管、展示などを適切に行うことができる専門性を備えた職員の育成及び確保に努めます。 ●市内に残る歴史資産や伝統文化については、郷土への愛着心や誇りを醸成するために活用するほか、産業や観光の振興を図るための地域資源として活用を進めます。 ●市歴史民俗資料館の常設展示を充実する方法について検討します。	■主な事務事業 文化財保護対策事業、額田城跡整備事業★
基本事業2 伝統文化の継承と活用	
■方針 ●市内に残る無形の伝統文化が失われないように、映像や記録の保存及び活用による伝承に努めます。 ●郷土芸能の保存に取り組み、地域の子どもたちに伝承指導している団体の活動を支援します。	■主な事務事業 郷土芸能保存会補助事業、特別展開催事業

関連する
市の計画

額田城跡保存管理計画[第2期]（平成29年度～令和8年度）

施策6 多様な文化と交流する機会の充実を図る

前期基本計画の取組

- 姉妹都市盟約を締結しているテネシー州オークリッジ市との中学生交換交流事業の実施により、国際感覚を養う機会を提供しました。
- 外国人への情報提供や相談体制の充実を図り、外国人が安心して生活できる環境づくりを進めました。
- 友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なった風土や文化に親しむ機会を提供しました。
- 台湾の台南市との市民レベルでの交流を開始し、台湾側の窓口である台南市台日文化友好交流基金会と協力体制を構築しました。

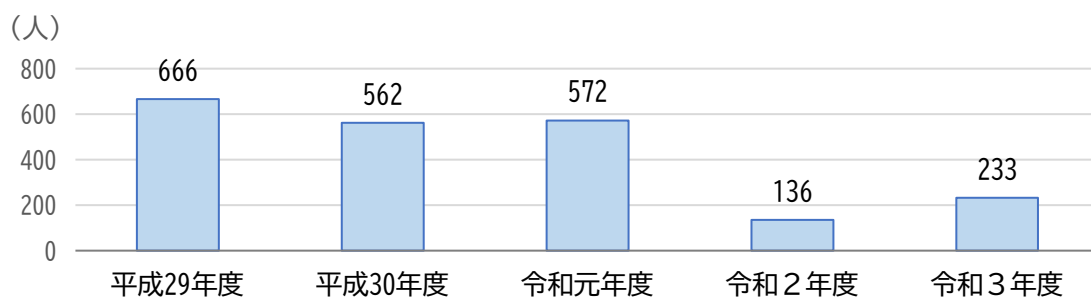
◎ 現状

- 令和4年1月現在、市内の外国人登録者は29か国で296人となっています。
- 姉妹都市盟約を結んでいるオークリッジ市と中学生交換交流事業を実施し、国際感覚を養う機会を提供しています。
- 国際交流のつどいや多文化共生セミナーなどを開催し、市民が様々な外国文化に触れる機会を提供しています。
- 外国人が安心して暮らすために必要な情報を、市国際交流協会のホームページに英語で掲載しています。
- 友好都市である横手市とのイベント交流やスポーツ交流を通して、異なった風土や文化に親しむ機会を市民に提供しています。
- 友好都市交流活動支援事業補助金制度により、市民団体の自主的な交流活動を支援しています。

◎ 課題

- 国際交流を推進するためには、多文化共生社会への理解促進及び多様な交流事業を企画することが求められています。
- 市国際交流協会については、新規会員を確保するとともに、協会事業を企画運営できる人材を育成し、運営の自立化を促す必要があります。
- 不確実な世界情勢の中でも国際交流を継続できるようICTを活用した取組が必要です。

国際交流活動・友好都市交流活動参加者数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

多様な文化に触れることで見聞を広げる、外国人が安心して暮らす

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
国際交流活動・友好都市交流活動参加者数	233 人	640 人	680 人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついてる事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 国際交流の推進

■ 方針

- オークリッジ市との交流により、日本とは異なる文化や価値観を持った者との相互理解や国際的なコミュニケーション能力を身につける機会の充実を図ります。
- 広く外国文化について学ぶ機会や市民と外国人とが交流する機会を充実し、多文化共生の理解促進を図ります。
- 外国人への情報提供や相談体制の充実を図り、外国人が安心して生活できる環境づくり推進します。
- 市国際交流協会の活動を支援するとともに、新規会員が増えるよう加入促進に努めながら、財源の確保や人材育成による運営

■ 主な事務事業

国際交流推進事業

の自立を促します。 ●不確実な世界情勢の中でも交流の機会がもてるよう I C Tなどを活用した取組を促進します。	
基本事業２ 友好都市交流の推進	
■方針 ●横手市との交流により、異なった風土や文化に触れることができる機会の提供に努めます。 ●友好都市交流活動支援事業補助金制度を活用し、市民による自主的な交流を支援します。	■主な事務事業 友好都市交流事業

第5章 活力あふれる交流と賑わいのまちづくり

施策1 活力ある農業の振興を図る

前期基本計画の取組

- 農業の収益力向上と担い手農家の育成支援を目標に、市アグリビジネス戦略を策定しました。
- 認定農業者や後継者、新規就農者に対する支援を行い、経営規模の拡大や市場評価の高い作物の生産拡大及び開発に努めました。
- 農業生産者の安定収入を確保するため、農産物直売所の利活用や学校給食への地元野菜の利用拡大を図るとともに、6次産業化や多様な事業者との連携による産品開発など農産物の地域ブランド化に取り組みました。
- 優れた農畜産物や加工品などを実需者や消費者にプロモーションを展開するとともに、販売戦略を構築して販売拡大を図る「食と農のマッチングフェア」や「いい那珂マルシェ」を開催し、新たな販路を開拓しました。
- 安全・安心な食料を供給するために、県やJAと連携して栽培技術の指導及び普及を行いました。
- 農業後継者や新規就農希望者の円滑な就農を図るため、担い手農家との協働による組織を設置し、包括的な支援体制の構築に取り組みました。
- 地域おこし協力隊による情報発信や農業体験ツアーの開催、農業高校や調理専門学校と連携した産品開発など農業関係人口づくりに取り組みました。
- 農地の有効活用に向け、農地中間管理事業を通じた担い手農家への集約化や、農業委員と農地利用最適化推進委員による農地パトロールなどの活動を進めました。
- 農業水利施設と農地の保全を図るため、農地法面の草刈りや水路の泥上げなど、地域で行う共同活動を支援しました。
- 農業生産性の向上を図るため、かんがい排水やため池などの農業水利施設の補修や整備を行いました。

◎ 現状

- 本市是那珂川と久慈川に挟まれた平坦で肥沃な土地に恵まれており、農業は基幹産業となっています。
- 農家戸数は、農業従事者の高齢化や後継者不足により減少傾向にあります。
- 地域農業の中心的担い手である認定農業者数は、横ばいの傾向にあります。
- 安全・安心で質の高い農畜産物の生産や多様な事業者との連携を通して、販売戦略の構築や新たな食の流通などアグリビジネスに資する取組を積極的に進めています。
- 担い手農家の育成や農地の集約化と経営規模拡大を図るため、新規就農希望者や認定農業者への支援を行っています。
- 主食用米の消費量は、人口減少や消費者の嗜好^{しこう}変化により、減少しており、価格も安値傾向にあります。
- 農地面積は、宅地への転用などにより減少しています。遊休農地などの面積は、農業委員会

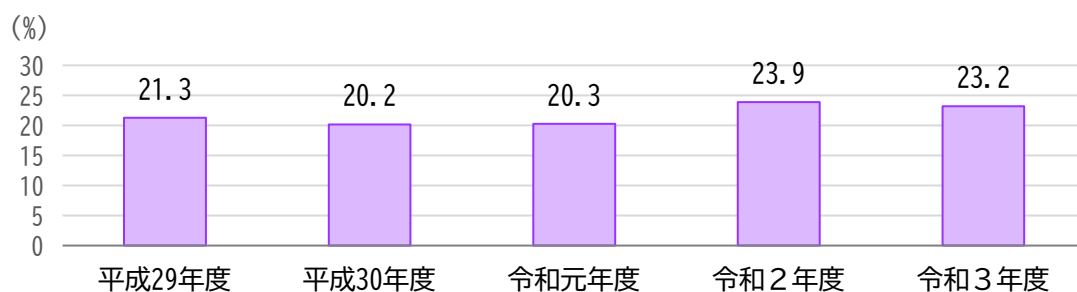
との連携や中間管理事業により横ばいの傾向にあります。

- 農地の集積及び集約を図るため、基盤整備を推進しています。

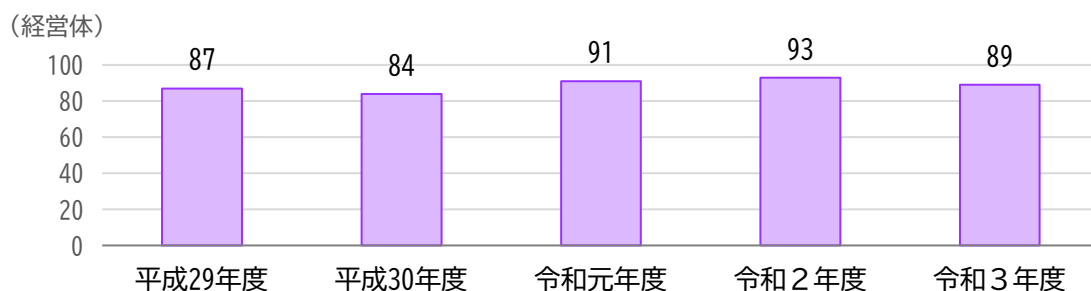
◎ 課題

- 持続可能な農地利用及び営農を実現するため、農地と営農する人の問題に地域と一体的に取り組む必要があります。
- 6次産業化と地域ブランドの創出の取組を通じて、販路拡大を進める必要があります。
- 消費者が安心できる農作物を需要に応じて安定的に供給できる体制を整える必要があります。
- 地域の担い手農家と協働し、新規就農者の定着や認定農業者の規模拡大を支援する必要があります。
- 農作物被害を防ぐため、病虫害や有害鳥獣駆除を継続する必要があります。
- 主食用米の価格安定のため、生産効率化や高収益作物への転換を図る必要があります。
- 農地の有効活用を図るため、農業委員会との連携や農地中間管理事業による集約化を進める必要があります。
- 離農などにより農地の保全管理が困難とならないよう、地域による共同活動の継続支援やリーダーを育成する必要があります。

担い手への農地集積率



認定農業者数



◎ 施策の目的と成果指標

対象

農家

意図

生産意欲を持って農業に従事する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
担い手農家への農地集積率	23.2%	28.0%	30.0%
認定農業者数	89人	100人	105人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 農業の収益力向上

■方針

- 農畜産業者で組織するアグリビジネスネットワーク組織への支援を通して、農業の収益力向上と地域農業の活性化を図ります。
- セミナーや実技講習を実施し、市産農畜産物の品質向上に努めます。
- 農業生産者や事業所、学校と連携して、カボチャなどを活用した地域ブランド商品の開発や、農業の6次産業化、一次加工を進め、付加価値の向上を図ります。
- 「いい那珂そだち」のロゴマークを活用し、市産農畜産物のブランド化を進めます。
- 農産物直売所と連携したイベント開催や学校給食への地元野菜の利用拡大を図り、地産地消を進めます。
- 金融機関や事業所と連携したマッチングイベントを開催し、実需者への販路拡大につながる地産外商に取り組みます。
- 生産性及び収益性の向上につながるIoTを活用したスマート農業への取組やICTを活用した農産物の販路拡大について、先進事例を調査し、農畜産業者への情報提供に努めます。

■主な事務事業

アグリビジネス戦略推進事業★、園芸振興支援事業、農業活動拠点施設管理事業

基本事業2 安全な食料の安定供給	
■方針 ●安全・安心な食料を安定的に届けられるように、需要に応じた野菜栽培を振興するとともに、県やJAと連携して農業栽培技術の指導及び普及を図ります。 ●経営所得安定対策を推進し、水稻生産農家の経営安定に努めることで、食料の安定供給を図ります。 ●放射性物質の検査を継続し、安全・安心な農作物の提供に努めます。 ●関係団体との連携により、病虫害及び有害鳥獣からの農作物被害の軽減を図ります。 ●畜産農家に対し、伝染病の予防に関する啓発や情報提供を行います。	■主な事務事業 経営所得安定対策奨励補助事業、農産物被害防除事業、農産物原子力被害対策事業
基本事業3 農地の有効活用と担い手農家による農業の展開	
■方針 ●持続可能な農業を実現するため、人・農地プランを地域と一体となって作成しています。 ●遊休農地については、パトロールによる調査及び指導により解消に努めます。 ●担い手農家への農用地集積、経営規模拡大及び遊休農地の解消を図るため、農地中間管理事業による農地流動化を促進します。 ●農地の集積及び集約に伴う大規模経営化対策として、機械設備の購入に対する補助を行います。 ●市農業担い手確保・育成協議会との協働により、新規就農者の確保や育成を図ります。 ●地域おこし協力隊による情報発信や農業体験ツアーの開催、教育機関との連携により、農業関係人口づくりを進めます。	■主な事務事業 人・農地プラン推進事業、遊休農地対策事業、担い手育成支援事業、農地中間管理事業、新規就農協力隊推進事業★
基本事業4 生産基盤の整備と保全	
■方針 ●農業生産性の向上を図り、農業構造改革に対応するため、ほ場の再整備や国営事業に関連する農業水利施設の整備を進めます。 ●既存の農業水利施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減に努めます。 ●地域資源でもある農地の基礎的保全活動を支援する多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全を図りながら、地域のリーダーの育成を進めます。	■主な事務事業 土地改良推進事業、土地改良基盤整備事業、那珂川沿岸農業水利事業

関連する
市の計画

人・農地プラン（毎年更新）
市鳥獣被害防止計画（令和5年度～令和7年度）
アグリビジネス戦略（令和3年度～令和7年度）

施策2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る

前期基本計画の取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者に対し、市の独自支援を行いました。
- 市商工会と連携するとともに「いい那珂オフィス」を活用し、創業者の支援に努めました。
- 企業支援コーディネーターによる「よろず相談窓口」を設置し、市内事業者への伴走型の支援を行いました。
- 就業の機会を増やすため、いばらき就職・生活総合支援センターやハローワークなどの関係機関と連携し、就職情報の提供や相談会を開催しました。
- 創業支援やサテライトオフィスの機能を備えた複合施設「いい那珂オフィス」を整備しました。
- 市内外の各種イベントなどにおいて、市特産品ブランド認証品のPR及び販売に努めました。
- 複合型拠点施設「道の駅」の整備に向けて基本構想及び基本計画を策定しました。

◎ 現状

- 新型コロナウイルス感染症の影響のある市内事業者へ支援を適宜実施しています。
- 令和3年度の特産品ブランドについては、33品目の商品が認証を受けています。
- 那珂西部工業団地や向山工業専用地域を中心に製造業などの工場が立地していますが、那珂西部工業団地に分譲地が5ha残るなど、地区内にまだ立地していない箇所があります。
- 常磐自動車道沿線を横断するガスパイプラインについては、向山工業専用地域西地区を中心に、ガス供給を活用することができます。
- 電源立地地域ならではの優遇制度を活用した植物工場などの進出を支援しています。
- 複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を推進しています。

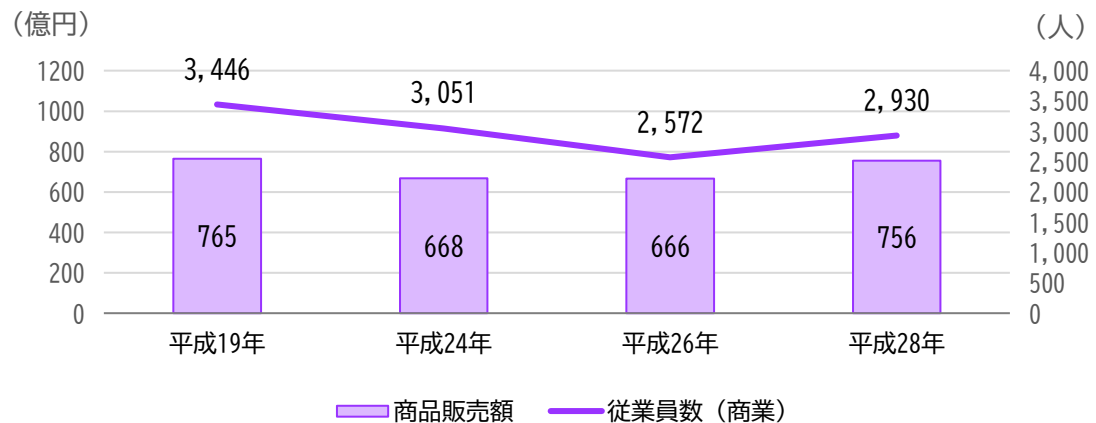
◎ 課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響のある市内事業者へ支援を適宜実施していく必要があります。
- 特産品ブランドについては、近年の購買活動の変化など、消費者ニーズも多様化していることから、認証品としての競争力強化に努める必要があります。
- 企業支援コーディネーター及び「いい那珂オフィス」を活用し、創業や事業承継など、市内事業者への支援を行っていく必要があります。
- 那珂西部工業団地や向山工業専用地域を中心に新たな企業の誘致活動を行い、市内における雇用の促進を図る必要があります。
- 菅谷寄居地区の工業地域に、商工業の発展につながる企業の進出を推進していく必要があります。

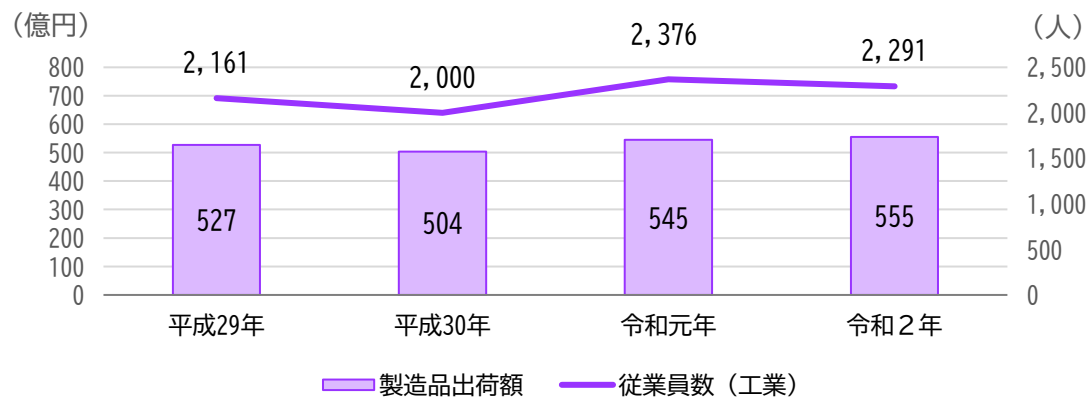
ます。

- 地元の企業や大学などと産官学連携を進め、就職支援を行う体制を構築していく必要があります。
- 複合型交流拠点施設「道の駅」については、持続可能な運営体制を構築していく必要があります。

商業（商品販売額/ 従業員数）



工業（製造品出荷額/ 従業員数）



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民、商工業事業所

意図

健全な経営がなされる、雇用の場が確保される

成果指標

	現状値	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
商品販売額	756 億円 (平成28年)	756 億円	756 億円
従業員数(商業)	2,930 人 (平成28年)	2,930 人	2,930 人
製造品出荷額	555 億円 (令和2年)	555 億円	555 億円
従業員数(工業)	2,291 人 (令和2年)	2,291 人	2,291 人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 商業の振興

■方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者に対し、適宜支援に努めます。
- 市特産品ブランド認証制度を推進するため、認証品のPRや新たな販路確保に努めます。
- 市商工会と連携して、経営指導や融資制度の充実を図るとともに、人材育成に努めます。
- 意欲ある起業家及び創業者や市商工会、市民活動団体など、地域の活性化のために活動する人や団体を発掘及び支援することで、まちなかの賑わい創出と市内商業全体の活性化を図ります。
- 賑わいの創出や交流人口を増やすため、商業施設や宿泊施設などの新規立地を促進します。
- 複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を推進します。

■主な事務事業

中小企業振興対策事業、特産品ブランド化推進事業★、いい那珂オフィス創業支援事業★、商工業者緊急応援事業、複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業★

基本事業2 工業の振興	
■方針 ●新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者に対し、適宜支援に努めます。 ●経営の安定化や後継者不足に対応するため、市商工会や企業支援コーディネーターと連携して、経営指導や融資制度の充実、人材育成に努めます。 ●茨城港（日立港区、常陸那珂港区）に近接し、常磐自動車道那珂インターチェンジを有する地理的優位性や、ガスパイプラインが横断しガス供給資源が活用できるという利便性を活かすとともに、固定資産税の優遇制度などを活用して、那珂西部工業団地や向山工業専用地域などへの企業誘致を積極的に推進します。	■主な事務事業 企業立地促進事業★、中小企業振興対策事業、いい那珂オフィス創業支援事業★、商工業者緊急応援事業
基本事業3 雇用対策の促進	
■方針 ●就業の機会を増やすため、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村と合同での就職説明会の開催及びハローワークなど関係機関と連携した就職情報の提供や相談窓口の運営、子育て中の女性を対象にしたセミナーを開催します。 ●企業支援コーディネーターの配置により、既存事業所や起業者及び創業者への支援を行うことで、地場産業の競争力を強化し、雇用の創出につなげます。	■主な事務事業 商工総務事務費、いい那珂オフィス創業支援事業★

施策3 地域資源を活かした観光の振興を図る

前期基本計画の取組

- 那珂総合公園では、市の花であるひまわりをシンボルとした「なかひまわりフェスティバル」を、日本さくら名所100選に選ばれている静峰ふるさと公園では、「八重桜まつり」などのイベントを開催し、観光の振興を図りました。
- 観光PRを行い、市の認知度向上に努めました。
- 地域に根差した伝統的な祭りに対して、継続性を見据えた支援を行いました。
- 静峰ふるさと公園の魅力向上を図るため、バーベキュー施設などの整備を行いました。
- 静峰ふるさと公園では、桜の更新作業を行うとともに、地域おこし協力隊主催によるイベントの開催や、イルミネーションを実施するなど、年間を通した魅力向上を図りました。
- 一の関ため池親水公園にある曲がり屋と月の風景が評価され、「日本百名月」に認定されました。
- 令和2年度に、市自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用を推進しました。
- 令和2年度からフィルムコミッション活動を強化し32か所登録しました。
- 令和3年度に茨城県フィルムコミッション等協議会へ加入し、市内ロケ候補地を5か所追加、4件を誘致しました。

◎ 現状

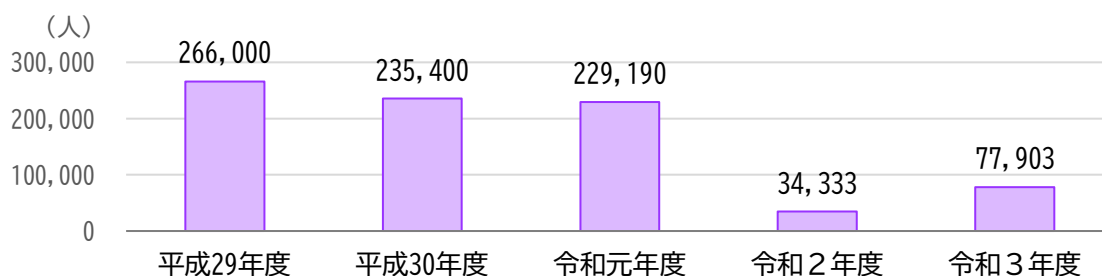
- 静峰ふるさと公園や清水洞の上公園、一の関ため池親水公園など、観光資源としての利活用を図っています。
- 観光イベントなどの実施を通し、市内への交流人口の拡大を目指すとともに、地域の活性化を図っています。
- 気軽に安心して自転車を利用してもらうために、サイクルサポートステーション協力店の登録や地域資源を活かしたサイクリングイベントを開催しています。
- より広い対象者へ観光情報を周知するため、ホームページやSNSなど様々な媒体で発信しています。

◎ 課題

- いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村が連携し、広域的な観光ツアーを造成又は実施するなど、効果的に誘客を図る必要があります。
- 静峰ふるさと公園は、魅力向上事業によるソフト事業の展開や施設の追加的整備、地域おこし協力隊の活用などにより、通年型・多世代での集客力向上に取り組む必要があります。
- サイクルツーリズムによる地域の活性化を図るため、継続的なサイクリングイベントの開催や情報発信を行う必要があります。

- 観光情報の発信においては、ターゲットを明確にして、ホームページやSNSなどを活用し、より広い対象者へ周知していく必要があります。
- より市の魅力を伝えられるロケ候補地を選定し、充実させていく必要があります。

観光入込客数



◎ 施策の目的と成果指標

対象 市民、観光客

意図 市への来訪者を増やし、観光振興を図る

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
観光入込客数	77,903 人	330,000 人	330,000 人

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 観光イベントによる地域活性化

■ 方針

- 交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、「なかひまわりフェスティバル」「八重桜まつり」を開催します。
- 市民が主体となって開催するイベントを支援します。
- 地域に根差した伝統的な祭りを支援します。
- サイクリストにとって、居心地が良い環境づくり進めるとともに、サイクリングイベントを通して交流人口の創出を図りま

■ 主な事務事業

なかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業★

す。	
基本事業２ 観光資源の発掘と活用	
■方針 ●市民と共に魅力的な観光資源を創造し、交流人口の拡大と地場産業の活性化を図ります。 ●既存の観光資源である静峰ふるさと公園に、多世代が集える拠点として公園の魅力向上を図ります。 ●既存の地域資源を新たな視点で見直すことで、更なる観光資源の利活用を図ります。 ●いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村と連携し、地域の魅力を市内外に発信する観光PR事業を展開するとともに、地域の観光資源をめぐる周遊イベントを開催するなど、広域観光を推進します。	■主な事務事業 静峰ふるさと公園魅力向上事業、各観光施設管理事業、清水洞の上整備事業★
基本事業３ 観光情報の発信	
■方針 ●市内の観光情報を収集し、観光パンフレットや市観光協会ホームページで紹介するほか、「いい那珂暮らし応援団」とも連携して、SNSで情報発信するなど、観光情報の発信力強化を図ります。 ●いばらきフィルムコミッションと連携して市内ロケ地候補を増やし、映画、ドラマやミュージックビデオなどのロケを誘致し、作品を通して市を発信します。	■主な事務事業 観光事務、団体補助事業（市観光協会）

第6章 行財政改革の推進による自立したまちづくり

施策1 効果的・効率的な行政運営を推進する

前期基本計画の取組

- 行財政改革を確実に推進するため、令和元年度から令和5年度までの5年間を期間とする第4次市行財政改革大綱に基づき、37項目からなる行財政改革に着手しました。
- 行政評価システムにより施策評価及び事務事業評価を実施し行政サービスの質の向上に努めました。また評価結果を公表することで透明性の高い行政運営を推進しました。
- 行政評価に対する客観性を確保するとともに、市民目線の意見を施策に反映させるため、令和2年度から有識者、各種団体代表などで組織する行財政改革懇談会による外部評価を開始しました。
- 令和3年度に明治安田生命保険相互会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結し、包括連携協定先が13団体となりました。
- 水戸市を中心とする県央地域の9市町村が連携及び協力し、定住に必要な生活機能の確保及び充実を図るため、平成28年7月に茨城県央地域定住自立圏を形成し、さらに令和4年2月には、より広範な分野での連携が可能となるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を水戸市と締結しました。
- 総合計画と各種計画との整合性を図りながら、それぞれの計画の目標達成に向けて進行管理を行うことで、各分野に渡る行政運営を計画的に進めました。
- 市政運営の新たな指針として第2期総合戦略、那珂ビジョンを策定しました。
- 業務の効率化を図るため、一部の業務でRPAの実証実験を行い、効果が確認できたため、令和4年度からRPAを本格導入しました。
- 民間のノウハウを活かし市民サービスの向上と経費の削減を図るため、那珂聖苑で平成30年度から指定管理者制度を導入しました。

◎ 現状

- 行政組織については、市民サービスの低下を招かないよう、必要に応じた見直しを行っています。
- 行政評価システムは、予算や実施計画と連携することによりPDCAサイクルをより実効性のあるものとしています。
- 令和3年度（令和2年度振り返り）の施策評価の結果では、31施策中、5年前より向上したとしている施策が14施策で45%、近隣団体と比較し、どちらかといえば高水準、同水準としている施策は22施策で71%となっています。
- 令和3年度（令和2年度振り返り）の事務事業評価においては、評価対象事業217事業のうち、廃止・休止・終了・統廃合が13事業、見直しが128事業で、それらを合わせた141事業（65%）が見直しなどとして評価されており、効率的かつ効果的な行財政運営に資する結果であると考えられます。
- 指定管理者制度は、市総合保健福祉センター、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎及び那珂聖苑で導入

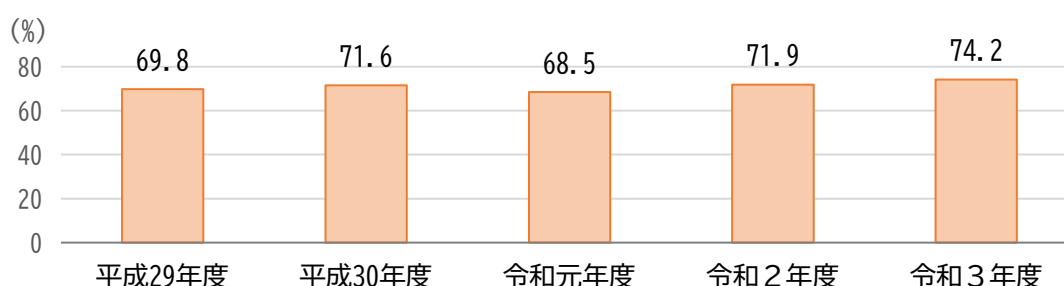
しています。

- R P Aを利用する業務を拡大するため、対象業務の選定を進めています。

◎ 課題

- 市の財政状況が厳しい中で、市民満足度の高い行政サービスを提供していくためには、行財政改革を引き続き推進する必要があります。また、行政評価システムは、より効果的な活用が可能であるか検討が必要です。
- 市民サービスの向上や行政事務の改善を図るため、職員研修や人事評価制度により、職員の職務遂行能力の向上や人材育成に取り組む必要があります。
- 人事評価制度については、職員の業績や能力を公正に評価するための評価者の能力向上に取り組む必要があります。
- 事務の効率化による業務負担の軽減や効率的な人員配置のため、各種業務の民間委託などについて推進する必要があります。
- 地方分権の進展に伴う地域間競争に勝ち抜くために、地域の魅力の発信力を強化し地域活性化を図るとともに、市民との連携はもとより産学官連携の充実を進める必要があります。
- 個人情報の保護や漏えいの懸念が指摘されているため、情報セキュリティの強化対策が必要です。
- 自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化などを踏まえ、セキュリティポリシーやセキュリティ対策を適切に見直す必要があります。
- 行政手続のオンライン化、R P Aの活用などデジタル技術に対応できる人材を育成する必要があります。

行政サービスに対する市民の満足度



◎ 施策の目的と成果指標

対象

行政

意図

効果的かつ効率的に行政サービスを提供する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
行政サービスに対する市民の満足度	74.2%	78.0%	80.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられていた事業です。

基本事業1 行財政改革・行政評価の推進	
■方針 ●持続可能な地域社会の形成や新たな行政ニーズに的確に対応できるように、効果的な行政経営を推進します。 ●限られた財源の中で効率的かつ効果的に行政経営を行うため、職員の定員管理の適正化に努めるとともに、行政評価システムを活用することにより取り組むべき施策や事業の改革改善を行っていき、行政のスリム化に努めます。 ●行財政改革の推進に当たっては、職員が自らの問題として捉え、全庁的に取り組むとともに、外部評価を実施し市民の意見を行政運営に反映します。	■主な事務事業 行財政改革推進事業
基本事業2 地方分権化への対応	
■方針 ●産学官連携の内容を充実して、まちづくりや地域振興に有効な施策又は事業の企画立案に活用します。 ●権限移譲や市民ニーズの多様化により増加又は高度化する業務に対応し、独自性を持った政策を立案・形成できるように、職員の資質向上を図ります。	■主な事務事業 いい那珂パートナー連携事業★

基本事業3 広域行政の推進	
■方針 ● いばらき県央地域連携中枢都市圏については、地域経済の活性化や都市機能の向上、生活環境の充実など各政策分野における施策の展開を関係市町村と連携を図りながら実施します。	■主な事務事業 広域連携事業
基本事業4 計画行政の推進	
■方針 ● 総合計画をはじめとする各種計画の策定に当たっては、アンケートやワークショップなどの実施により各世代の市民意見を的確に把握し、計画への反映に努めます。 ● 総合計画と各種計画との整合性を図り、目標の達成に向けて進行管理を行うことで、各分野に渡る行政運営を統一的かつ確実に推進します。 ● 総合計画に掲げる施策を確実に展開するため、選択と集中による実効性の高い実施計画を策定し、計画的に行政運営を進めます。	■主な事務事業 総合計画策定事業、各種計画策定・管理事務
基本事業5 効果的な行政運営	
■方針 ● PPP／PFIなどの民間活力の導入については、効果や課題を十分に検証した上で、適切な行政サービスを確保しながら活用を進めます。 ● 社会経済情勢の変化に的確に対応できる職員を育成するため、職位や職務に応じた基礎的役割を認識するための階層別研修、政策形成能力や法務能力の向上を重視した専門研修を実施するほか、国や県に実務研修生として職員を派遣するなど、職員研修の充実を図ります。 ● 各職場におけるOJTを通して公務員としての意識を醸成し、市民目線で対応できる職員となるように、効果的な人材育成を行います。 ● 人事評価制度の活用により、目標の達成に向けて個々の職員が職務遂行能力を高めることで、職員全体のスキルの底上げを図るとともに、職員の能力及び実績に基づいた人事管理を行います。 ● 自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用などデジタル化を推進することで、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていきます。	■主な事務事業 職員研修事業★、高度情報化推進事業★

関連する
市の計画

第4次市行財政改革大綱（令和元年度～令和5年度）

施策2 健全な財政運営を図る

前期基本計画の取組

- 納税の利便性向上と納税機会の拡充を図るため、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリを用いた納付を可能にしました。また、口座振替推進会議を開催し、関係機関と口座振替推進強化を図るとともに、ペイジー口座振替受付サービスの導入により、市税などの口座振替を推進しました。
- 市税、各種使用料などの公金の滞納については、収納対策推進本部会議を設置して収納の強化を図りました。
- 市の広報紙やホームページへの有料広告掲載、動画モニターや広告付き案内板の設置、ネーミングライツの導入のほか、ふるさとづくり寄付や企業版ふるさと納税の推進により、自主財源の確保を図りました。
- 経費の節減合理化と財源の効果的及び効率的な配分による予算編成に取り組み、持続可能な財政運営を図りました。
- 統一的な基準による地方公会計制度の推進及びそれに伴う固定資産台帳の整備更新を通して、財政状況及び保有資産の透明性の向上に努めました。
- 市保有の財産及び物品を適切に管理するとともに、活用が図られていない市有地などについては売却処分を行いました。
- バリアフリー化や脱炭素化に努め、誰もが安心して利用できる施設づくり推進するため、市公共施設等マネジメント計画を令和3年度に改定しました。

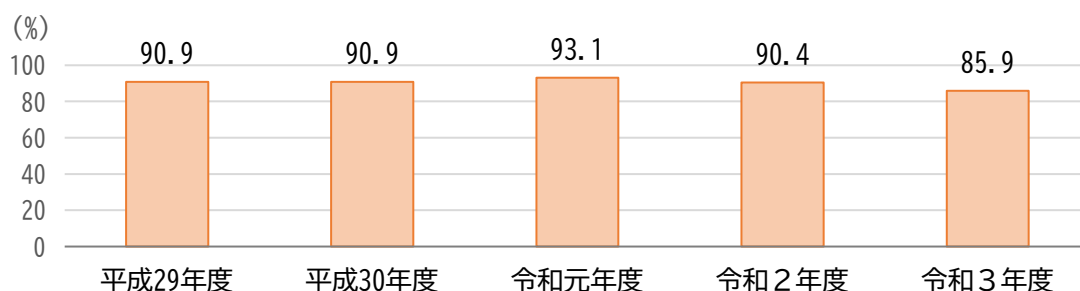
◎ 現状

- 徴収率は、滞納者の法的処分の強化と口座振替の推進、コンビニエンスストアでの収納などにより令和3年度は97.5%となっており、県平均97.3%を上回っています。
- 有料広告については、各媒体の特性を活かしながら拡充を進めています。
- ふるさとづくり寄付については、特産品などの謝礼品の数やポータルサイトの数を増やしたことにより寄附が増加しています。
- 本市の財政状況は、令和3年度末で経常収支比率が85.9%、市債残高が約180億円、基金残高が約62億円となっています。
- 歳入は、市税についてはほぼ横ばいで推移している状況にあり、地方交付税についても、今後大幅な増加は見込めない状況となっています。
- 歳出は、扶助費や公債費などの義務的経費が増加しているほか、道路などの社会資本整備や老朽化している公共施設の修繕に対する財政需要が高まっています。
- 監査制度の「例月現金出納検査」「定期監査」「決算審査」で市の予算執行などについて厳正な監査などが行われています。

◎ 課題

- 企業誘致、雇用確保などの施策を含め、総合戦略に掲げた移住・定住促進策を推進し、税収を確保する必要があります。
- 有料広告については、引き続き広告代理店方式を推進し、安定した収入の確保に努める必要があります。
- ふるさとづくり寄付については、市や特産品などのPRを進めながら、謝礼品の更なる拡充を図り、自主財源の確保に努める必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、歳入の根幹である市税については伸びが見込まれない中、公共施設などの老朽化による計画的な大規模修繕、社会保障費の増加などが見込まれており、対応が必要となっています。
- 持続可能な発展を図るため、総合戦略に位置付けられた事業を推進しつつ、引き続き、歳入に見合った行政運営を進め、経費の節減合理化を図っていくことが必要となっています。
- 市有地などの公有財産について、適切に管理する必要があります。
- 市公共施設等マネジメント計画に基づき、維持修繕を計画的に行う必要があります。

経常収支比率



◎ 施策の目的と成果指標

対象

財政

意図

自主財源を確保し、収支バランスのとれた健全な状態にする

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
経常収支比率	85.9%	90.0%	89.0%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられている事業です。

基本事業1 財源の確保	
■方針 ●口座振替の推進と納税機会の拡充を図るとともに、様々な機会を捉えて、市民の納税意識を高めるための啓発を進め、納期内納付を促進します。 ●公金を適正に収納して自主財源の確保を図るため、収納対策推進本部会議が中心となり、全庁的に滞納整理に取り組みます。 ●企業誘致の推進や有料広告収入の安定化、ふるさとづくり寄付金の謝礼品の拡充、企業版ふるさと納税の推進など、自主財源を確保するための取組を進めます。	■主な事務事業 市税の賦課徴収事務、各種公金収納事務、収納対策事務、ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業
基本事業2 健全な財政運営の確立	
■方針 ●行政評価システムを通して、事務事業における達成目標の定量化と効果を把握し、翌年度の施策内容や予算編成に活用します。 ●事務事業評価に基づき、事業の計画的かつ効果的な推進と経費の節減合理化を図るとともに、長期的な視点に立って適正な市債の発行に努めるなど、持続可能な財政運営を進めます。 ●財務書類なども活用し、市の財政状況を分かりやすく公表することで、市民の財政運営に対する理解を促します。	■主な事務事業 財政事務費、監査委員設置事業、行財政改革推進事業
基本事業3 公有財産の適正管理と有効活用	
■方針 ●活用が図られていない市有地などについては、売却を進めます。 ●公用車については、集中管理により効率的に運用し、適正な保有台数を維持します。 ●公共施設については、市公共施設等マネジメント計画に基づき、老朽化に伴う施設の修繕や長寿命化を計画的に行い、維持管理に係る財政負担の平準化を図るとともに、バリアフリー化や脱炭素化の視点も踏まえ、施設の適正配置と安全・安心な管理運営を推進します。	■主な事務事業 財産管理事務★

関連する市の計画

第4次市行財政改革大綱（令和元年度～令和5年度）
 市公共施設等マネジメント計画（平成27年度～令和26年度）、
 市公共施設等マネジメント計画 第1期行動計画（平成27年度～令和6年度）

施策3 多様な行政サービスを提供する

前期基本計画の取組

- 令和3年7月から、遺族が市役所で行う諸手続をまとめて取り扱うための窓口「おくやみデスク」を開設しました。
- 各課窓口への案内表示を来庁者に分かりやすい表現に変更しました。
- 混雑を避け、スムーズな交付手続を実施するため、日曜日に予約制のマイナンバーカード交付事務を始めました。
- 市民にとっても、支払の選択肢が増えることや現金を準備する手間がなくなること、手続にかかる時間や待ち時間が少なくなることなどのメリットがあるキャッシュレス決済を導入しました。
- 連携協定を締結している企業に講師を依頼し、接遇マナー研修を開催しました。
- 令和3年から、行政手続の簡素化を推進し、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、申請書などの押印及び署名の見直しを実施しました。

◎ 現状

- 質の高い窓口サービスの提供と市民の利便性の向上を図るため、窓口サービス検討委員会を設置して、より良いサービスの手法や体制を研究し、導入に努めています。
- 平成12年12月から木曜日に限り窓口を午後7時30分まで延長しています。また、平成23年9月から日曜開庁も実施しています。一定の期間が経過しており、市民にも定着しています。
- 関連する複数の手続を1か所で済ませる「ワンストップサービス」については、来庁された市民の方が動くことなく、職員がローテーションで入れ替わり対応する、「職員派遣型」と呼ばれる方式で実施しています。
- 平成28年1月から住民票と印鑑証明書を、令和元年12月からは所得証明書及び課税証明書のコンビニ交付を開始したことにより、市民の利便性の向上を図っています。また、マイナンバーカードの交付件数の増加に伴い、コンビニ交付利用件数は徐々に増加しています。

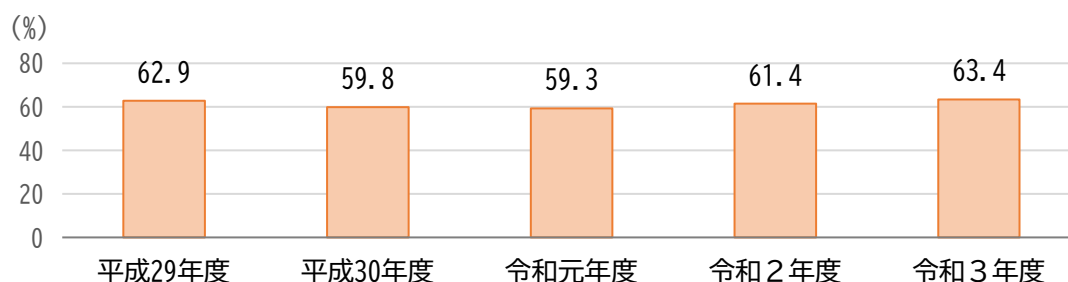
◎ 課題

- 窓口サービスの向上を図るためには、市民視点の適切な接遇や業務水準の向上が不可欠となっています。そのため、来庁者に対する接遇の改善や、職員の業務に対するスキルアップを図る必要があります。
- ワンストップサービスの導入については、来客スペースや職務スペースが手狭になってきているの庁舎の構造上の問題がある一方、自治体におけるDX推進の動きが活発化している。今、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させることが求められている。

め、市役所窓口業務の体制についても、この中で検討していく必要があります。

- マイナンバーカードの普及啓発に努め、市民の利便性向上と事務効率化を図る必要があります。
- 権限移譲は事務量の増大につながることから、移譲事務の効果を検証し、行財政改革との整合性を図りながら、適切に進める必要があります。

窓口サービスが充実していると感じている市民の割合



◎ 施策の目的と成果指標

対象

市民

意図

必要なサービスを適切かつ迅速に受けることができる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
窓口サービスが充実している と感じている市民の割合	63.4%	75.0%	80.0%
行政サービスに対する市民の 満足度	74.2%	81.4%	85.2%

◎ 基本事業と方針、主な事務事業

★のついている事業は、那珂ビジョンに位置付けられている事業です。

基本事業1 窓口サービスの充実	
■方針 ●適切かつ迅速な窓口サービスを提供するため、職員の業務知識と接遇技術の向上を図ります。また、市民視点の親切で丁寧な窓口対応に努めます。 ●窓口サービス検討委員会において、より良いサービスの手法又は体制について研究又は導入を進めるとともに、快適な待合スペースを整備するなど、窓口環境の改善に努めます。 ●窓口サービスの更なる向上のため、電子申請の取組を推進し、DXを踏まえたワンストップ総合窓口の設置について検討します。また、窓口業務の民間委託については、国の動向を踏まえながら、先進事例などの研究を行います。	■主な事務事業 各課窓口業務、総合案内業務
基本事業2 より便利な行政サービスの構築	
■方針 ●市民アンケートを活用して市民ニーズを的確に把握し、行政サービスの向上を図ります。 ●マイナンバーカードの普及啓発を進めるとともに、コンビニでの証明書交付や子育てに関するオンライン申請など、マイナンバーカードを活用した行政サービスを提供し、市民の利便性向上と事務の効率化を図ります。 ●権限移譲については、行政サービスの向上と効果を検証しながら、適切に取り組めます。	■主な事務事業 窓口時間延長事務、日曜開庁事務、証明書コンビニ交付事業、市民アンケート事務、権限移譲事務